尾張旭市　地域福祉計画

第４期地域福祉計画・第５次地域福祉活動計画

＜計画期間：令和3年度～令和7年度＞

―素案―

令和2年12月

尾張旭市 ・ 尾張旭市社会福祉協議会

目次

第１章　計画策定にあたって 1
　1　はじめに 2
　2　計画策定の背景と目的 6
　3　計画の位置づけ 7
　4　計画期間 9
　5　計画の策定体制 10
第２章　尾張旭市の地域を取り巻く現状と課題 11
　1　統計からみる尾張旭市の現状 12
　2　アンケート等からみる市民や活動者の意識 21
　3　前回計画の評価 28
第３章　計画の基本構想 37
　1　計画の基本理念とめざす姿 38
　2　計画の基本目標 40
　3　地域福祉の進め方 41
　4　尾張旭市の地域共生社会 42
　5　施策の体系 43
第４章　施策の展開 44
　「施策の展開」にあたって 45
　基本目標１　隣近所や地域の力による福祉活動の展開 48
　基本目標２　地域福祉活動に対する支援施策の充実 59
　基本目標３　福祉サービスの充実と適切な利用の促進 71
　基本目標４　誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり 88
　基本目標５　誰も自殺に追い込まれない地域づくりの推進 109
第５章　尾張旭市成年後見制度利用促進計画 118
　1　計画策定にあたって 119
　2　現状と課題 120
　3　施策の展開 122
第６章　計画の推進に向けて 126
　1　地域共生社会の実現に向けた体制強化 127
　2　社協の体制強化 128
　3　計画の進行管理 128

【本計画で使用する用語の定義】

用　語	定　義
地域組織	連合自治会・自治会・町内会、校区社会福祉推進協議会※、子ども会、シニアクラブ、みらい子育てネット、婦人会など、ある一定の地域（小学校区や行政区など）を範囲として、その地域の住民を対象とした活動を行う組織、団体
市民活動グループ	特定のテーマ（子育て、障がい者福祉、高齢者福祉、防災、環境保全など）に関心や問題意識を持つ人々が集まり、活動を行うボランティア団体や市民活動団体、ＮＰＯ法人などの組織、団体
福祉サービス事業者	介護保険制度や障がい者福祉関連制度における各種福祉サービスを提供する事業所。社会福祉協議会も介護保険事業などを行っている点において、福祉サービス事業者とみなす
福祉関係団体	上記の地域組織、市民活動グループ、福祉サービス事業者を総括した名称

※校区社会福祉推進協議会…小学校区を単位として、全校区（９校区）に組織されている社会福祉協議会の末端組織。自治会関係者、民生委員・児童委員をはじめ、各校区内の福祉活動を行う地域住民により構成されている。本計画では「校区社協」と表現する。

第 1 章

計 画 策 定 に あ た っ て

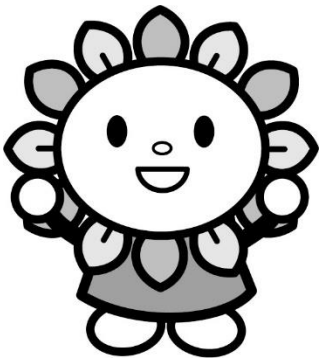

第１章ではこの計画がどういう計画なのか、地域福祉とは何かなど、計画の前提となることを説明しています。

1　はじめに
2　計画策定の背景と目的
3　計画の位置づけ
4　計画期間
5　計画の策定体制

1 はじめに

（１）「地域福祉」とは

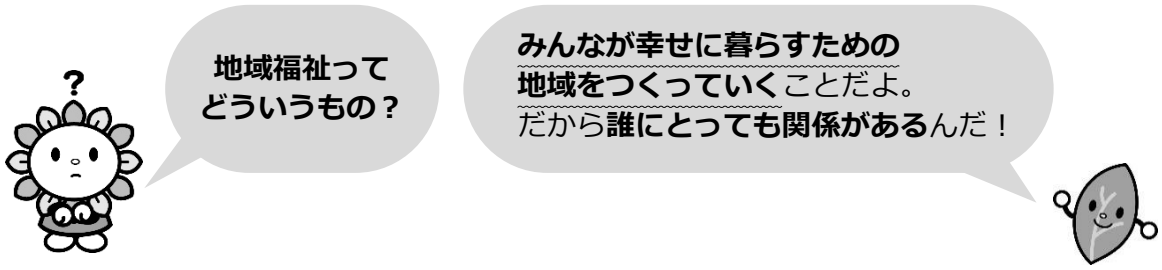

「社会福祉」とは、支援を必要とする特定の人に向けた福祉の考え方ですが、「地域福祉」には、特定の人に限定せず、地域に住む誰もが“しあわせな暮らし”を送ることができる地域をつくっていく、という意味が込められています。

一人ひとりの“しあわせな暮らし”のためには、家族や友人はもちろん、地域住民や行政、社会福祉協議会（以下、「社協」という。）など様々な人が関わり合いながら、助け合い、協力できる基盤をつくっていくことが大切です。

（２）「地域共生社会」とは

近年の地域福祉では「地域共生社会」の考え方が重要となっています。「地域共生社会」とは、高齢者や障がいのある人、子どもなどすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創り、高め合う社会のことをいいます。

国では次ページのような議論が進められ、平成 30 年 4 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が施行されました。これには、地域福祉の根拠となる法律、「社会福祉法」の一部改正も盛り込まれています。その後も市町村における包括的な支援体制の整備のあり方について検討が行われ、市町村においては、新たな事業の創設等を進めるよう示されています。

【地域共生社会】

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が 『我が事』として参画し、 人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

（平成 29 年 2 月 7 日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部）

■地域共生社会の実現に向けた国の動向

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（平成 27 年９月）

地域社会を取り巻く環境の変化によって、福祉ニーズが多様化・複雑化していることを背景に、従来の分野別の社会福祉サービスから、すべての人が世代や背景を問わず安心して暮らし続けられるまちづくり（全世代・全対象型地域包括支援）の必要性を提示。包括的な相談体制や総合的な福祉サービスの提供など、４つの改革の方向性を示す。

↓

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年６月閣議決定）

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を踏まえ、子ども・高齢者・障がいのある人など、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱

↓

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置（平成 28 年７月）
地域力強化検討会の設置（平成 28 年 10 月）
地域力強化検討会　最終とりまとめ（平成 29 年９月）

「地域共生社会」の実現に向けた具体的な検討を行い、最終とりまとめとして、市町村における包括的な支援体制の構築や、地域福祉（支援）計画で各福祉分野に共通して取り組むべき事項等を提示

↓

「社会福祉法」の改正（平成 29 年５月成立、６月公布、平成 30 年４月施行）

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、「社会福祉法」も改正。「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念の規定、市町村による包括的な支援体制づくり、地域福祉計画の充実について提示

↓

地域共生社会推進検討会の設置（令和元年５月）
地域共生社会推進検討会　最終とりまとめ（令和元年 12 月）

市町村における包括的な支援体制の整備のあり方や、今後強化すべき社会保障・生活支援の機能について検討し、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の３つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業の創設等について提示

↓

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和２年６月）

地域共生社会の実現を図るため、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援できるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設等について規定

（３）「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方

地域福祉を進めるときに重要となるのが「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方です。

地域での様々な課題や困難に対して、まずは個人や家族が解決することを「自助」といいます。それだけでは解決できない場合に、隣近所の助け合いや支え合いで解決することを「互助」、介護保険などの制度化された支え合いの仕組みで対応することを「共助」といいます。さらに、行政等が公的支援で解決することを「公助」といいます。

従来の社会保障の制度では、「自助」やそれを支える「互助」を基本としつつ、対応できない課題について「共助」「公助」が補完し、地域の課題解決が図られてきました。しかし昨今、個人や世帯が抱える課題が複雑化・多様化するなかでは、それぞれの役割分担を固定するのでなく、相互に連携し、バランスを取りながら「支援のすき間」を埋められるような役割を果たすことが求められます。こうした互いの関わり合いによって、地域の重層的なセーフティネットが構築されます。

■「自助」「互助」「共助」「公助」による地域福祉推進のイメージ

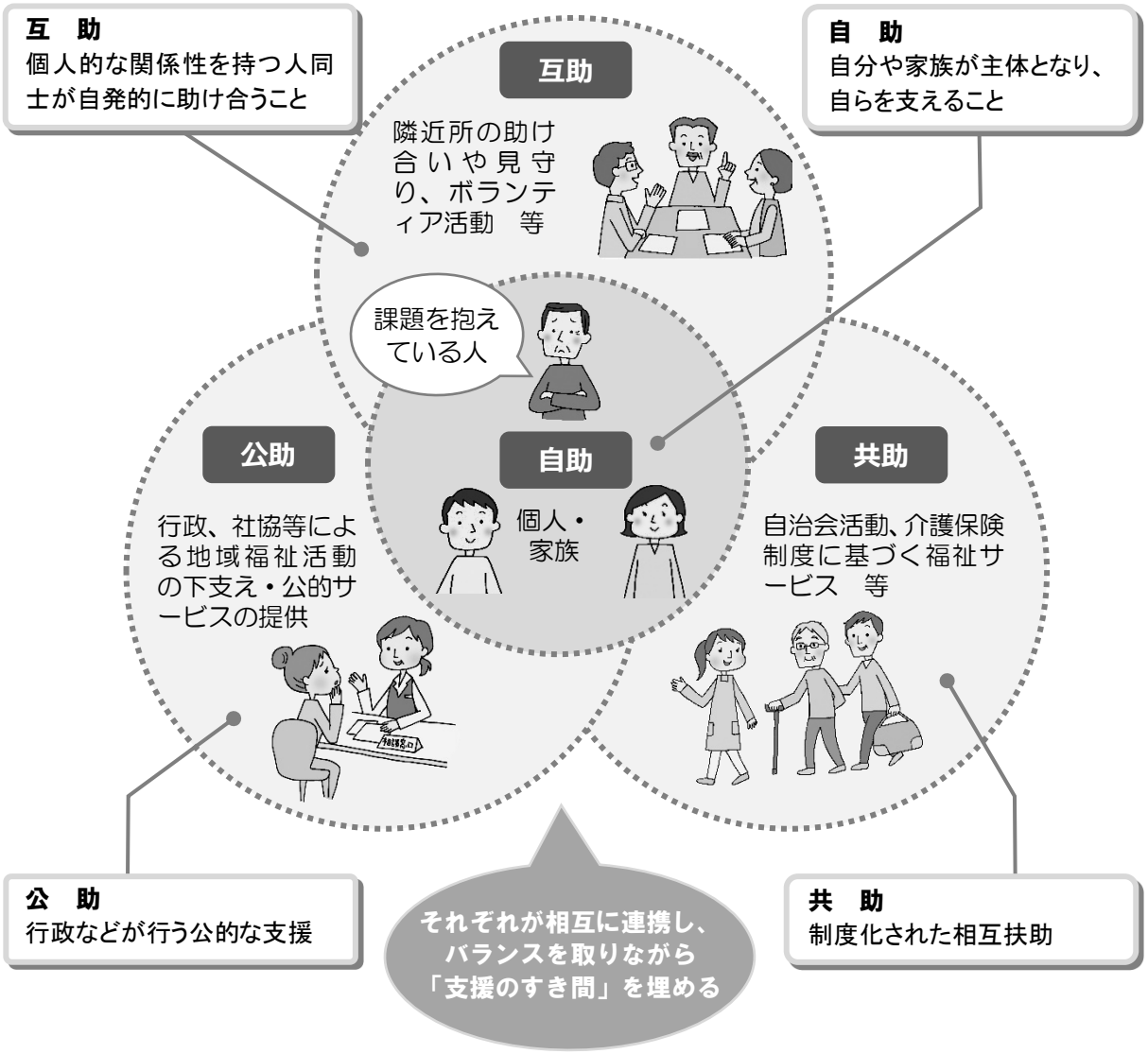

（４）尾張旭市における「地域」の範囲

地域福祉を進めていくうえでの「地域」の捉え方は、地域の課題や取り組みの大きさ、範囲によって、そのときどきで異なります。

隣近所の最も小さな範囲から、市全域、県・広域まで、地域を重層的に捉え、適切な範囲において施策を展開することで、効果的な活動を図ることが大切です。

■地域の範囲の捉え方

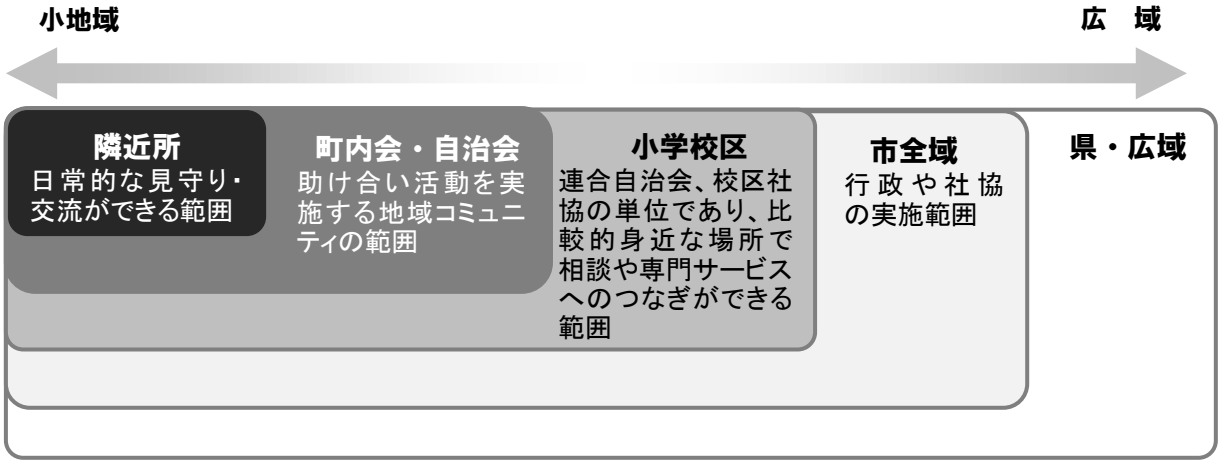

2 計画策定の背景と目的

昨今、人口減少や少子高齢化、多様な価値観やライフスタイル、働き方の広がり等により地域社会は大きく変化しています。地域福祉においても、担い手不足や活動者の高齢化が進み、地域での支え合いの機能は低下しています。加えて、世帯規模の縮小により、子育てや介護等に悩みや負担を抱えながらも、周りに頼ることができない状況も見受けられます。さらに、生活困窮やひきこもりなど、既存の制度の枠組みにはあてはまらない課題や、高齢の親と無職の子どもの家庭の「8050 問題」、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」といった１世帯で複数のリスクを抱えるといった問題も生じています。

国ではこれまで、高齢者、障がいのある人、子どもなど、対象に応じた福祉制度を整備し、支援を求める人への取り組みを充実させてきました。しかし今後は、上記のような社会や地域の状況を踏まえ、制度の枠組みに捉われず一人ひとりが尊重される「地域共生社会」を実現していくことが求められます。そのためには、市民一人ひとりが地域や福祉を「自分ごと」として捉え主体的に関わることや、行政をはじめとした専門機関が連携し、包括的な支援体制を整備していくことが重要です。

尾張旭市（以下、「本市」という。）では、平成 28 年に行政の「第３期地域福祉計画」と社協の「第４次地域福祉活動計画」を一体とした「尾張旭市地域福祉計画」（以下、「前回計画」という。）を策定し、様々な地域福祉に関する施策を推進してきました。また、各地域では校区社協により、前回計画で策定した「校区別計画」が推進されています。一方で、国全体でみられる多様で複雑な地域生活課題は、本市でも課題となっており、対応が必要となっています。

こうした状況を踏まえ、市民をはじめ、地域で活動する様々な団体や事業所、社協、行政が相互に連携し、本市で暮らす誰もが支え合い、自立・安心してしあわせに生きられるまちをめざし「尾張旭市地域福祉計画（第４期地域福祉計画・第５次地域福祉活動計画）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

●感染症対策と地域福祉について

令和元年末頃から新型コロナウィルス感染症が世界的に広がるなか、感染防止のために、人と人とが距離を取り、接触する機会を減らすことが求められています。その結果、これまで進められてきた様々な地域活動や支援が自粛を余儀なくされ、社会的な孤立や高齢者の虚弱化等の課題が深刻化しています。一方で、こうした状況は、人と人との交流やつながりの重要性について再認識する機会となっています。

今後も中長期的に感染防止に取り組みながらの生活が求められるなか、これまでのつながりを絶やさず、また、今まで以上に深刻な状況に陥っている人に手を差し伸べるためにも、Web 等の活用を含めた新たなコミュニケーションや支援のあり方について考えていく必要があります。

3 計画の位置づけ

（１）「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画であり、地域福祉を推進していくための「理念」や「仕組み」を定めた、市の地域福祉推進に関する総合的な方向性や施策を示すものです。

「地域福祉活動計画」は、社協が中心となって取り組み、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う人々や、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する人々が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

本市では、前回計画より両計画を一体的に策定しています。これにより、行政の定める地域福祉の理念と具体的な取り組みが整理され、より実効性のある計画となりました。そのため、本計画においても同様に、両計画を一体的に策定することとします。

■地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

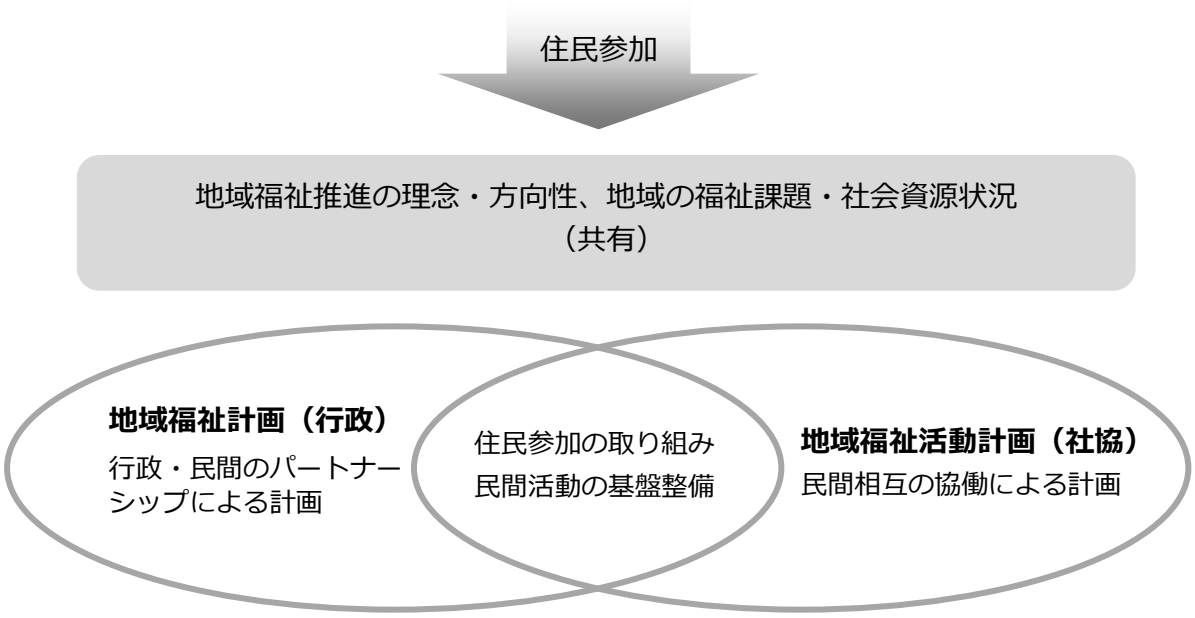

（２）関連計画との整合性

本計画は、市全体の指針となる「尾張旭市第五次総合計画」との整合を図ります。また、社会福祉法の改正により、地域福祉計画が福祉の各分野の上位計画となったことも踏まえ、「尾張旭市子ども・子育て支援事業計画」「尾張旭市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「尾張旭市高齢者保健福祉計画」などの他の計画とも整合性を図りながら策定します。

また、平成 31 年 3 月に前回計画へ追加した「自殺対策基本法」に基づく「尾張旭市自殺対策計画」、さらに「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「尾張旭市成年後見制度利用促進計画」としても位置づけることとします。

■本計画と関連計画との関係

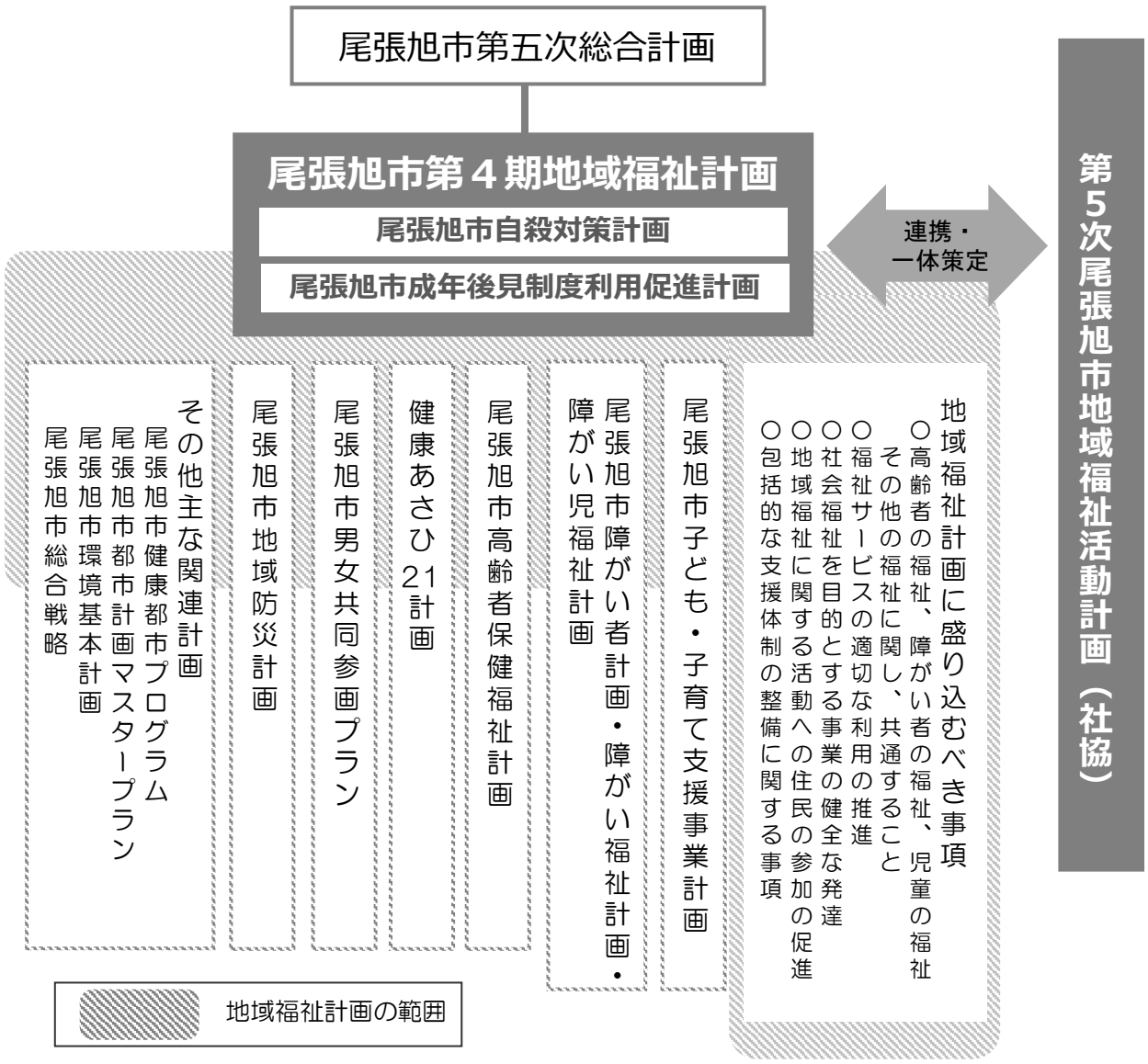

4 計画期間

本計画の期間は、他の計画との関連性を踏まえ、令和３年度～令和７年度の５か年とし、必要に応じて見直しを行います。

年度	H28	H29	H30	R１	R２	R３	R４	R５	R６	R７
総合計画	第５次（H26～R５）									
地域福祉計画（市） 地域福祉活動計画（社会福祉協議会）	第３期地域福祉計画・第４次地域福祉活動計画（H28～R２）					**第４期地域福祉計画・第５次地域福祉活動計画（R３～R７）**				
子ども・子育て支援事業計画	第１期（H27～R１）				第２期（R２～R６）					
障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画	第４期（H27～H29）		第５期／第１期（H30～R２）			第６期／第２期（R３～R５）				
高齢者保健福祉計画	第６期（H27～H29）		第７期（H30～R２）			第８期（R３～R５）				
健康あさひ 21 計画	第２次（H27～R６）									
男女共同参画プラン	第２次（H27～R６）									
地域防災計画	毎年度見直し									

5 計画の策定体制

本計画は、幅広い手法を活用して市民から地域福祉に係るニーズを把握しつつ、庁内組織である庁内検討会議で計画内容等の検討を行い、さらにその内容について、学識経験者、福祉関係団体、その他市民等が委員となった策定会議で協議を行い、策定しました。

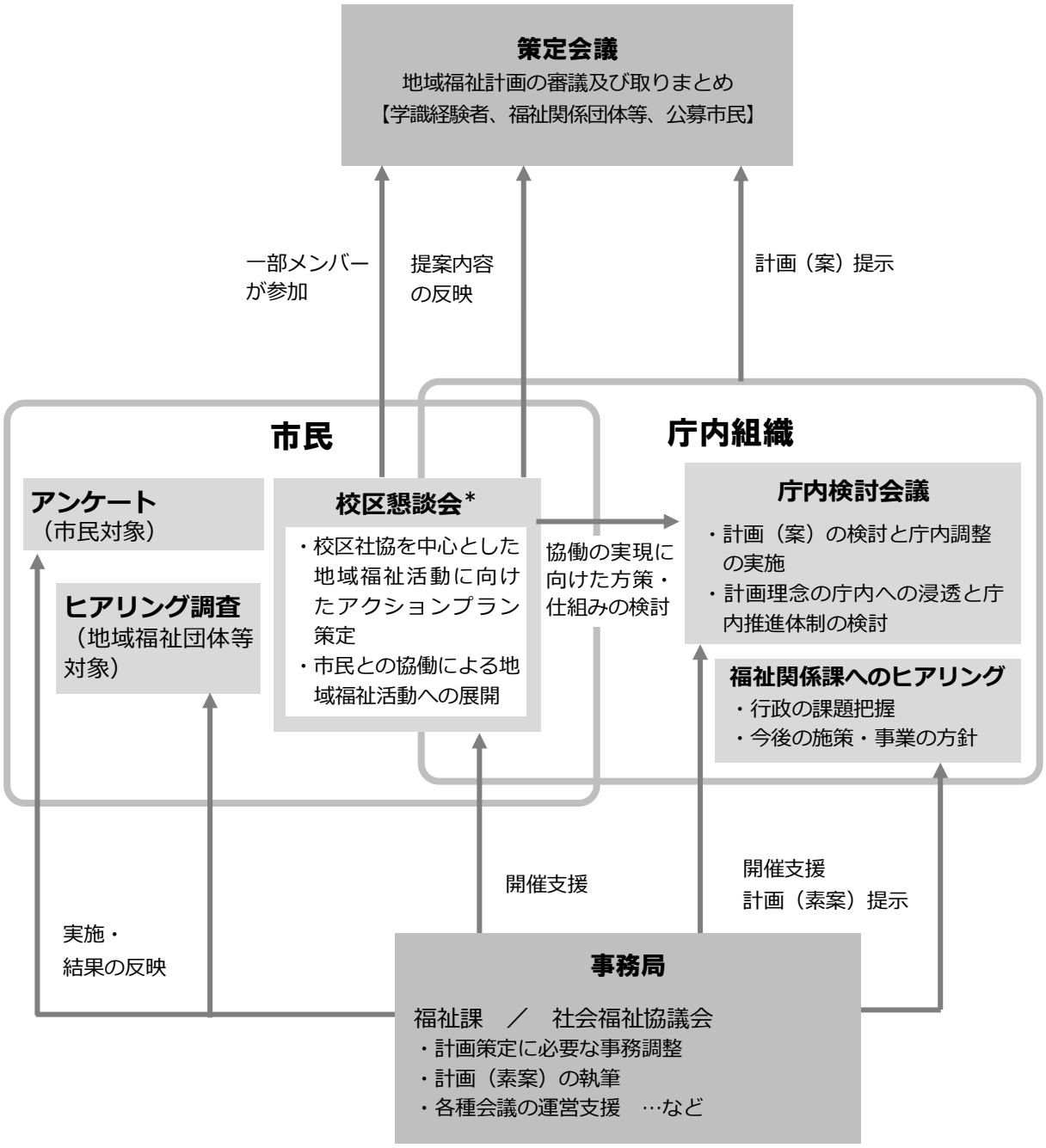

＊校区懇談会については、新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため、令和３年度に実施予定。令和２年度には代替として書面による地域活動の事例収集を実施した。

第 2 章

尾張旭市の地域を取り巻く現状と課題

第２章では尾張旭市の地域福祉に関する現状や課題を様々な統計や調査からまとめています。

1　統計からみる尾張旭市の現状
2　アンケート等からみる市民や活動者の意識
3　前回計画の評価

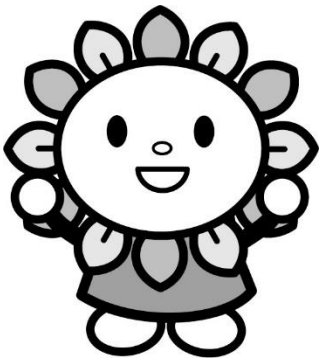

1 統計からみる尾張旭市の現状

（１）人口の状況

本市の総人口について、平成 22 年まで増加していましたが、平成 27 年では減少に転じており、今後も減少していくことが見込まれます。

年齢 3 区分別人口割合をみると、年少人口（15 歳未満人口）割合、生産年齢人口（15～64 歳人口）割合が減少している一方、老年人口（65 歳以上人口）割合は増加し、少子高齢化が進んでいます。

人口ピラミッドを平成 27 年、令和 22 年で比較すると、いわゆる「団塊の世代（昭和 22～24 年生まれ）」「団塊ジュニア世代（昭和 46～49 年生まれ）」の人口が多く、該当の年齢層が高齢化していきます。総人口の減少と、65 歳未満人口の顕著な減少が見込まれます。

■総人口と年齢3区分別人口割合の推移・推計

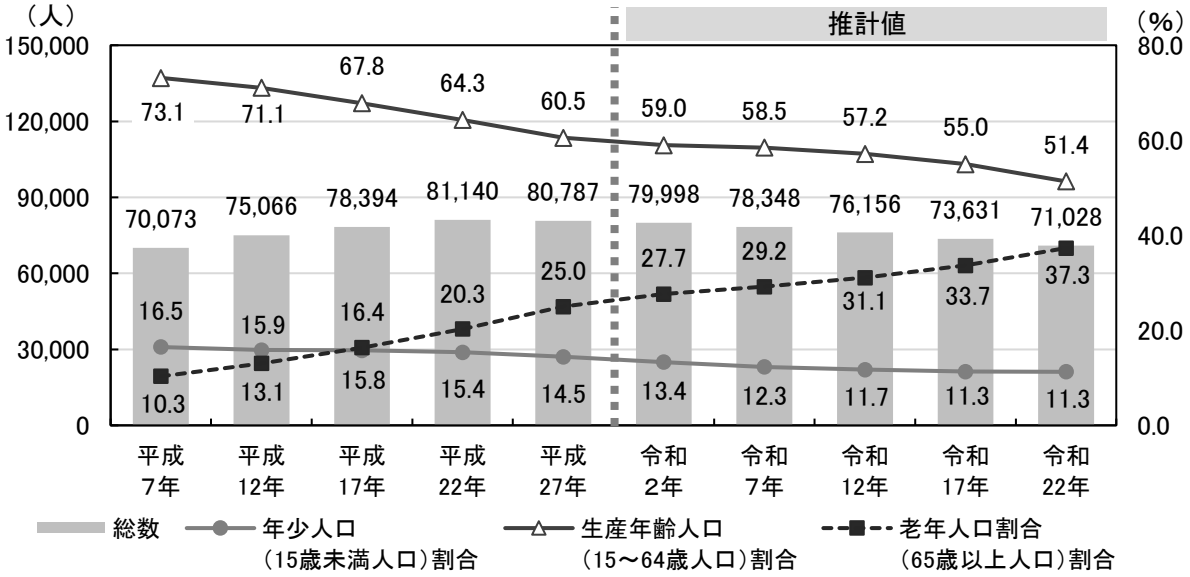

■人口ピラミッドの推移・推計

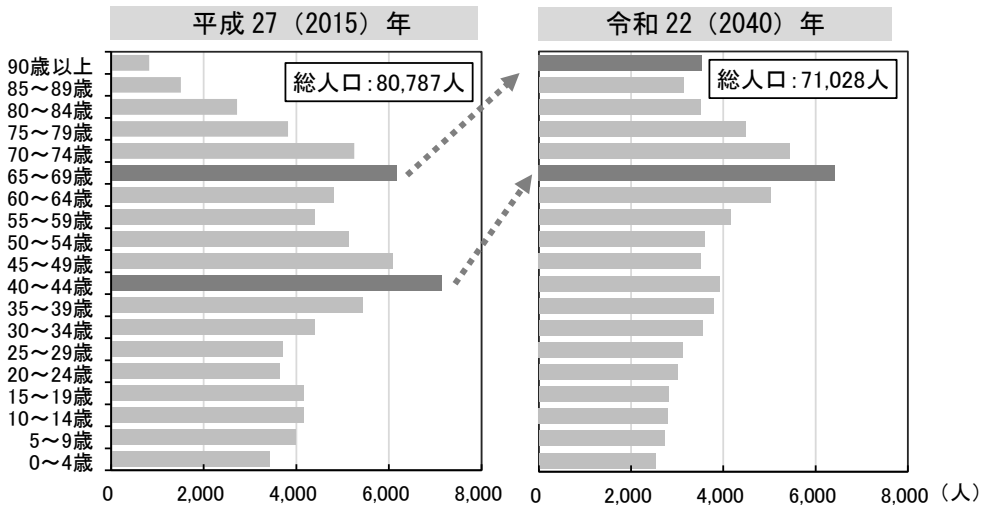

資料：実績値…国勢調査、推計値…国立社会保障・人口問題研究所
※端数処理の関係上、合計が 100%にならない箇所があります。

（２）世帯の状況

世帯について、一般世帯数は増加、一世帯あたり人員数は減少しています。

世帯の家族類型別割合をみると、単独世帯が増加しており、世帯規模の縮小がみられます。また、平成 27 年の全国、愛知県と比較すると、本市は核家族の割合が高くなっています。

■世帯数と一世帯あたり人員数の推移

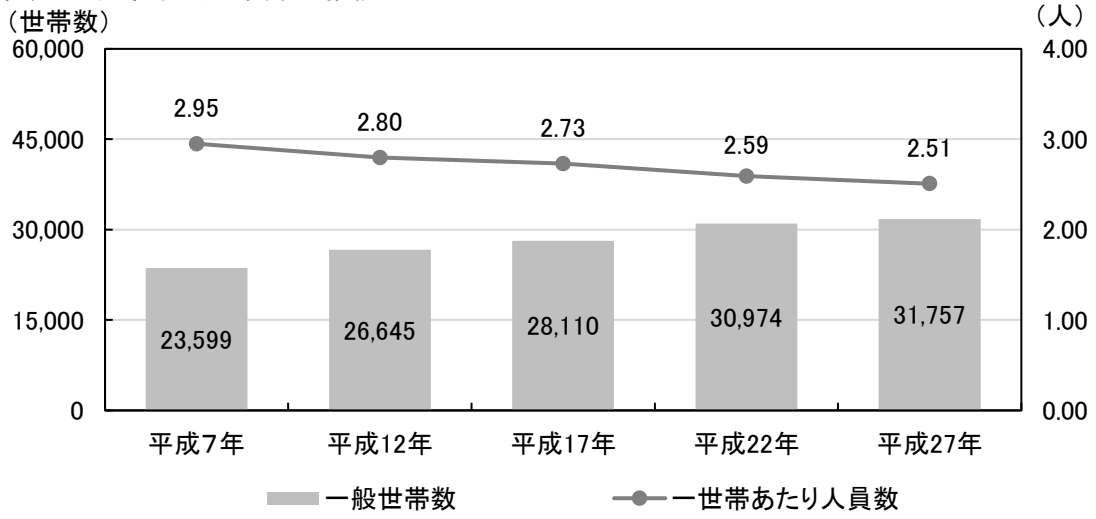

資料：国勢調査

※「一般世帯」とは、寮に入っていたり、病院に入所していたりする施設入所者を除いた世帯のことを言います。

■世帯の家族類型別割合の推移と全国・愛知県との比較

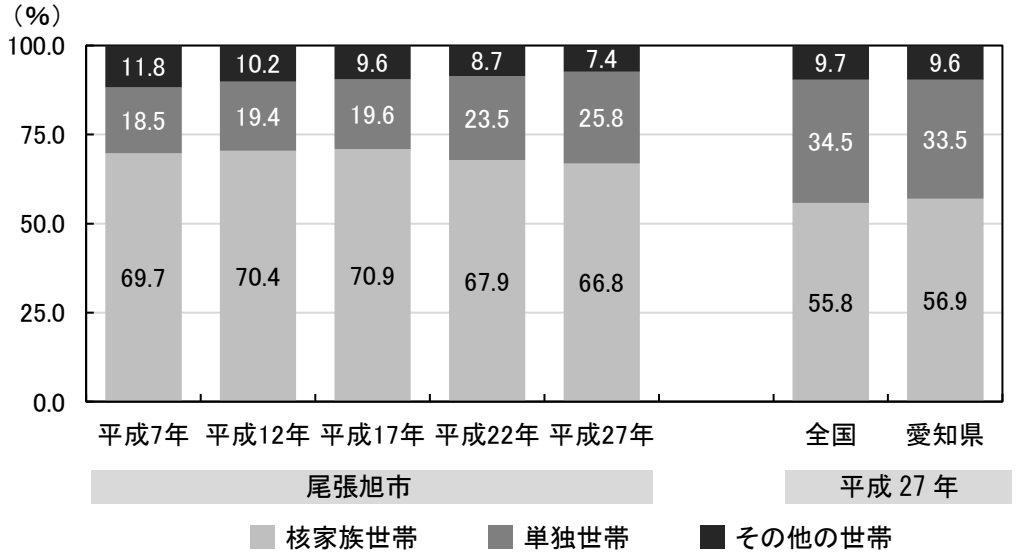

資料：国勢調査

（３）校区別の状況

校区別の状況について、平成 27 年から令和２年にかけて多くの校区で総人口が増加している一方、本地原小学校区、瑞鳳小学校区では減少しています。高齢化率は、最も高い旭丘小学校区で 29.5%、最も低い渋川小学校区で 15.9%と、10 ポイント以上の差がみられます。

総人口と高齢化率の分布図をみると、渋川小学校区は総人口、高齢化率ともに低くなっています。

■校区別の総人口、高齢化率の状況（平成 27 年→令和2年）

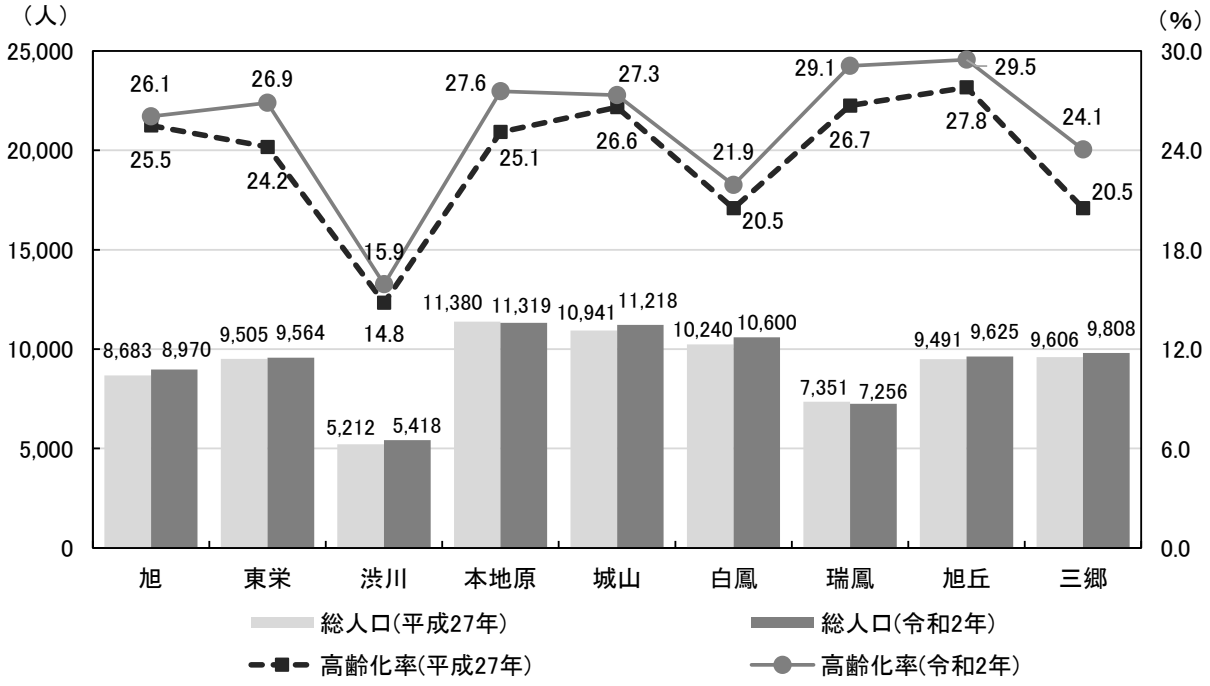

資料：平成 27 年…住民基本台帳（６月１日現在）、令和２年…市民課（３月 31 日現在）

■総人口と高齢化率の分布図

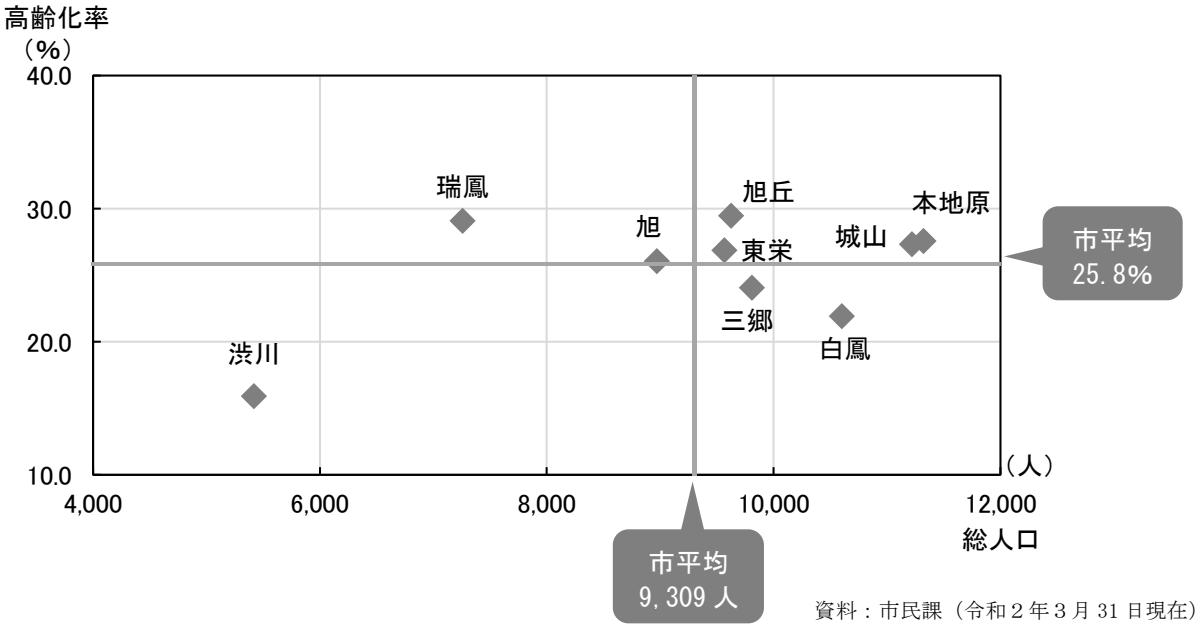

資料：市民課（令和２年３月 31 日現在）

（４）子どもや子育て家庭の状況

未就学児について、保育所児童数は年により数値にばらつきがありますが、幼稚園児童数は減少しています。また、保育所の待機児童解消に向け、平成 29 年より小規模保育事業所が開設され、50～60 人前後の児童が通っています。

ひとり親世帯をみると、父子世帯数は年により数値にばらつきがありますが、母子世帯数は増加しています。

■保育所児童数、幼稚園児童数、小規模保育事業所児童数の推移

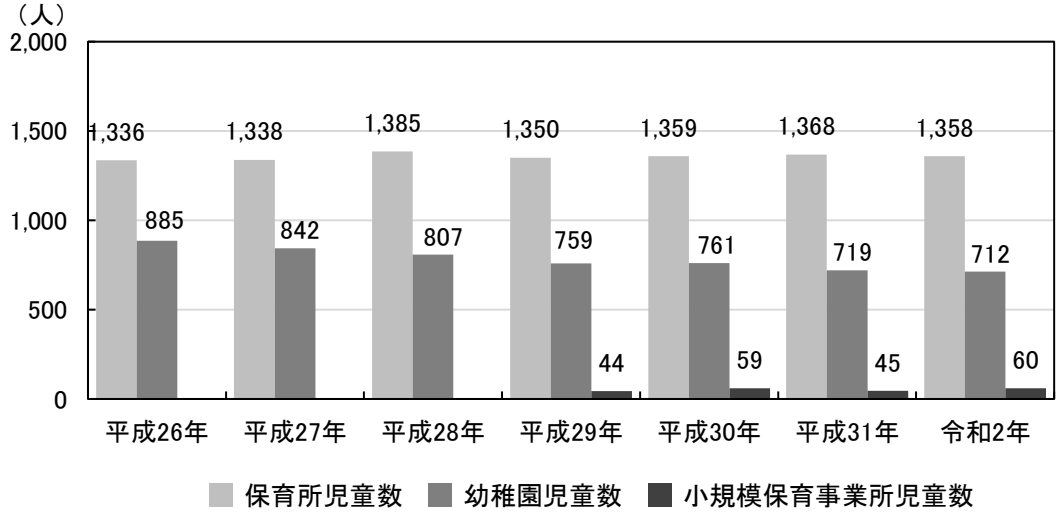

資料：保育所児童数、小規模保育事業所児童数…保育課（各年４月１日現在）
幼稚園児童数…教育行政課（各年５月１日現在）

■ひとり親世帯数の推移

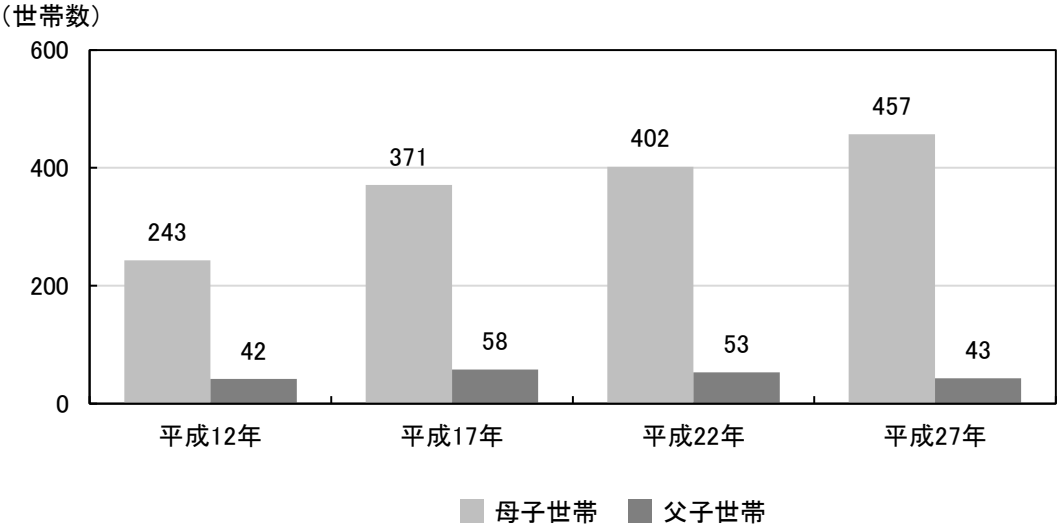

資料：国勢調査

（５）高齢者の状況

前期高齢者（65～74 歳）・後期高齢者（75 歳以上）割合について、令和２年で後期高齢者割合が前期高齢者割合を上回り、その後も後期高齢者割合が増加し続けることが見込まれます。

高齢者のみの世帯については、高齢単独世帯、高齢夫婦世帯ともに増加しています。

要支援・要介護認定者数についても増加しており、特に比較的軽度の要支援１、要支援２が大きく増加しています。

■前期高齢者･後期高齢者割合の推移･推計

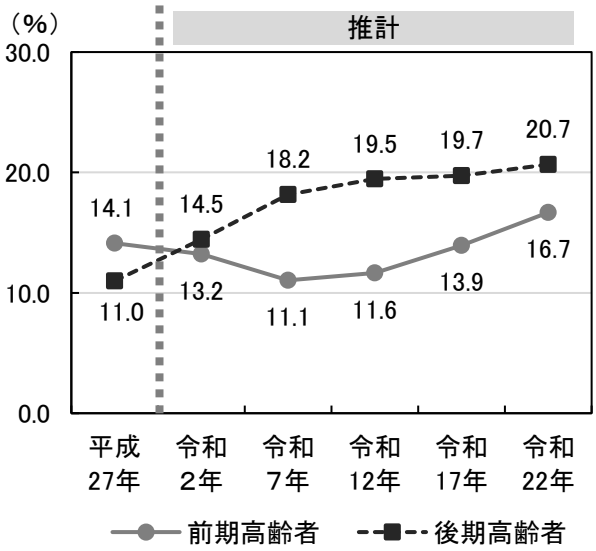

資料：実績値…国勢調査、推計値…国立社会保障・人口問題研究所

■高齢者のみの世帯の推移

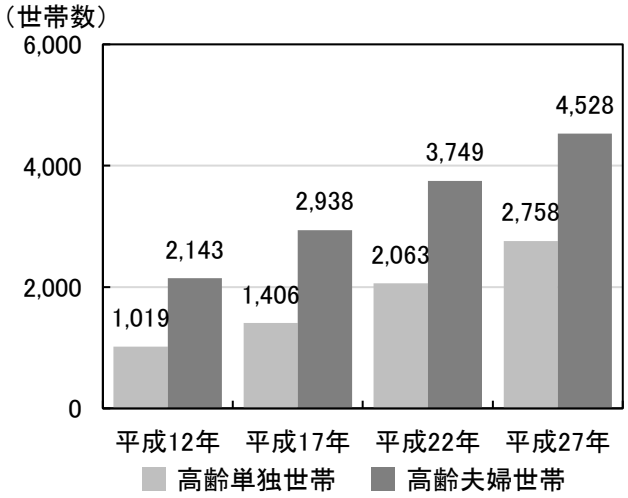

資料：国勢調査

■要支援･要介護認定者数の推移

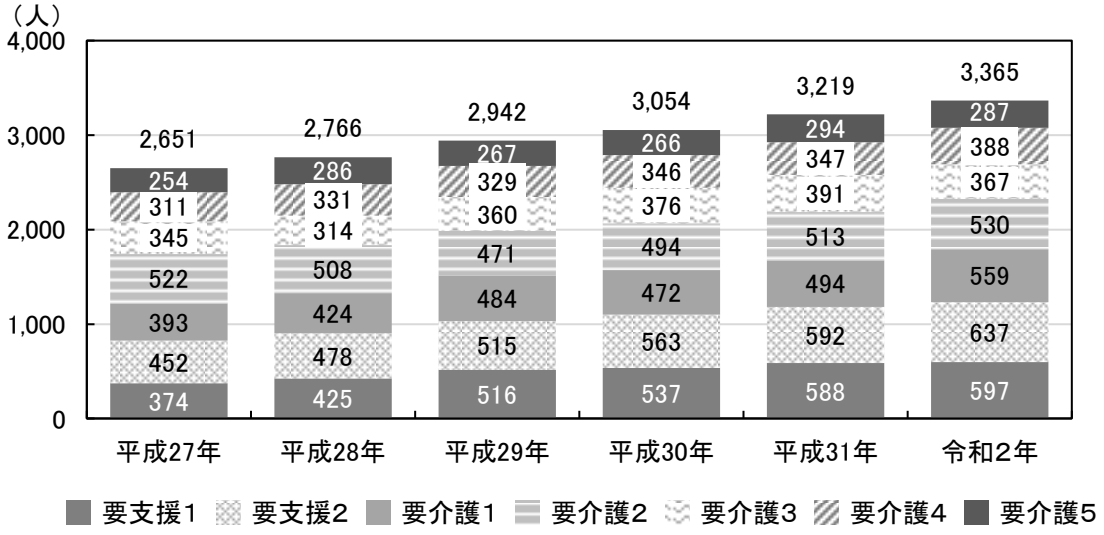

資料：長寿課（各年３月 31 日現在）

認知症高齢者数については増加しています。高齢者に占める割合は１割弱となっており、増加しています。

■認知症高齢者数と高齢者に占める割合の推移

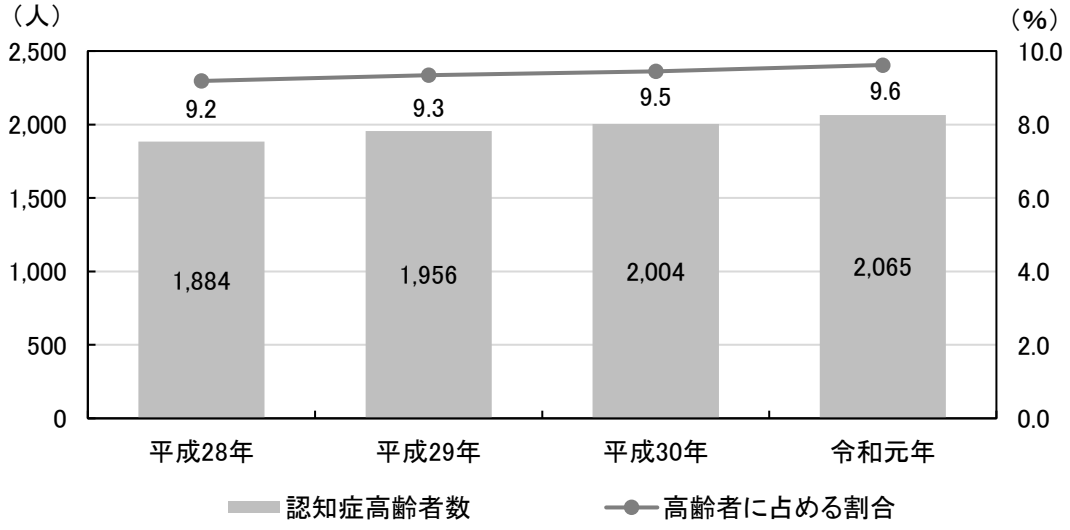

資料：長寿課　要介護認定者のデータ（各年 12 月末現在）

（６）障がいのある人の状況

障害者手帳所持者について、いずれの手帳所持者も増加しています。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者が大きく増加しています。

■障害者手帳所持者数の推移

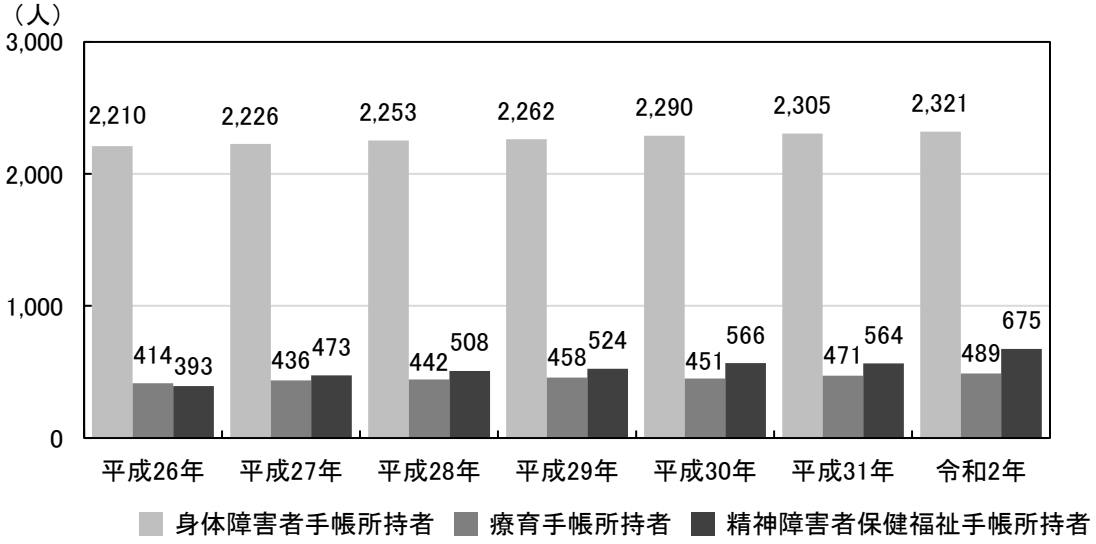

資料：福祉課（各年３月 31 日現在）

（７）その他の支援を求める人の状況

生活保護世帯数・人員については、年により数値にばらつきがありますが、世帯数は平成30 年以降増加しています。

外国人住民については増加しています。

■生活保護世帯数･人員の推移

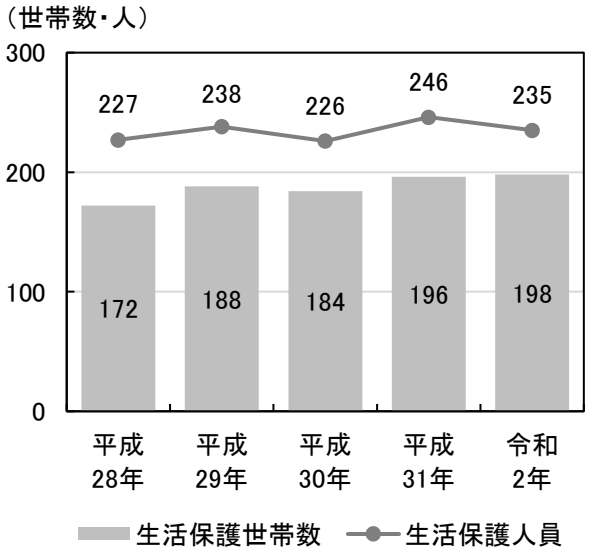

資料：福祉課（各年３月現在）

■外国人住民の推移

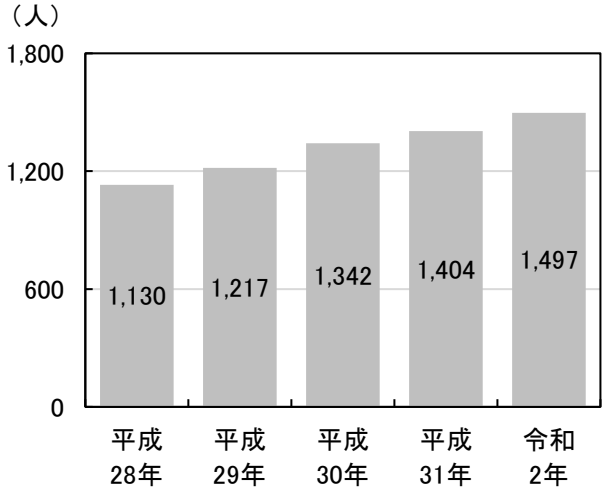

資料：市民課（各年３月 31 日現在）

虐待相談件数・通報件数について、いずれも年により数値にばらつきがありますが、子どもの虐待通告受理件数は令和２年が突出して高くなっています。

■虐待相談件数･通報件数の推移

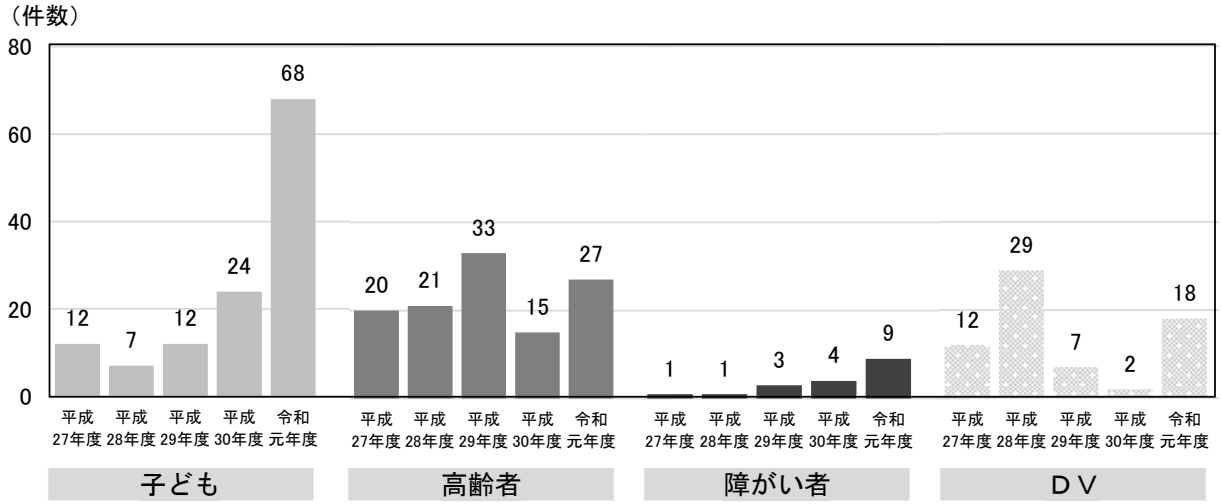

資料：子ども…虐待通告受理件数（子育て支援室）※延べ件数
高齢者…相談・通報件数（長寿課）※実件数
障がい者…障害者虐待通報件数（福祉課）※実件数
ＤＶ…ＤＶ相談件数（子育て支援室）※延べ件数

（８）地域活動等の状況

町内会について、加入世帯は年により数値にばらつきがありますが、加入率は緩やかに減少しています。

子ども会については、会員児童数、加入率とともに一貫して減少しています。

■町内会加入世帯数の推移

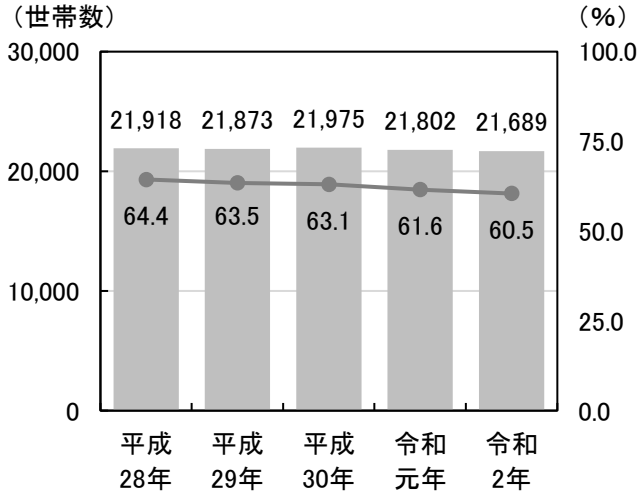

資料：市民活動課（各年６月１日現在）

■子ども会会員児童数の推移

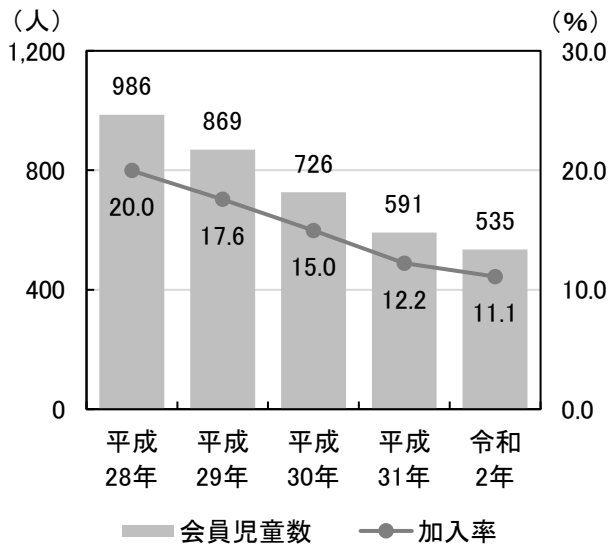

資料：会員児童数…こども課（各年４月１日現在）
加入率…会員児童数を小学生児童数
（各年５月１日現在）で除して算出
※尾張旭市子ども会連絡協議会の加入団体のみ

シニアクラブについて、会員数は年により数値にばらつきがありますが、加入率は減少しています。特に 75 歳以上の加入率が大きく減少しています。

ボランティア・ＮＰＯ活動については、社協や市民活動支援センターへの登録や、ＮＰＯ認証を受けている団体・個人の状況を把握しています。令和２年３月 31 日現在、166 団体、個人で 3,889 人がボランティア・ＮＰＯの登録・認証を受けています。

■シニアクラブ会員数の推移

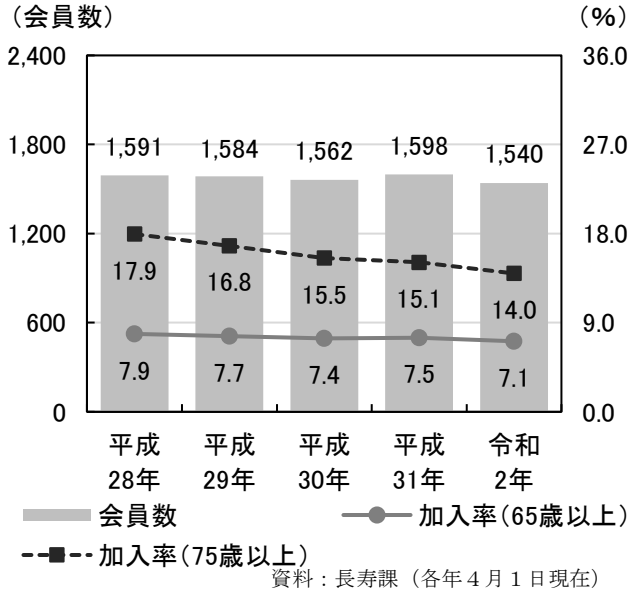

資料：長寿課（各年４月１日現在）

■ボランティア・NPO活動の登録・認証状況

	団体	個人
ボランティアセンター登録	81 団体	1,985 人
市民活動支援センター登録	73 団体	1,784 人
ＮＰＯ認証	12 団体	120 人
合計（延べ）	166 団体	3,889 人

資料：市社会福祉協議会、市民活動支援センター
（令和２年３月 31 日現在）

（９）自殺に関する状況

自殺の状況について、自殺者数は平成 28 年以降増加し、令和元年では 18 人となっています。自殺死亡率も自殺者数の推移と同様の動きとなっています。男女別にみると、男性が女性より多い傾向となっています。

動機別でみると、健康問題、家庭問題、勤務問題、経済・生活問題が多くなっています。

■自殺者数の推移

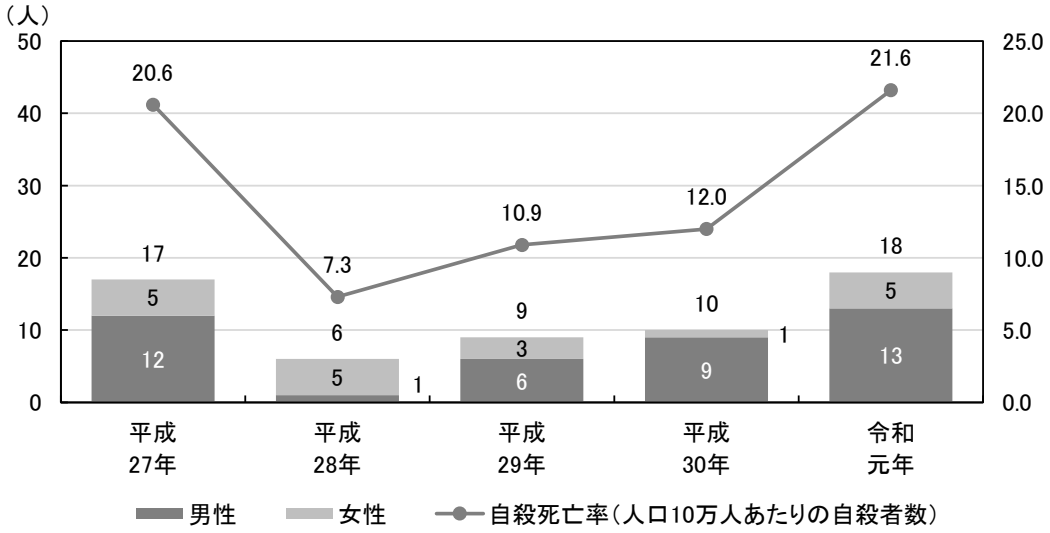

資料：「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省自殺対策推進室作成）

■動機別自殺者数の推移

	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳
平成27年	4	12	0	6	0	0	0	2
平成28年	1	3	1	0	0	0	0	2
平成29年	1	7	2	0	0	0	0	1
平成30年	2	3	3	1	0	0	0	5
令和元年	2	7	1	3	0	0	3	6

※動機が複数ある場合も計上しているため、合計は自殺者数全体とは異なる。
資料：「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省自殺対策推進室作成）

2 アンケート等からみる市民や活動者の意識

（１）市民アンケート調査結果概要

本計画を策定するにあたり、市民の地域福祉に関する意識や実態を把握し、計画づくりや施策の立案に活用することを目的として、市民アンケート調査を実施しました。

■市民アンケート調査の実施概要

項目	内容
調査対象者	令和元年 12 月時点の 18 歳以上の市民 2,000 人
調査期間	令和元年 12 月 13 日から 12 月 27 日まで
調査方法	郵送配布・郵送回収。調査票による本人記入方式
回収結果	有効回収数：894 件　有効回収率：44.7%

※前回調査は平成 27 年２～３月実施した市民アンケート調査。（回答率 48.3%）

①近所付き合いや地域への関心について

近所との付き合いについて、「あいさつをする程度の付き合い」が最も高く、次いで「親しく付き合っている」となっています。経年で比較すると、『親しく付き合っている』が減少しています。また、年齢によって付き合いの程度の違いがみられ、若年層はより付き合いが希薄な傾向がみられます。

■近所付き合いの程度（経年比較）（単数回答）

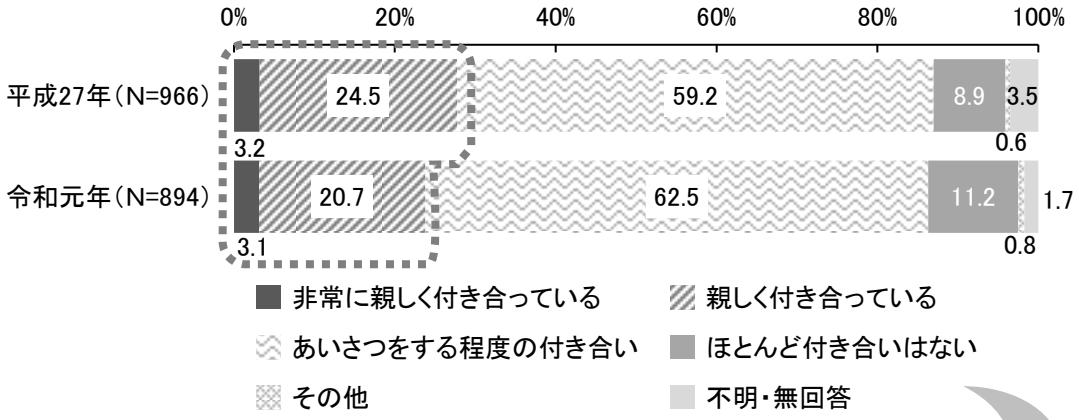

年齢別でみると、年齢が上がるにつれて「親しく付き合っている」が高くなる傾向がみられます。

『親しく付き合っている』:「非常に親しく付き合っている」と「親しく付き合っている」の合計

約５年前と比較した地域の行事や活動への関心の変化について、「特に変化はない」が最も高く、次いで「わからない」となっています。経年で比較すると、「より関心がなくなった」が増加しています。

年齢別でみると、20～49 歳では「より関心を持つようになった」が他の年齢と比較して高くなっています。

■地域の行事や活動への関心の変化（経年・年齢別比較）（単数回答）

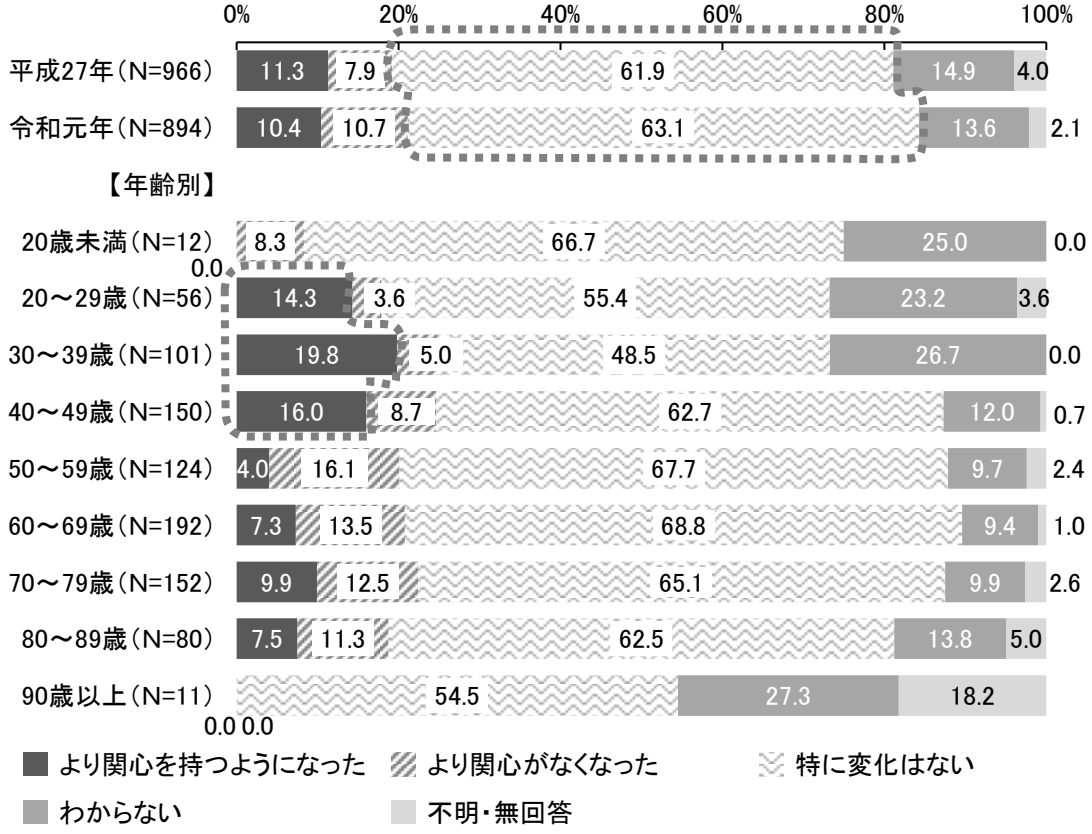

本市の福祉施策について、「わからない」が約半数と最も高く、『充足されている』は約３割、『充足されていない』は２割弱となっています。

『充足されている』:「充足されている」と「ある程度充足されている」の合計
『充足されていない』:「あまり充足されていない」と「充足されていない」の合計

■本市の福祉施策の充足度（単数回答）

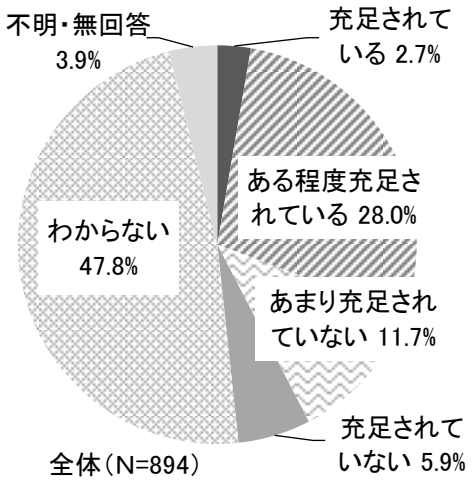

近所付き合いや地域への関心について、希薄化がみられます。

②より良い地域づくりについて

住みよい地域社会の実現への課題について、「近所付き合いが減っていること」が最も高く、次いで「地域に関心のない人が多いこと」となっています。

支え合える地域づくりのために地域として取り組む必要があることは、「隣近所の住民同士の普段からの付き合い」が最も高く、次いで「災害などに備えた地域での協力体制づくり」となっています。

■住みよい地域社会の実現への課題（上位抜粋）（複数回答）

項目（N＝894）
近所付き合いが減っていること（49.7%）
地域に関心のない人が多いこと（34.8%）
地域活動への若い人の参加が少ないこと（24.6%）
日中、地域を離れている人が多いこと（24.4%）
地域での交流機会が少ないこと（22.5%）

■支え合える地域づくりのために地域として取り組むこと（上位抜粋）（複数回答）

項目（N＝894）
隣近所の住民同士の普段からの付き合い（53.9%）
災害などに備えた地域での協力体制づくり（43.7%）
ひとり暮らし高齢者の見守りなどの活動（38.1%）
防犯対策・交通安全対策の確立（29.2%）
祭りやイベントなどを通じた住民同士の交流（22.9%）

近所との付き合いへの満足度について、『満足している』が約８割と、『満足していない』を上回っています。『満足していない』理由としては、「付き合いのある人はいるが、あいさつをかわす程度で関係が希薄だから」が最も高くなっています。

■近所との付き合いへの満足度（単数回答）

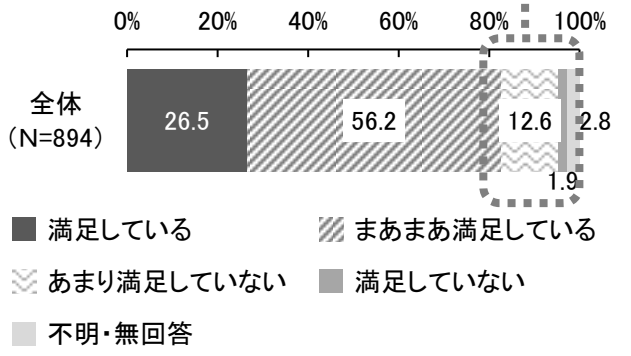

『満足している』:「満足している」と「まあまあ満足している」の合計
『満足していない』:「あまり満足していない」と「満足していない」の合計

■満足していない理由（上位抜粋）（複数回答）

項目
付き合いのある人はいるが、あいさつをかわす程度で関係が希薄だから（49.2%）
付き合いのある人が少ないから（36.9%）
困っているときに頼める人がいないから（30.8%）
関係が深く付き合いに疲れるから（4.6%）
その他（8.5%）

より良い地域づくりのためには、地域との関係づくりが大切だと認識されています。

③地域福祉全般について

福祉分野で関心があるものについて、「高齢者支援」が最も高く、次いで「健康・生きがいづくり」となっています。また、年齢によって、関心のある施策が異なる傾向がみられます。

■福祉分野で関心があるもの（複数回答）

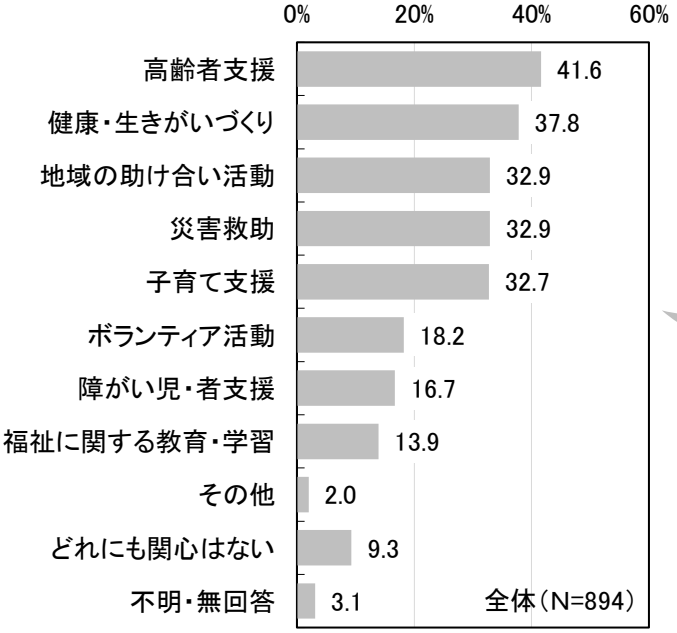

20 歳未満では「ボランティア活動」、20 歳～49 歳では「子育て支援」、50～59 歳では「災害救助」、60～69 歳、90 歳以上では「健康・生きがいづくり」、70 歳以上では「高齢者支援」が高くなっています。

市が優先して充実すべき施策について、「高齢や障がいによって介護が必要になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が最も高く、次いで「高齢者、障がいのある人の入所施設の整備」となっています。また、年齢によって、優先して充実すべきと考える施策が異なる傾向がみられます。

■市が優先して充実すべき施策（複数回答）

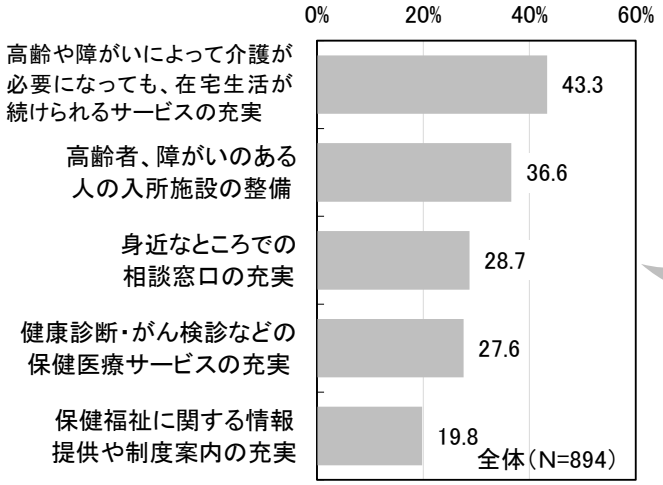

20～29 歳では「健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実」、30～39 歳では「保育サービスや児童福祉施設の充実」、40 歳以上では「高齢や障がいによって介護が必要になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が高くなっています。

年齢によって、地域や福祉への関心や求める施策に違いがあることに着目する必要があります。

（２）ボランティア団体へのヒアリング調査結果概要

本計画を策定するにあたり、地域福祉に関わるボランティア団体が認識する本市の地域福祉を取り巻く現状や課題、団体の今後の方向性などを把握し、計画づくりや施策の立案に活用することを目的として、調査シートを活用したヒアリング調査を実施しました。

■ヒアリング調査の実施概要

項目	内容
調査対象者	尾張旭市内で活動するボランティア団体（22 団体）
調査期間	令和元年 12 月 20 日から令和２年１月 15 日まで
調査方法	調査シートの配付・回収

①活動のきっかけ

活動のきっかけについて、行政や社協が実施する講座等への参加者が、学んだ内容を活かしたり、引き続き活動を続けることが多くなっています。また、既存の活動が時代に合わせて変化していたり、社会問題や地域の課題に対して何かしたいという思いからはじまった活動もみられました。

②活動の課題と対処法

活動の課題について、「新規メンバーの加入が少ない」が最も多く、次いで「管理者・役員のなり手がいない」「資金が不足している」となっています。人材の確保が多くの団体の課題となっています。課題に対する取り組みとしては、様々な方法で団体の活動を知ってもらうことで、人材を確保するなどの動きがみられます。

■活動上の課題（上位抜粋）（複数回答）

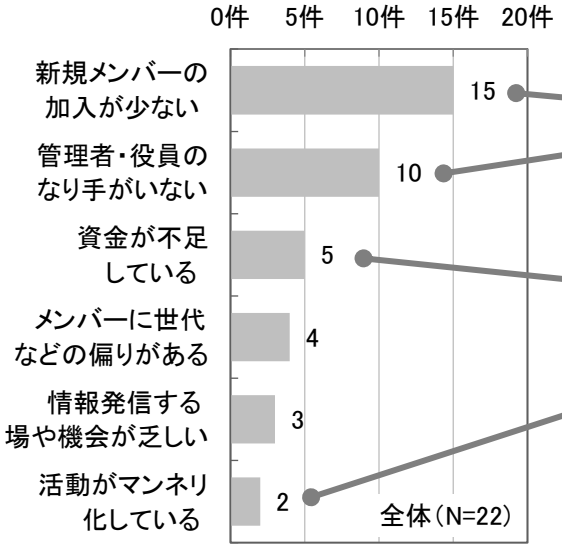

■課題に対する取り組み

- 行政等の講座の講師を引き受け、活動を発信する
- 行事やイベントに協力・参加する
- メンバーから声掛けをする

- 行政や社協、赤い羽根共同募金配分金等、助成金を活用する

- メンバーからやりたい活動の意向を聞く

③活動を通じてうれしかったこと

活動を通じてうれしかったことについて、参加者から「ありがとう」「またお願いしたい」など感謝の言葉をもらえることや、楽しんでもらえる様子をみられることが多くなっています。また、対象者やメンバーが活動を通じて成長すること、新たな仲間ができることなどもあげられています。

④行政・社協との関わりや、他の団体との連携

行政や社協との関わりについて、ボランティアセンター、市民活動支援センターに登録し、共同で事業やプロジェクトを実施している、イベントなどの活動の機会や活動する場所を提供してもらっているといった関わり方もあげられます。

行政や社協に求める支援について、現在の支援を引き続き継続してほしいという意見が多くなっています。その他、金銭的な援助や活動に対する広報の支援が求められています。

他の組織・団体との連携の有無について、「連携がある」が 16 件、「連携はない」が 5 件となっています。効果的に連携できている活動は、「イベントの実施」が最も多く、次いで「定期的な情報交換」となっています。

■他の組織・団体との連携の有無（単数回答）

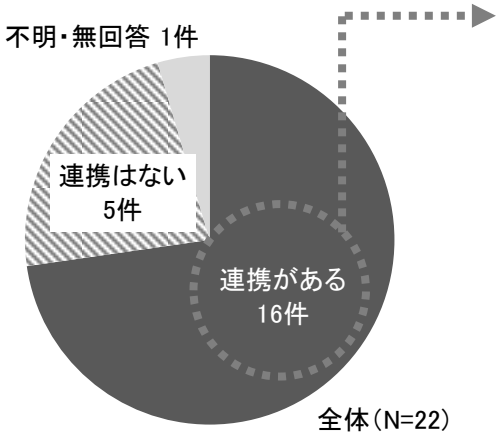

■効果的に連携できている活動（複数回答）

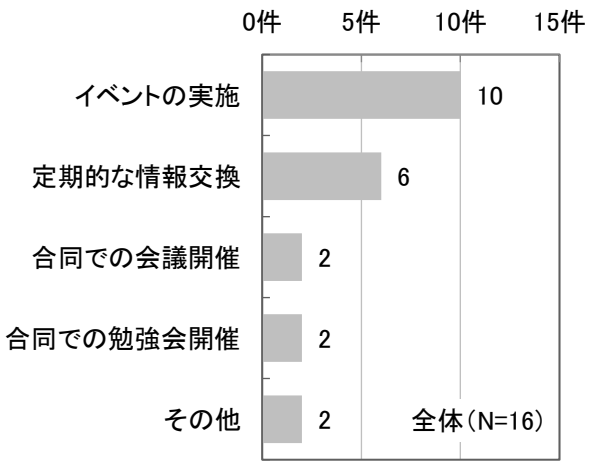

⑤支援が必要な人

特に周囲の人の手助けや支援が必要だと思われる家庭について、「障がいのある人がいる家庭」が最も多くなっています。

■手助けや支援が必要だと思われる家庭（複数回答）

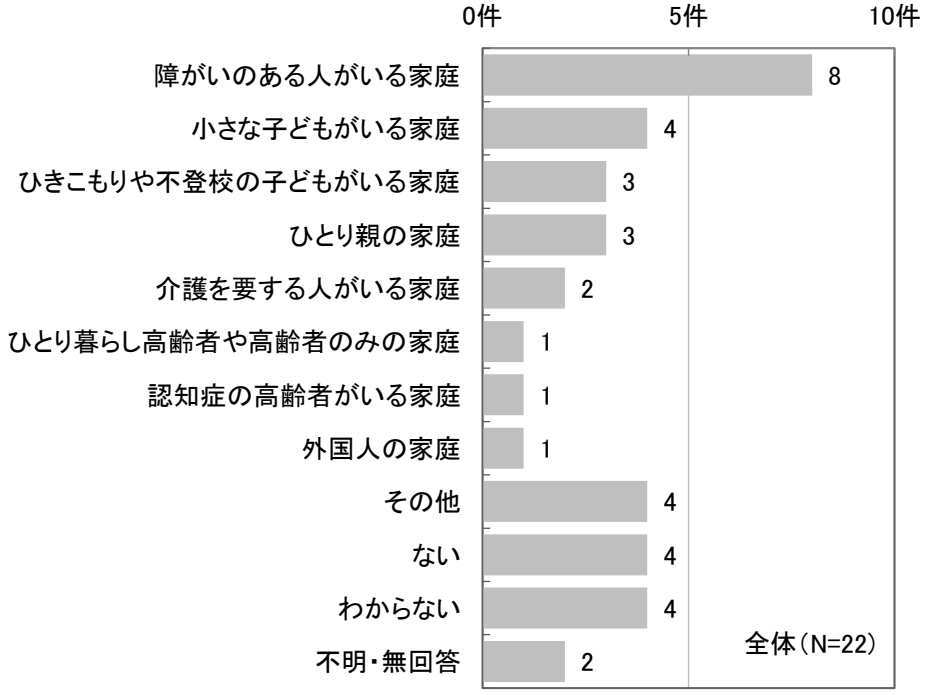

⑥地域福祉で優先して充実してほしい施策

今後、市に優先して充実してほしい施策について、「地域活動やＮＰＯ・ボランティアなどへの参加促進や活動支援」「高齢者、障がいのある人の入所施設の整備」が最も多く、次いで「保健福祉に関する情報提供や制度案内の充実」となっています。

■市に優先して充実してほしい施策（上位抜粋）（複数回答）

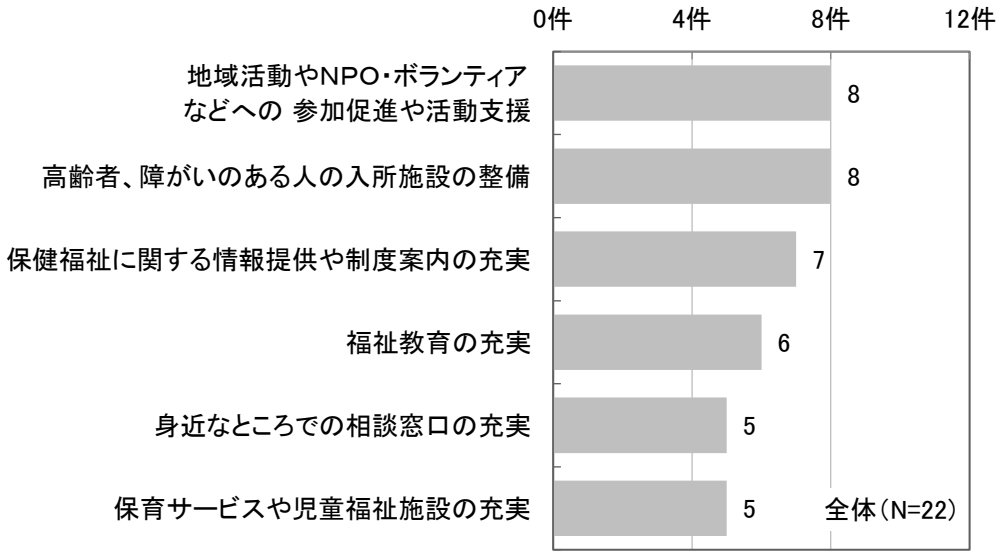

3 前回計画の評価

前回計画の各施策について、市役所担当課、社協において進捗状況の評価を行いました。基本目標の判定区分はＡ～Ｄまでの４段階、チャレンジ事業の達成状況は成果指標の達成状況を○、△、×の３段階で判定しています。

■評価の概要

項目	内容
基本目標の評価基準	Ａ…計画どおり進行中　Ｂ…概ね計画どおりだが、一部未実施 Ｃ…未着手　Ｄ…廃止または完了
成果指標・チャレンジ事業の評価基準	○…成果目標を達成しているもの △…成果目標は達成していないが策定時より改善がみられるもの ×…成果目標を達成しておらず、策定時から改善がないもの

基本目標１　隣近所や地域の力による福祉活動の展開

【基本目標の評価】

施策の方向１　地域に関心を持つきっかけづくり

	A	B	C	D	合計
施策１　「地域福祉」についての意識の醸成	9	0	0	0	9
施策２　地域組織への参加促進	12	1	0	0	13
施策３　学校や企業、産業団体など多様な主体による地域活動の推進	5	0	0	0	5
合計	26	1	0	0	27
	96.3%	3.7%	0.0%	0.0%	100.0%

全体の 96.3%がＡ判定となっています。施策ごとにみると、施策１、施策３はすべてＡ判定、施策２は地域活動への参加促進に課題がみられ、Ｂ判定となっています。また、町内会やボランティア等の人材不足が課題となっています。

施策の方向２　交流の場づくりの推進

	A	B	C	D	合計
施策１　気軽に集える場づくり	5	1	0	0	6
施策２　多世代交流の促進	7	0	0	0	7
合計	12	1	0	0	13
	92.3%	7.7%	0.0%	0.0%	100.0%

全体の 92.3%がＡ判定となっています。施策ごとにみると、施策２はすべてＡ判定、施策１はミニデイネットワークの支援が十分にできていないことからＢ判定がみられます。新たなサロンの立ち上げや、様々な年代が関わる場づくりが進んでいる一方、感染症対策や新たな担い手の確保などが課題となっています。

【成果指標・チャレンジ事業の達成状況】

成果指標	策定時（H25）	実績（R1）	目標（R2）	達成状況
地域活動に参加している市民の割合 （まちづくりアンケート隔年）	21.7%	24.5%	35.0%	△

チャレンジ事業						
	取り組み名	数値目標	策定時（H26）	実績（R1）	目標（R2）	達成状況
社協	地域で活動するボランティア団体への参加促進	ボランティアセンターへの登録者数	2,277 人	1,985 人	2,500 人	×
社協	各種サロン（ふれあいサロン、子育てサロン、こころのサロン等）の普及	社協が助成する各種サロンの実施回数	209 回	151 回	230 回	×
行政	自治会等と連携した未加入世帯や転入世帯への自治会等加入促進（市民活動課）	自治会加入率	65.2%	61.6%	67.0%	×
行政	自治会等が企画・実施するイベント・行事の支援　（市民活動課）					

成果指標の地域活動に参加している市民の割合は増加していますが、目標は達成していません。各チャレンジ事業の達成状況はいずれも×となっています。市民の地域活動等への関心を高め、参加を促進することが求められます。

基本目標２　地域福祉活動に対する支援施策の充実

【基本目標の評価】

施策の方向１　地域福祉活動の担い手の育成

	A	B	C	D	合計
施策１　ボランティアの育成	11	3	0	0	14
施策２　健康づくり・生きがいづくりを通じた地域力の育成	7	1	0	0	8
施策３　若者の地域福祉活動への参加促進	5	0	0	0	5
合計	23	4	0	0	27
	85.2%	14.8%	0.0%	0.0%	100.0%

全体の 85.2%がＡ判定となっています。施策ごとにみると、施策３はすべてＡ判定、施策１、２は、ボランティアリーダーのスキルアップや事業所への地域福祉活動の参加促進に課題がみられ、Ｂ判定となっています。健康づくりの自主グループの立ち上げ等が進んでいる一方、ボランティアリーダーの育成などが求められています。

施策の方向２　活動団体への支援

	A	B	C	D	合計
施策１　校区社協の活動支援	6	0	0	0	6
施策２　ボランティアセンター・市民活動支援センターの充実	8	0	0	0	8
施策３　市民活動グループの活動支援	13	1	0	0	14
合計	27	1	0	0	28
	96.4%	3.6%	0.0%	0.0%	100.0%

全体の 96.4%がＡ判定となっています。施策ごとにみると、施策１、２はすべてＡ判定、施策３は障がい者のサロンが解散したことから、Ｂ判定となっています。校区社協が新たな取り組みを始めるなどの動きが見られる一方、各地区に寄り添った支援や、関係機関との連携強化が課題となっています。

【成果指標・チャレンジ事業の達成状況】

成果指標	策定時（H26）	実績（R1）	目標（R2）	達成状況
ＮＰＯ活動やボランティア活動に参加したことがある市民の割合（調査５年後）	39.2%	50.4%	42.0%	○

チャレンジ事業						
	取り組み名	数値目標	策定時（H26）	実績（R1）	目標（R2）	達成状況
社協	ボランティアサロンの開催	ボランティアサロンの参加者数（延べ人数）	119 人	119 人	150 人	×
行政	らくらく筋トレ自主グループの活動支援（健康課）	活動支援している自主グループ	48 団体	64 団体	65 団体	△
	市民活動支援センター実施事業の充実（市民活動課）	市民活動支援センターの登録団体会員数	2,051 人	1,784 人	2,400 人	×

成果指標のＮＰＯ活動やボランティア活動に参加したことがある市民の割合は増加し、目標を達成しています。各チャレンジ事業の達成状況はらくらく筋トレ自主グループの活動支援数は増加していますが、ボランティアサロンの参加者数、市民活動支援センターの登録団体会員数は横ばい及び減少となっており、×となっています。ボランティアや市民活動への参加促進が求められます。

基本目標３　福祉サービスの充実と適切な利用の促進

【基本目標の評価】

施策の方向１　支援をつなぐコーディネートの仕組みづくり

	A	B	C	D	合計
施策１　総合的な相談支援体制の充実	11	0	0	0	11
施策２　地域における相談力の向上	2	0	0	0	2
施策３　生活困窮者への支援	5	1	0	0	6
施策４　認知症対策の推進	6	1	0	1	8
合計	24	2	0	1	27
	88.9%	7.4%	0.0%	3.7%	100.0%

全体の 88.9%がＡ判定となっています。施策ごとにみると、施策１、２はすべてＡ判定、施策３、４は生活困窮者への資金貸付、認知症ケアパスの利用拡充について改善の余地があるためＢ判定となっています。また、脳トレ自主グループが自立し、事業としては完了したため施策４でＤ判定がみられます。

施策の方向２　福祉サービスの利用支援

	A	B	C	D	合計
施策１　福祉サービスの質の確保	6	0	0	0	6
施策２　地域福祉情報の発信	8	0	0	0	8
合計	14	0	0	0	14
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

すべての施策がＡ判定となっています。研修や会議の開催、事業所への指導等によるサービスの質の確保や、ＳＮＳも含めた地域福祉に関する情報発信などが進められています。

施策の方向３　多様な主体によるサービスの提供

	A	B	C	D	合計
施策１　福祉ニーズ等の収集とマッチング支援	9	1	0	0	10
施策２　支援の担い手の発掘と育成	7	2	0	0	9
合計	16	3	0	0	19
	84.2%	15.8%	0.0%	0.0%	100.0%

全体の 84.2%がＡ判定となっています。施策ごとにみると、施策 1、2 どちらも概ねＡ判定ですが、コミュニティソーシャルワークの視点で部門を横断して事業を共有できていないことや生活応援サポーター養成講座受講者の募集方法の工夫が課題となっており、B 判定となっています。

【成果指標・チャレンジ事業の達成状況】

成果指標	策定時（H26）	実績（R1）	目標（R2）	達成状況
相談できる場所がある市民の割合（調査５年後）	81.5%	82.9%	85.0%	△
必要な福祉サービスの情報を入手できている市民の割合（調査５年後）	25.2%	22.3%	30.0%	×

チャレンジ事業						
	取り組み名	数値目標	策定時（H26）	実績（R1）	目標（R2）	達成状況
社協	地域包括支援センターと地域相談窓口による相談支援	地域包括支援センターにおける相談件数	1,500 件	7,299 件	4,000 件	○
	社協ホームページによる情報発信の充実	社協ホームページによる情報発信数	0 件	156 件	50 件	○
	地域の支え合い活動の展開及びその支援					
行政	地域包括支援センター及び障がい者基幹相談支援センターを中心とした各関係機関の連携（長寿課、福祉課）	障がい者基幹相談支援センターにおける相談件数	1,486 件 月 247 件	8,257 件 月 688 件	4,200 件 月 350 件	○
		生活困窮者の相談件数	－件	130 件	120 件	○
	市ホームページによる情報発信の充実（福祉課、長寿課、こども課、保険医療課） 生活支援体制の充実を図るための協議体の設置運営（長寿課）					

成果指標の相談できる場所がある市民の割合は増加していますが、目標は達成していません。必要な福祉サービスの情報を入手できている市民の割合は減少し、改善がみられませんでした。各チャレンジ事業の達成状況はいずれも○となっており、相談件数や情報発信量の増加がみられます。

基本目標４　安全・安心な地域づくりの推進

【基本目標の評価】

施策の方向１　人にやさしいまちづくりの推進

	A	B	C	D	合計
施策１　公共施設等バリアフリー化の推進	12	0	2	0	14
施策２　市民の移動手段の確保	9	0	0	0	9
施策３　情報のバリアフリー化の推進	9	0	0	0	9
施策４　高齢者や障がいのある人への理解の浸透	8	0	0	0	8
合計	38	0	2	0	40
	95.0%	0.0%	5.0%	0.0%	100.0%

全体の 95.0%がＡ判定となっています。施策ごとにみると、施策２、３、４はすべてＡ判定、施策１は公共施設のバリアフリー化について、建て替えや大規模改修時に実施を検討する施設がありＣ判定がみられます。

施策の方向２　権利擁護体制の強化

	A	B	C	D	合計
施策１　判断能力が十分でない人への支援	8	1	0	0	9
施策２　虐待・ドメスティックバイオレンス（ＤＶ）の早期発見・早期対応	9	1	0	0	10
合計	17	2	0	0	19
	89.5%	10.5%	0.0%	0.0%	100.0%

全体の 89.5%がＡ判定となっています。施策ごとにみると、施策１、２どちらも概ねＡ判定ですが、生活支援員の人材不足や虐待の早期発見の難しさから、Ｂ判定がみられます。関係機関と協力した権利擁護体制づくりや虐待対応が図られています。

施策の方向３　地域における防災機能の強化

	A	B	C	D	合計
施策１　避難行動要支援者支援ネットワークの整備	3	1	0	0	4
施策２　災害に備えた環境の整備	11	0	0	0	11
合計	14	1	0	0	15
	93.3%	6.7%	0.0%	0.0%	100.0%

全体の 93.3%がＡ判定となっています。施策ごとにみると、施策２はすべてＡ判定、施策１は一部の事業所で避難行動要支援者リストの作成が難しかったため、Ｂ判定となっています。学生ボランティアの参加や、自主防災組織の主体的な動きが見られ、地域の防災対策が進んでいます。

施策の方向４　地域における見守り・声かけによる安全の確保

	A	B	C	D	合計
施策１　地域社会からの孤立化防止	11	0	0	0	11
施策２　地域ぐるみの防犯・交通安全対策の促進	8	0	0	0	8
合計	19	0	0	0	19
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

すべての施策がＡ判定となっています。孤立化を防止するための見守り活動が、地域や企業との連携により進んでいます。防犯については警察や学校、地域等と連携して啓発を行っています。

【成果指標・チャレンジ事業の達成状況】

成果指標	策定時	実績（R1）	目標（R2）	達成状況
住民同士が協力して災害への対応ができていると思う市民の割合　（まちづくりアンケート　隔年）	38.9%（H25）	36.8%	49.0%	×
近所付き合いをしている市民の割合（調査５年後）	27.7%（H26）	23.8%	30.0%	×

チャレンジ事業						
	取り組み名	数値目標	策定時（H26）	実績（R1）	目標（R2）	達成状況
社協	車いすの貸し出し	車いすの貸し出し件数（延べ件数）	2,273 件	2,027 件	2,350 件	×
社協	災害救援ボランティアコーディネーター養成講座の開催	災害救援ボランティアコーディネーター養成者数（延べ人数）	342 人	564 人	500 人	○
社協	一人暮らし高齢者への宅配・昼食会の支援充実	高齢者昼食会の参加者数	696 人	598 人	750 人	△※
行政	旭前駅、印場駅のバリアフリー化（都市計画課）	駅のバリアフリー化率	50%	75%	75%	○
行政	市総合防災訓練の実施（災害対策室）	実際に訓練を体験した市民数	400 人	600 人	500 人	○

成果指標の住民同士が協力して災害への対応ができていると思う市民の割合、近所付き合いをしている市民の割合はいずれも減少し、目標は達成していません。各チャレンジ事業の達成状況は車いすの貸し出し件数、高齢者昼食会の参加者数は×となっていますが、災害救援ボランティアコーディネーター養成者数、駅のバリアフリー化率、実際に訓練を体験した市民数は増加し、目標を達成しています。

※高齢者昼食会の参加者数については、平成 30 年度には目標を達成していたものの、令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響により一部開催を中止したため参加者数が減少し、目標を達成できない状況であったため、達成状況を△としています。

基本目標５　誰も自殺に追い込まれない地域づくりの推進

【基本目標の評価】

施策の方向１　自殺問題の理解と背景に対応した支援の推進

	A	B	C	D	合計
施策１　市民による気づきと見守りの促進	14	1	0	0	15
施策２　ＳＯＳに対する相談支援体制の充実	16	0	0	0	16
施策３　環境の変化に対する支援	15	0	0	0	15
合計	45	1	0	0	46
	97.8%	2.2%	0.0%	0.0%	100.0%

全体の 97.8%がＡ判定となっています。施策ごとにみると、施策２、３はすべてＡ判定、施策１はコミュニティーソーシャルワークの視点で部門を横断して事業を共有できていないことが課題となっており、Ｂ判定がみられます。

施策の方向２　暮らしやすい地域づくりの推進

※すべて再掲の事業であるため掲載を割愛（施策２-１-２健康づくり・生きがいづくりを通じた地域力の育成、施策４-４-１　地域社会からの孤立化防止）

【成果指標・チャレンジ事業の達成状況】

チャレンジ事業						
	取り組み名	数値目標	策定時（H26）	実績（R1）	目標（R2）	達成状況
行政	精神保健福祉士によるこころの健康相談（福祉課、健康課）	こころの健康相談件数	85 件	86 件	100 件	△

チャレンジ事業の達成状況は、こころの健康相談件数が増加していますが、目標は達成していません。

第 3 章

計 画 の
基 本 構 想

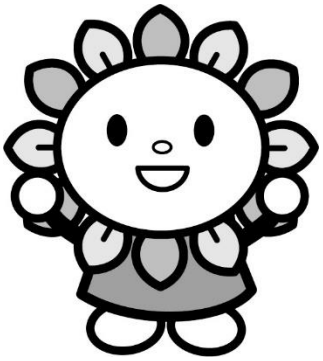

第３章ではこの計画の大きな方向性や根幹となる考え方を示しています。

1　計画の基本理念とめざす姿
2　計画の基本目標
3　地域福祉の進め方
4　尾張旭市の地域共生社会
5　施策の体系

1 計画の基本理念とめざす姿

（１）計画の基本理念

地域福祉を推進するには、大切に守り、育んでいく理念を持つ必要があります。本計画では、前回計画の基本理念を引き継ぎ、以下の４つの基本理念を掲げます。

1 共　生

私たちは一人ひとり、年齢や性別、障がいの有無など心身の状況が異なり、生活環境や考え方なども様々です。それらの違いを互いに理解し、尊重しながら、「支え手」「受け手」などの関係を超え、すべての人が同じ尾張旭市民として、安心してこころ豊かに暮らせる地域社会をめざします。

2 支え合い

私たちは、生活のなかで起こる問題について、「自分のことは自分でする」ことを前提にしていますが、地域には、様々な理由から、日常生活の介助やちょっとした手助けを必要としている人がいます。個人では解決できない課題を知恵や労力、時間を出し合って支えることにより、住み慣れたまちでともに暮らし続けられる地域社会をめざします。

3 連　携

福祉ニーズが増大し多様化するなか、地域福祉の主体は、市民一人ひとりはもちろん、様々な地域組織、市民活動グループ、福祉サービス事業者、社協、行政など、多岐にわたります。そのため、主体間の交流や連携を図り、一つひとつの取り組みのより効果的・効率的な展開をめざします。

4 参加・参画

地域で経験や能力を発揮する場を見出せない人や、地域福祉活動を行いたくても方法がわからない人の、地域福祉活動への参加・参画を促進します。これにより、地域の課題解決につなげるだけでなく、本人の生きがいや自己実現につなげられる地域社会をめざします。また、高齢者や子ども、障がいのある人など、あらゆる人が参画しやすいような環境を整えていきます。

（２）めざす姿

本市では、前回計画でめざす姿を「みんなで支え合う　しあわせのまち　尾張旭」と設定し、様々な地域福祉に関する取り組みを推進してきました。この基本理念は「尾張旭市第五次総合計画」の保健・医療・福祉分野の方向性、「みんなで支えあう健康のまちづくり」の考えをもとにつくられています。

近年、社会状況の変化等により地域の支え合い機能が弱体化するなか、この考えのもと、地域で誰もが生きがいを持ち、暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、様々な施策を推進していく必要があります。そのため、本計画においても「めざす姿」を継承し、「みんなで支え合う　しあわせのまち　尾張旭」と設定します。

めざす姿

みんなで支え合う　しあわせのまち　尾張旭

2 計画の基本目標

めざす姿を実現するため、次の５つの基本目標に沿って施策を展開します。

基本目標１　隣近所や地域の力による福祉活動の展開

地域福祉を推進するには、市民一人ひとりが地域や福祉に関心を持つことや、地域で支え合える関係性を構築することが不可欠です。近年の地域の関係性の希薄化も踏まえ、多様な手法によって意識啓発を図るとともに、様々な交流機会の提供を図ります。

基本目標２　地域福祉活動に対する支援施策の充実

健康づくりや生きがいづくり、校区社協活動、市民活動などの様々な地域福祉に関わる活動の促進を図るため、担い手の確保・育成を図るとともに、市民活動支援センター、ボランティアセンター等による支援を行います。また、若い世代の地域参加をはじめ、担い手の確保についても取り組みます。

基本目標３　福祉サービスの充実と適切な利用の促進

地域生活課題の多様化・複雑化や、支援を必要とする人の増加を踏まえ、総合的な相談支援体制の充実や福祉サービスの提供体制の強化、サービスに関する情報提供を行います。また多様な主体によるサービスの提供が可能となるよう、事業所や地域の団体等との連携を図ります。

基本目標４　誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり

全ての市民が安心して地域で暮らすことができるよう、あらゆる面でのバリアフリー化を進めるとともに、市民の移動手段の確保や、地域ぐるみで防災、防犯体制に取り組む施策を推進します。また、虐待への対応や一人での意思決定が難しい人への支援など、権利擁護支援に取り組みます。

基本目標５　誰も自殺に追い込まれない地域づくりの推進

身体的、精神的、経済的な苦しみによって、誰も自殺に追い込まれることのないよう、行政や事業所、地域、学校、家庭などが連携し、見守りや、相談支援、健康づくり・生きがいづくりを進めます。

3 地域福祉の進め方

地域福祉の推進にあたり、次の６つの考え方を基本として進めます。

1 「地域福祉」を「自分ごと」に

地域住民自らが「地域福祉」の重要性、必要性を認識し、広めていけるようにします。

2 「やらされる型」から「主体型」に

地域福祉を担う様々な組織・団体が主体性を持って取り組めるような活動支援を行います。

3 「生活者起点」の支援

地域に暮らす生活者の視点に立ち、できるだけ個人や家庭に寄り添った伴走型の支援を行います。

4 健康都市の視点を持つ

本市のブランドである「健康」を念頭に置き、健康都市の視点を持った地域福祉の推進を図ります。

5 市民協働・男女共同参画の視点を持つ

市民と行政が共通の認識のもと、協働で地域福祉を進めます。推進にあたっては、男女や多様な性のあり方によって活動の制限が生じないよう配慮します。

6 分野横断的に取り組む

制度の枠組みに捉われず、課題に応じて柔軟に連携し、地域を丸ごと支える包括的な支援体制を構築します。

4 尾張旭市の地域共生社会

地域共生社会とは、高齢者や障がいのある人、子どもなどすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創り、高め合う社会のことです。

本市では、地域共生社会の実現を目指すにあたり、多様化・複雑化する地域の課題に対して、以下のイメージ図のような関係機関が密接に連携し、柔軟な対応を行う包括的支援体制を構築し、解決を図ります。

■尾張旭市の地域共生社会実現に向けた包括的支援体制のイメージ

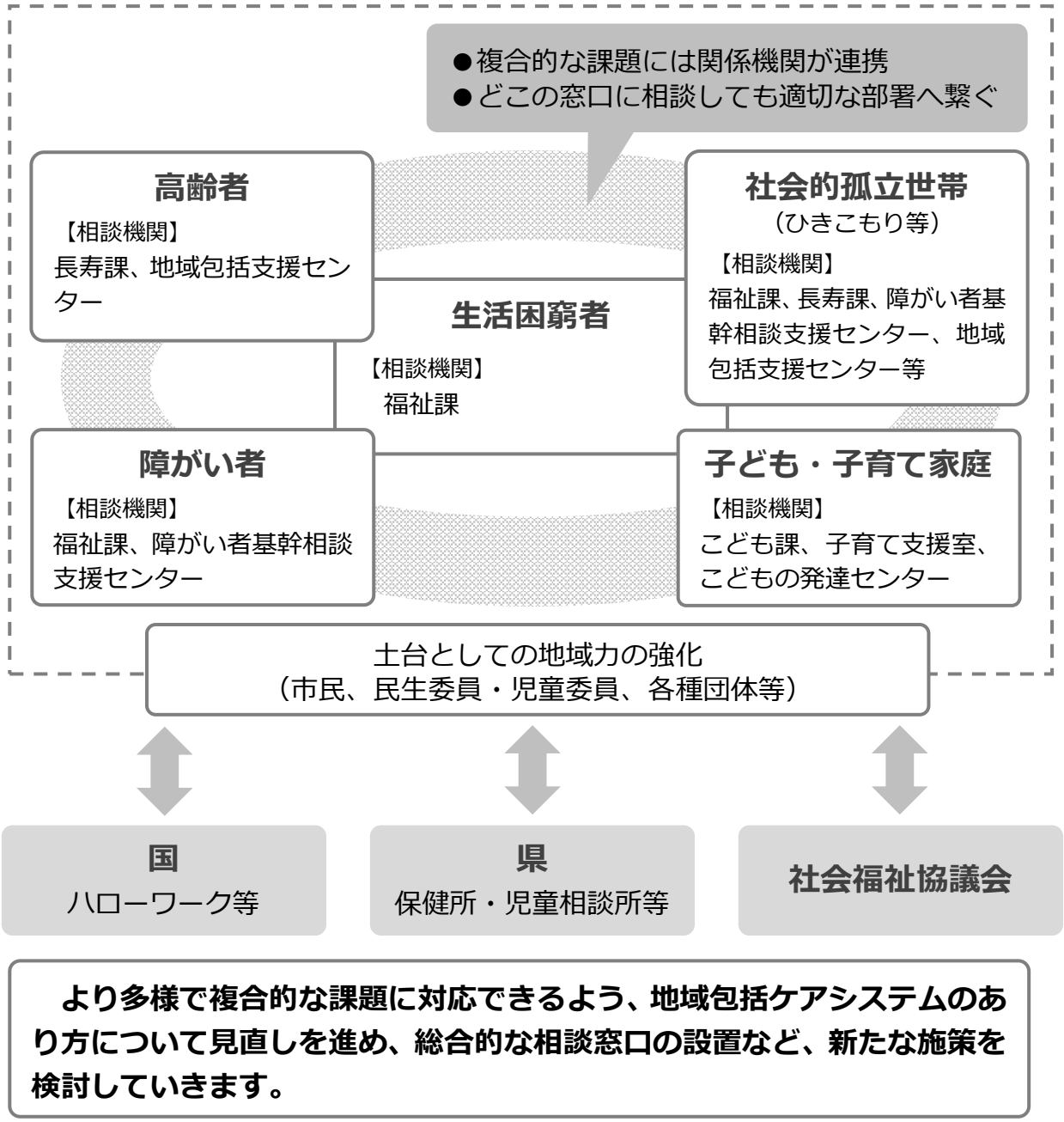

より多様で複合的な課題に対応できるよう、地域包括ケアシステムのあり方について見直しを進め、総合的な相談窓口の設置など、新たな施策を検討していきます。

5 施策の体系

めざす姿　みんなで支え合う　しあわせのまち　尾張旭

基本目標		施策の方向		施　策	
1	隣近所や地域の力による福祉活動の展開	1	地域に関心を持つきっかけづくり	1	「地域福祉」についての意識の醸成
				2	地域組織への参加促進
				3	学校や企業、産業団体など多様な主体による地域活動の推進
		2	交流の場づくりの推進	1	気軽に集える場づくり
				2	多世代交流の促進
2	地域福祉活動に対する支援施策の充実	1	地域福祉活動の担い手の育成	1	ボランティアの育成
				2	健康づくり・生きがいづくりを通じた地域力の育成
				3	若者の地域福祉活動への参加促進
		2	活動団体への支援	1	校区社協の活動支援
				2	ボランティアセンター・市民活動支援センターの充実
				3	市民活動グループの活動支援
3	福祉サービスの充実と適切な利用の促進	1	多様な課題に対応する相談や支援体制の構築	1	総合的な相談支援体制の充実
				2	地域における相談力の向上
				3	生活困窮者への支援
				4	認知症対策の推進
		2	福祉サービスの利用支援	1	福祉サービスの質の確保
				2	地域福祉情報の発信
		3	多様な主体によるサービスの提供	1	福祉ニーズ等の収集とマッチング支援
				2	支援の担い手の発掘と育成
4	誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり	1	誰もが暮らしやすい地域の環境づくり	1	公共施設等のバリアフリー化の推進
				2	市民の移動手段の確保
				3	情報のバリアフリー化の推進
				4	高齢者や障がいのある人への理解の浸透
		2	権利擁護体制の強化	1	判断能力が十分でない人への支援
				2	虐待・ドメスティックバイオレンス（ＤＶ）の早期発見・早期対応
		3	地域における防災機能の強化	1	避難行動要支援者支援ネットワークの整備
				2	災害に備えた環境の整備
		4	地域における見守り・声かけによる安全の確保	1	地域社会からの孤立化防止
				2	地域ぐるみの防犯・交通安全対策の促進
5	誰も自殺に追い込まれない地域づくりの推進【自殺対策基本計画】	1	自殺を未然に防止する意識と体制づくり	1	市民による気づきと見守りの促進
				2	ＳＯＳに対する相談支援体制の充実
				3	環境の変化に対する支援
		2	暮らしやすい地域づくりの推進	1	健康づくり・生きがいづくりを通じた地域力の育成【再掲】
				2	地域社会からの孤立化防止【再掲】

第 4 章

施 策 の 展 開

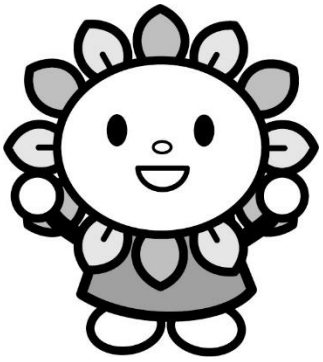

第４章では第 3 章の施策の体系に基づき、市民や社協、行政の取り組みや、チャレンジ事業を説明します。

基本目標１　隣近所や地域の力による福祉活動の展開
基本目標２　地域福祉活動に対する支援施策の充実
基本目標３　福祉サービスの充実と適切な利用の促進
基本目標４　誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり
基本目標５　誰も自殺に追い込まれない地域づくりの推進
成果指標、チャレンジ事業一覧

「施策の展開」にあたって

尾張旭市の地域福祉ストーリー

地域福祉は、特定の「困っている人」のためだけのものではありません。地域に住む誰もがその当事者として関わっていくものとなります。

本章では、本計画を読む誰もが地域福祉を「自分ごと」として考えることができるよう、「施策の方向」ごとに市民の視点に立ったストーリーを挿入し、市民が直面すると考えられる課題を一つの可能性として提示しています。

そのうえで、市として、社協としてどういった取り組みを実施していくのか、そして市民自身は何をしたらいいのかを「施策」のなかに示しています。

■ストーリーの登場人物

Ａ…最近引っ越してきた 30 代女性。夫と子ども 2 人の 4 人家族。仕事で忙しい。
Ｂ…Ａさんの夫で 30 代の会社員。
Ｃ…ＡさんとＢさんの子どもの中学生。小学生の弟がいる。

Ｄ…町内会やシニアクラブなど地域活動に積極的な 70 代男性。

Ｅ…高齢夫婦。Ａさんと親しくなる。

Ｆ…ＰＴＡ役員の 40 代女性。共働きで忙しい。

Ｇ…ひとり親家庭で障がいのある子どもを育てる女性。

「施策の展開」の見方

基本目標 1

隣近所や地域の力による福祉活動の展開

施策の方向1-1　地域に関心を持つきっかけづくり

尾張旭市の状況

転入世帯のAさん（30代女性）の場合

ケース 01　**隣近所でいつもすれ違う人がいるが・・・**

最近尾張旭市に引っ越してきたAさんは仕事で忙しく、これまで近所付き合いや地域活動をあまりしてこなかったため隣近所にもあまり知り合いがいません。ただ、毎朝仕事に向かう途中、いつもすれ違う高齢夫婦がいますが、声をかけてあいさつすることはためらってしまいます。

ある休日、Aさんが散歩しているといつもの高齢夫婦も散歩しているのを見かけ、「せっかくだから、あいさつしてみようかな…」と考えています。

【実際の市民の声】
・毎日散歩をするなかで、最近高齢夫婦とすれ違う機会がありました。思い切って「こんにちは」と声をかけたら、それからは会うたびに声をかけてくださいます。

・自治会に加入していない世帯についても、盆踊り大会やどんど焼きのお知らせを配

施策の方向ごとに、それぞれの登場人物の立場から、「尾張旭市の地域福祉ストーリー」を掲載しています。

市民アンケートや、ボランティア団体、校区社協へのヒアリングを掲載しています。

施策の方向ごとに、統計や市民アンケート等からみる尾張旭市の現状・課題を掲載しています。
「尾張旭市の地域福祉ストーリー」の裏付け資料にもなっています。

ストーリー、統計等を受け、尾張旭市の状況をまとめ、次ページ以降の「施策」の内容につなげています。

統計やアンケート等からみる状況

○世帯規模の縮小や働き方や価値観の多様化により、地域の関係性の希薄化がみられます。市民アンケートによると、約5年前と比較した地域の行事や活動への関心の変化について、経年で比較すると、「より関心がなくなった」が増加しています。（P22参照）

○地域活動の参加は、『参加していない』（「あまり参加していない」と「ほとんどもしくはまったく参加していない」の合計）が6割強となっており、経年で比較すると、『参加している』（「よく参加している」と「ある程度参加している」の合計）が減少しています。参加しない理由は、「仕事や家事・介護・育児など、他にやることがあって忙しいから」が最も高く、次いで「自分の趣味や余暇活動を優先したいから」「参加したいが、何を、いつ、どこでやっているのかわからないから」となっています。現代のライフスタイルに合わせた、無理のない地域参加のあり方が求められます。

■地域活動の参加（経年比較）（単数回答）

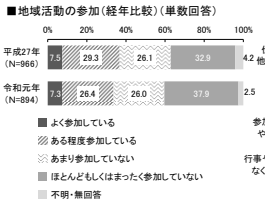

■参加しない理由（上位5位）（複数回答）

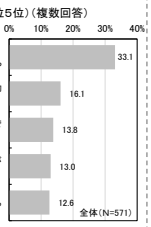

○ＳＤＧｓを推進する視点や、平成28年の社会福祉法の改正で社会福祉法人に地域における公益的な取り組みが義務付けられたことなどから、企業や事業所など、多様な主体が地域づくりに関わることが求められています。地域づくりは福祉分野だけでなく、様々な分野と関連があるため、教育、まちづくり、観光など様々な分野が関わり合いながら、住民が地域に関心を持つきっかけをつくり、主体的に関われる機運をつくることが大切です。

Aさんのように隣近所の人と知り合いになることが地域福祉の第一歩です。顔の見える関係をつくるにはどんなことが必要でしょうか。
また、Dさんが行うような地域活動を活発にしていくにはどんなことが必要でしょうか。

⇒具体的な取り組みは、次のページから！

施策1-1-1　「地域福祉」についての意識の醸成

学校や地域での福祉教育や、イベントや媒体による周知を通じて、地域福祉に対する意識の醸成を図り、住民が地域と関わる基盤をつくります。

市民 の取り組み

例えば・・・
- 隣近所の人と積極的にあいさつする
- 回覧板は手渡しする
- 地域行事の情報は口コミで広める

社協 の取り組み

○社協だよりや社協ホームページ等において地域福祉活動を紹介し、広報の充実を図ります。
○福祉マインドフェアや社会福祉大会などの開催を通じて、地域住民の地域福祉についての意識醸成につなげます。
○福祉教育の実施により、子どもの頃から福祉のこころを育みます。
○社協会員の加入促進により、福祉活動への参加を図ります。

具体的には・・・
- 社協だよりによる地域福祉活動紹介
- 社協ホームページによる地域福祉活動紹介（ホームページの充実）
- 福祉マインドフェアの充実
- 社会福祉大会の充実
- 福祉協力校事業の充実
- 福祉実践教室の充実
- 福祉教育講座の充実
- 社協会員の加入促進

行政 の取り組み

○地域のつながりの必要性について、広報・周知を推進します。
○福祉に関するイベントの開催を通じて、地域住民の地域福祉についての意識醸成につなげます。

具体的には・・・
- 小学校における福祉実践教室の開催（教育行政課）
- 福祉イベントへの支援（福祉課）

尾張旭市の状況を受けて取り組むことを、市民、社協、行政の役割ごとに掲載しています。

社協、行政で具体的に進めていく取り組みを掲載しています。
行政については、取り組み名の後に、（　）で担当部署を記載しています。

■チャレンジ事業

基本目標１のチャレンジ

～「みんなで支え合う　しあわせなまち　尾張旭」にむけて～

基本目標１の達成に向けた成果指標

地域活動に参加している市民の割合※	令和元年度実績	令和７年度目標
	24.5%	30.0%

※尾張旭市まちづくりアンケートで、「自治会、子ども会、婦人会、シニアクラブ、校区社協等の地域活動に参加している（「よく参加している」+「時々参加している」）」と回答した人の割合

施策の方向１－１　地域に関心を持つきっかけづくり
施策　１－１－２　地域組織への参加促進

◆◆◆ チャレンジ事業 ◆◆◆

社協の取り組み

取り組み名	内 容		
地域で活動するボランティア団体への参加促進	○社協ホームページでボランティアグループの情報提供を行い、参加を促進します。		
	指 標	実績(R1)	目標(R7)
	ボランティアセンターへの登録者数	1,985 人	2,500 人

行政の取り組み

取り組み名	内 容
自治会等と連携した未加入世帯や転入世帯への自治会等加入促進（市民活動課）	○市役所における加入促進キャンペーンを実施します。 ○転入者に自治会加入案内チラシを配布します。 ○尾張旭市自治連合協議会及び（公業協会東尾張支部と協定を結び、図ります。
	指 標 / 実績
	自治会等加入率 / 61.

基本目標ごとに、めざす姿「みんなで支え合う　しあわせなまち　尾張旭」に向け、特に5年間で重点的に取り組んでいくべき「チャレンジ事業」や数値目標を設定しています。

基本目標の達成度を量る総括的な指標として、成果指標を設定しています。

「社協の取り組み」「行政の取り組み」の役割分担のもと、チャレンジ事業の内容を掲載しています。

施策の方向１－２　交流の場づくりの推進
施策　１－２－１　気軽に集える場づくり

◆◆◆ チャレンジ事業 ◆◆◆

社協の取り組み

取り組み名	内 容		
各種サロン（ふれあいサロン、子育てサロン等）の普及	○サロンの活動内容等について積極的に広報・周知し、参加を呼びかけます。 ○地域に働きかけ、サロンの設置数を増やします。 ○あさひ支えあいサロン助成事業を積極的に周知し、新たなサロンを開設できるよう支援します。		
	指 標	実績(R1)	目標(R7)
	社協が把握している各種サロンの設置個所	16 か所	25 か所

行政の取り組み

取り組み名	内 容		
地域集会所・コミュニティ施設の管理（財産経営課、市民活動課、産業課、生涯学習課）	○自治会、町内会の活動や、シニアクラブの活動等、住民の主体的な地域活動を支援するため、施設等の貸し出しによる支援を行います。		
	指 標	実績(R1)	目標(R7)
	地域集会所・コミュニティ施設の年間利用者数	838,439 人	965,000 人

しあわせみらいストーリー

Ａさんと Ｅさん高齢夫婦は毎朝あいさつをする関係になり、地域の行事などの情報も交換するようになりました。また、Ｅさん夫婦はふれあいサロンに参加し、新たな仲間も見つけられたようです。今度はＡさんが参加できる子育てサロンについて教えてあげようと考えています。

Ｄさんは町内会やシニアクラブの活動について、色々な方法で周知し、それまで活動を知らなかった人がサークルやイベントなどに興味を持った、という声を聴いています。また、シニアクラブとしてＰＴＡの活動に協力し、子どもたちとふれあうなかで、「日々の楽しみが増えた」という仲間からの声も聴いています。ＰＴＡ役員のＦさんも無理なく活動ができるようになり助かっています。

事業の進捗度を客観的に確認できるよう、可能な部分については数値目標を設定しています。

「チャレンジ事業」を中心とした施策・事業の展開によりめざす「しあわせなまち　尾張旭」の姿を「尾張旭市の状況」で示したストーリーのその後の姿として掲載しています。

基本目標 1

隣近所や地域の力による福祉活動の展開

施策の方向１−１　地域に関心を持つきっかけづくり

尾張旭市の状況

転入世帯のＡさん（30 代女性）の場合

ケース 01

隣近所でいつもすれ違う人がいるが・・・

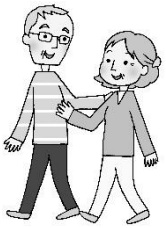

最近尾張旭市に引っ越してきたＡさんは仕事で忙しく、これまで近所付き合いや地域活動をあまりしてこなかったため隣近所にもあまり知り合いがいません。ただ、毎朝仕事に向かう途中、いつもすれ違う高齢夫婦がいますが、声をかけてあいさつすることはためらってしまいます。

ある休日、Ａさんが散歩しているといつもの高齢夫婦も散歩しているのを見かけ、「せっかくだから、あいさつしてみようかな…」と考えています。

【実際の市民の声】
・毎日散歩をするなかで、最近高齢夫婦とすれ違う機会がありました。思い切って「こんにちは」と声をかけたら、それからは会うたびに声をかけてくださいます。

地域活動に積極的なＤさん（70 代男性）の場合

ケース 02

地域活動の参加者を増やすには・・・？

Ｄさんは町内会やシニアクラブで活動していますが、なかなか新たに加入してくれる人は少なく、活動を継続するのが難しくなっています。

仲間と話し合うなかで「加入していない人にも行事のお知らせを配布したら」「趣味など楽しめる活動があれば加入しやすいかも」といった意見が出ています。

【実際の市民の声】
・自治会に加入していない世帯についても、盆踊り大会やどんど焼きのお知らせを配布し、校区全戸に伝えています。
・シニアクラブでは共通の趣味を話し合ったり、サークルをつくり集まるようにしています。

統計やアンケート等からみる状況

○世帯規模の縮小や働き方や価値観の多様化により、地域の関係性の希薄化がみられます。市民アンケートによると、約５年前と比較した地域の行事や活動への関心の変化について、経年で比較すると、「より関心がなくなった」が増加しています。（Ｐ22 参照）

○地域活動の参加は、『参加していない』(「あまり参加していない」と「ほとんどもしくはまったく参加していない」の合計)が６割強となっており、経年で比較すると、『参加している』(「よく参加している」と「ある程度参加している」の合計)が減少しています。参加しない理由は、「仕事や家事・介護・育児など、他にやることがあって忙しいから」が最も高く、次いで「自分の趣味や余暇活動を優先したいから」「参加したいが、何を、いつ、どこでやっているのかわからないから」となっています。現代のライフスタイルに合わせた、無理のない地域参加のあり方が求められます。

■地域活動の参加（経年比較）（単数回答）

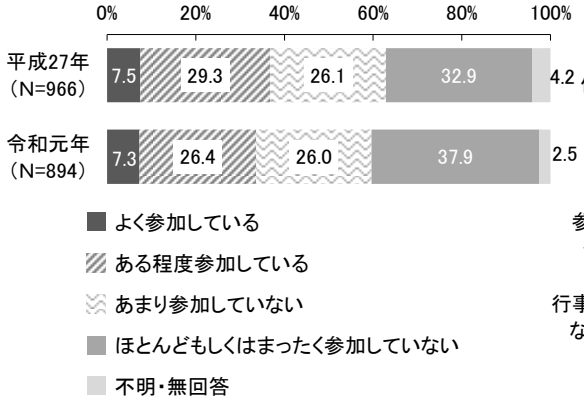

■参加しない理由（上位5位）（複数回答）

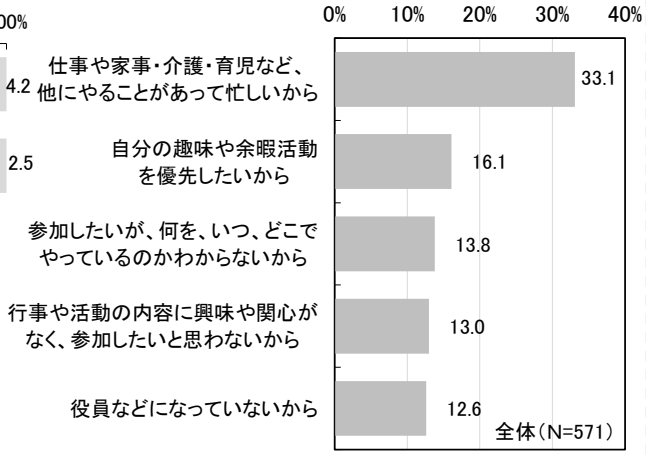

○ＳＤＧｓを推進する視点や、平成 28 年の社会福祉法の改正で社会福祉法人に地域における公益的な取り組みが義務付けられたことなどから、企業や事業所など、多様な主体が地域づくりに関わることが求められています。地域づくりは福祉分野だけでなく、様々な分野と関連があるため、教育、まちづくり、観光など様々な分野が関わり合いながら、住民が地域に関心を持つきっかけをつくり、主体的に関われる機運をつくることが大切です。

Ａさんのように隣近所の人と知り合いになることが地域福祉の第一歩です。顔の見える関係をつくるにはどんなことが必要でしょうか。

また、Ｄさんが行うような地域活動を活発にしていくにはどんなことが必要でしょうか。

⇒具体的な取り組みは、次のページから！

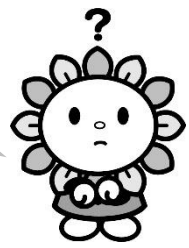

施策１-１-１　「地域福祉」についての意識の醸成

学校や地域での福祉教育や、イベントや媒体による周知を通じて、地域福祉に対する意識の醸成を図り、住民が地域と関わる基盤をつくります。

市民 の取り組み

例えば・・・

- 隣近所の人と積極的にあいさつする
- 回覧板は手渡しする
- 地域行事の情報は口コミで広める

社協 の取り組み

○社協だよりや社協ホームページ等において地域福祉活動を紹介し、広報の充実を図ります。

○福祉マインドフェアや社会福祉大会などの開催を通じて、地域住民の地域福祉についての意識醸成につなげます。

○福祉教育の実施により、子どもの頃から福祉のこころを育みます。

○社協会員の加入促進により、福祉活動への参加を図ります。

具体的には・・・

- 社協だよりによる地域福祉活動紹介
- 社協ホームページによる地域福祉活動紹介（ホームページの充実）
- 福祉マインドフェアの充実
- 社会福祉大会の充実
- 福祉協力校事業の充実
- 福祉実践教室の充実
- 福祉教育講座の充実
- 社協会員の加入促進

行政 の取り組み

○地域のつながりの必要性について、広報・周知を推進します。

○福祉に関するイベントの開催を通じて、地域住民の地域福祉についての意識醸成につなげます。

具体的には・・・

- 小学校における福祉実践教室の開催（教育行政課）
- 福祉イベントへの支援（福祉課）

施策１-１-２　地域組織への参加促進

自治会や校区社協、子ども会、シニアクラブなど、地域活動に関する周知を行い、参加者の拡充を図るとともに、活動内容について支援します。

市民 の取り組み

例えば・・・

- 自治会活動に参加する
- シニアクラブや子ども会などに参加する

社協 の取り組み

○地域で活動するボランティア団体への参加を促進します。

○９小学校区で活動する校区社協への参加を促進します。

○校区社協が行う行事を支援します。

具体的には・・・

- 地域で活動するボランティア団体への参加促進
- 校区社協への加入促進
- 校区社協が行う行事を支援

行政 の取り組み

○転入世帯に対して、自治会・町内会や地域活動について積極的に情報を提供します。

○自治会で行う行事を支援します。

○シニアクラブや子ども会などについての情報提供、加入促進を行います。

○地域で集まる機会に、シニアクラブや子ども会など、地域組織についての情報を発信します。

具体的には・・・

- 自治会等と連携した未加入世帯や転入世帯への自治会等加入促進（市民活動課）
- 自治会ニュースなどを通じた地域のつながりの必要性の周知（市民活動課）
- 自治会等が実施するコミュニティ活動の支援（市民活動課）
- ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発による地域活動への参加の拡大（市民活動課、産業課）
- シニアクラブ、子ども会への支援・加入促進（長寿課、こども課）
- 消防団・婦人消防クラブの活動支援の推進（消防総務課、予防課）
- 少年少女消防団の活動支援の推進（消防総務課）
- 自主防災組織の防災力向上及び防災体制の充実のための支援（災害対策室）

施策１-１-３　学校や企業、産業団体など多様な主体による地域活動の推進

学校や企業、産業団体など、多様な主体がそれぞれの強みを生かしながら地域活動に参加できるよう、地域福祉についての周知や、連携体制の構築を図ります。

市民 の取り組み

例えば・・・

- 地域・学校・家庭の連携による特色ある学校づくりに取り組む
- 企業が行う地域活動に参加する

社協 の取り組み

○学校と連携した事業の充実を図ります。

○地域で活動する団体と市内事業所との連携強化を図ります。

具体的には・・・

- 福祉協力校事業の充実【再掲】
- 市内事業所に対する地域福祉活動への参加促進

行政 の取り組み

○学校や企業等が取り組む地域活動を支援します。

○「健康都市」の特色を活かした地域活動を促進します。

具体的には・・・

- 特色ある学校づくり推進事業による地域の特色を活かした教育の実施（教育行政課）
- 企業等との協定による市民生活の見守り体制の継続（総合推進室）
- 市観光協会補助金等による観光事業の推進（産業課）
- アダプトプログラムの推進（土木管理課）
- ぐっと健康！人・まち・なかま事業の推進（健康都市推進室）

施策の方向１－２　交流の場づくりの推進

尾張旭市の状況

高齢夫婦のＥさんたちの場合

ケース 03

地域で交流できる場があるといい

高齢夫婦のＥさんたちは、Ａさんと毎朝挨拶するようになり、毎日の楽しみになっています。Ｅさん夫婦が「地域の人ともっと気軽に交流できる場があるといいな」「わたしたちのようなお年寄りで、話し相手がいなくてさみしい思いをしている人もいるんじゃないかしら」と話していると、「ふれあいサロン」が地域で開催されていることを知りました。高齢者が集まり、食事やお茶をしたり、イベントを行っているようです。

【実際の市民の声】
・高齢者が集い、楽しめる機会をつくってもらいたい。そうすれば高齢者がもっと元気になると思います。（自由回答）

ＰＴＡ役員のＦさん（40 代女性）の場合

ケース 04

多世代の交流のなかで地域活動も支援できれば

ある日、Ｄさんが参加した校区社協の集まりで、ＰＴＡ役員のＦさんが「いまは共働きの世帯も多いから役員をやれる人が少ないんです。行事などの準備も苦労しています」と活動の大変さをもらしていました。

この話を聞いたＤさんは、シニアクラブで何か手伝えれば、ＰＴＡ役員の方の負担も減り、シニアクラブの仲間も子どもと交流できるとうれしいのではと考えました。

【実際の市民の声】
・ＰＴＡの担い手が年々減少するなか、地域の方に声を掛け、小学校のボランティアに参加してもらうことにしました。参加した年配の方は「子どもたちの学校生活をみられるのはうれしく、やりがいを感じる」と話してくれてます。

統計やアンケート等からみる状況

○身近な場で住民同士の交流があると、近所付き合いは活発になり、支え合える地域が構築されます。しかしながら、昨今の近所付き合いの希薄化のなかでは、日常生活のなかで住民同士が自然と関わり合う機会は少なくなっています。

○市民アンケートによると、近所との付き合いについて、「あいさつをする程度の付き合い」が最も高く、次いで「親しく付き合っている」となっています。経年で比較すると、『親しく付き合っている』が減少しています。（Ｐ21 参照）一方で、住みよい地域社会の実現への課題では「近所付き合いが減っていること」や、支え合える地域づくりのために地域として取り組むことは「隣近所の住民同士の普段からの付き合い」が最も高く、日ごろからの近所付き合いを重視している傾向がみられます。（Ｐ23 参照）

○高齢化が進行するなか、高齢者の健康の維持や生きがいづくりのため、身近で交流できる場が求められます。市民アンケートによると、「高齢者が憩える施設や広場などが充実している」で『思わない』（「あまりそうは思わない」と「まったく思わない」の合計）が６割を超え高く、居場所づくりが課題となっています。

○核家族化や単身世帯の増加により、世代間の交流の機会が少なくなっています。一方で、少子高齢化により、多世代による地域の支え合いは今後ますます重要になります。多世代交流は、子どもの感受性を高めることや、高齢者の生きがいづくりにつながるとともに、保護者が経験豊富な高齢者に子育ての悩みなどを相談したり、ちょっとした支援を受けられるなどの効果も期待されます。

■高齢者が憩える施設や広場などが充実しているか（単数回答）

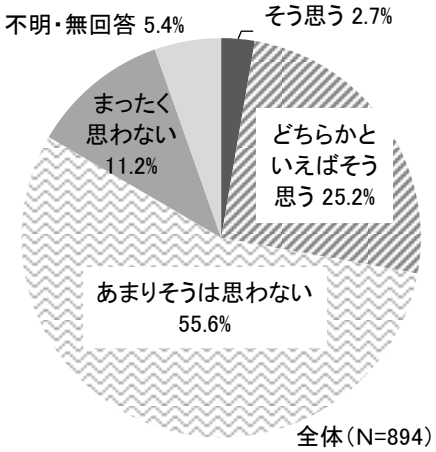

Ｅさんのように地域のつながりをつくる交流の場はどういったものがあるでしょうか。

また、様々な効果が期待される多世代交流は、どのように取り組む必要があるでしょうか。

⇒具体的な取り組みは、次のページから！

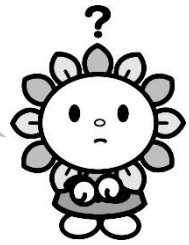

施策１-２-１　気軽に集える場づくり

住民同士が身近な場で交流し、顔のみえるつながりが広げられるよう、多様な集いの場の整備や、住民の主体的な交流活動の支援を行います。

市民 の取り組み

例えば・・・

- 地域の公民館、集会所、老人いこいの家、公園などを活用する
- 興味がある集まりに参加する

社協 の取り組み

○ふれあいサロンや子育てサロンの普及を進め、地域のなかで様々な人が交流し、活動できる機会づくりを進めます。

○高齢者や介護者が集まり、出会いや仲間づくりの場を開設できるよう支援します。

具体的には・・・

- 各種サロン（ふれあいサロン、子育てサロン等）の普及
- あさひ支えあいサロン開設助成事業の普及

行政 の取り組み

○高齢者の生きがいや仲間づくりにつながる集いの場をつくります。

○子育て中の世帯が、気軽に集うことができる場の情報を提供します。

具体的には・・・

- 自治会等が企画・実施するイベント・行事の支援（市民活動課）
- 子育て支援センターにおける子育て講座や各種サロンの実施（こども課）
- 老人いこいの家の管理（長寿課）
- 地域集会所・コミュニティ施設の管理（財産経営課、市民活動課、産業課、生涯学習課）
- スポーツ推進員による地域スポーツの推進（文化スポーツ課）

施策１-２-２　多世代交流の促進

高齢者と子どもと保護者など、世代間の交流を促すことで、それぞれの学びや不安の解決、生きがいづくりにつなげていきます。

市民 の取り組み

例えば・・・

- 地域で開催される盆踊りや運動会に参加する
- 世代を超えて、地域のみんなで子どもの見守りや子育て支援に取り組む

社協 の取り組み

○敬老ふれあい事業やふれあい昼食会、ふれあい運動会に協力し、様々な人が積極的に参加できるよう内容の充実を図ります。

具体的には・・・

- 敬老ふれあい事業の充実
- ふれあい昼食会、手作り弁当友愛訪問の充実
- ふれあい運動会への協力（校区社協）

行政 の取り組み

○「多世代交流館いきいき」を積極的に活用し、高齢者をはじめとする多世代の交流を推進します。

○保育園や小学校において、子どもと高齢者のふれあいの機会の充実を図ります。

具体的には・・・

- 自治会等が企画・実施するイベント・行事の支援【再掲】（市民活動課）
- 「多世代交流館いきいき」の活用促進（長寿課）
- 保育園におけるシニアクラブ、福祉事業所等との交流事業の推進（保育課）
- 小学校における「昔遊びの会」の開催（教育行政課）

基本目標１のチャレンジ

～「みんなで支え合う　しあわせなまち　尾張旭」にむけて～

基本目標１の達成に向けた成果指標

地域活動に参加している市民の割合※	令和元年度実績 24.5%	→	令和７年度目標 30.0%

※尾張旭市まちづくりアンケートで、「自治会、子ども会、婦人会、シニアクラブ、校区社協等の地域活動に参加している（「よく参加している」+「時々参加している」）」と回答した人の割合

施策の方向１－１　地域に関心を持つきっかけづくり
施策　１－１－２　地域組織への参加促進

チャレンジ事業

社協の取り組み

取り組み名	内　容		
地域で活動するボランティア団体への参加促進	○社協ホームページでボランティアグループの情報提供を行い、参加を促進します。		
	指　標	実績（R1）	目標（R7）
	ボランティアセンターへの登録者数	1,985 人	2,500 人

行政の取り組み

取り組み名	内　容		
自治会等と連携した未加入世帯や転入世帯への自治会等加入促進（市民活動課）	○市役所における加入促進キャンペーンを実施します。 ○転入者に自治会加入案内チラシを配布します。 ○尾張旭市自治連合協議会及び（公社）愛知県宅地建物取引業協会東尾張支部と協定を結び、自治会等への加入促進を図ります。		
	指　標	実績（R1）	目標（R7）
	自治会等加入率	61.6%	63.0%

施策の方向１－２　交流の場づくりの推進
施策　１－２－１　気軽に集える場づくり

チャレンジ事業

社協の取り組み

取り組み名	内　容		
各種サロン（ふれあいサロン、子育てサロン等）の普及	○サロンの活動内容等について積極的に広報・周知し、参加を呼びかけます。 ○地域に働きかけ、サロンの設置数を増やします。 ○あさひ支えあいサロン助成事業を積極的に周知し、新たなサロンを開設できるよう支援します。		
	指　標	実績（R1）	目標（R7）
	社協が把握している各種サロンの設置個所	16 か所	25 か所

行政の取り組み

取り組み名	内　容		
地域集会所・コミュニティ施設の管理（財産経営課、市民活動課、産業課、生涯学習課）	○自治会、町内会の活動や、シニアクラブの活動等、住民の主体的な地域活動を支援するため、施設等の貸し出しによる支援を行います。		
	指　標	実績（R1）	目標（R7）
	地域集会所・コミュニティ施設の年間利用者数	838,439 人	965,000 人

しあわせみらいストーリー

Ａさんと Ｅさん高齢夫婦は毎朝あいさつをする関係になり、地域の行事などの情報も交換するようになりました。また、Ｅさん夫婦はふれあいサロンに参加し、新たな仲間も見つけられたようです。今度はＡさんが参加できる子育てサロンについて教えてあげようと考えています。

Ｄさんは町内会やシニアクラブの活動について、色々な方法で周知し、それまで活動を知らなかった人がサークルやイベントなどに興味を持った、という声を聴いています。また、シニアクラブとしてＰＴＡの活動に協力し、子どもたちとふれあうなかで、「日々の楽しみが増えた」という仲間からの声も聴いています。ＰＴＡ役員のＦさんも無理なく活動ができるようになり助かっています。

基本目標２

地域福祉活動に対する支援施策の充実

施策の方向２-１　地域福祉活動の担い手の育成

尾張旭市の状況

ケース 05

高齢夫婦のＥさんたちの場合

健康づくりから地域に関わる

Ｅさんは近頃、身体が以前より疲れやすく、筋肉も落ちてきたと感じています。そんな時、サロン活動の仲間から、特殊な器具を用いず、いつでも・どこでも・誰でも行える筋力トレーニングを実施する、らくらく筋トレ自主グループの活を紹介されました。Ｅさんはサロンの仲間と早速参加することを検討しています。

ケース 06

会社員のＢさん（30 代男性）の場合

若い人や男性が参加しやすい地域活動は？

Ａさんの夫のＢさんは、最近Ａさんが隣近所に知り合いができたり、地域のサロンに参加している話を聞き、地域活動に興味を持つようになりました。

働き盛り世代の男性でも気軽に参加できるものがあれば、と思いますが、Ａさんが参加しているものは女性や高齢の方が多いらしく、参加するのはためらってしまいます。自分のような子育てしている男性が参加しやすいものがあればいいなと考えています。

【実際の市民の声】
・小学校ＰＴＡで「おやじの会」が発足しました。ペンキ塗り、花壇の整備など、これまでのＰＴＡ活動とは少し異なる活動をしています。

統計やアンケート等からみる状況

○支え合う地域づくりを実現していくには、住民一人ひとりが地域の課題を自分ごととして捉え、主体的に動くことが重要です。ボランティア団体へのヒアリングでも、人材不足が課題として挙げられました。（Ｐ25 参照）

○ＮＰＯ活動やボランティア活動に参加しない理由は、「自分にあった時間や内容で活動できないこと」が最も高く、次いで「どんな条件が整っても興味もなく、参加してみたいとは思わない」「身近な団体や活動内容に関する情報が入手しにくいこと」となっています。一方、ボランティア団体へのヒアリングでは、活動のやりがいとして、参加者から感謝されることや、新たな仲間ができること、自身や仲間の成長などが挙げられました。（Ｐ26 参照）こうした点を踏まえながら、仕事や家庭の状況に合わせ参加できる活動を充実させることや、活動に関する情報提供の充実が求められます。

○高齢化が進行するなか、自身や家族の介護や健康状態に不安を抱える人が見られます。市民アンケートによると、悩みや不安について、「自分や家族の老後に関すること」が最も高く、次いで「自分や家族の健康に関すること」となっています。また、福祉分野の関心について「高齢者支援」が最も高く、次いで「健康・生きがいづくり」「地域の助け合い活動」「災害救助」となっています。（Ｐ24 参照）本市は、平成 16 年に「健康都市宣言」を行い、以降、健康づくりについて先進的に取り組んでいます。今後も、市民が様々な社会参加を進めていくためにも健康づくりは不可欠です。また、健康づくりは市民の関心も高いため、地域と関わる契機として活用していくことも重要です。

■NPO活動やボランティア活動に参加しない理由（上位5位）（複数回答）

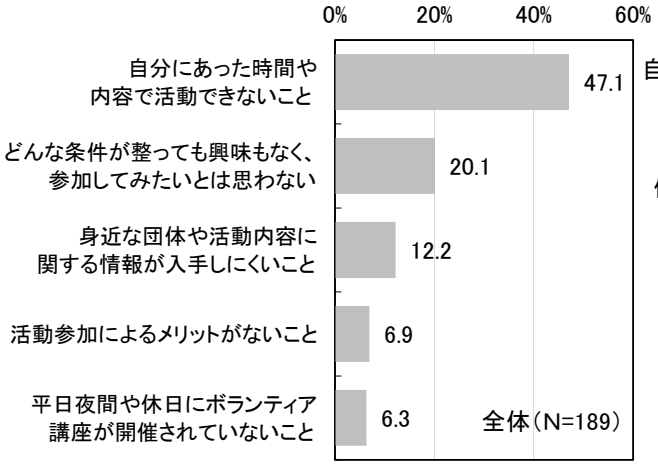

■悩みや不安（上位5位）（複数回答）

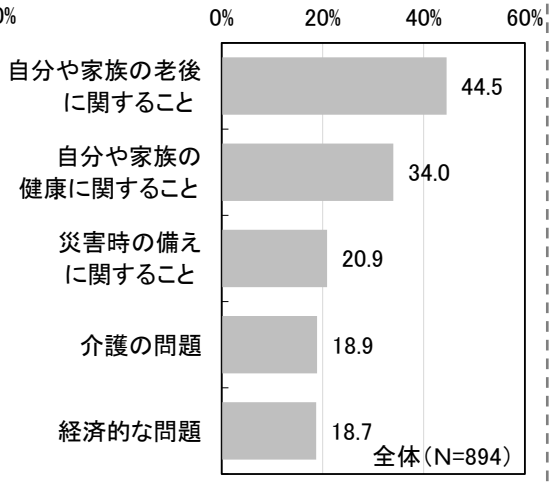

○市民アンケートによると、近所との付き合いについて若者は他の世代と比較して付き合いが希薄な傾向がみられます。（Ｐ21 参照）福祉分野の関心について、20 歳未満では「ボランティア活動」、20 歳～49 歳では「子育て支援」などの回答が高くなっているため（Ｐ24 参照）、若い世代が興味・関心を持ちやすい活動から、地域福祉活動への参画を促すことも大切になっています。

Ｅさんのように健康に課題を抱えた人が参加できる地域活動はどんなものがあるでしょうか。

また、Ｂさんのような働き盛りの人や若い世代がもっと地域と関わるにはどんな取り組みが必要でしょうか。

⇒具体的な取り組みは、次のページから！

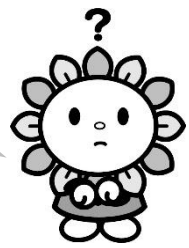

施策２-１-１　ボランティアの育成

ボランティア活動や市民活動の活性化を図るため、活動に関する情報の周知や、参加意欲のある人に対するコーディネート、活動に対する様々な支援を行います。

市民 の取り組み

例えば・・・

- ボランティア・市民活動についての情報を入手する
- 自分にできる活動を見つける
- 友だちや仲間と誘い合ってボランティアを行う

社協 の取り組み

○ボランティア情報の提供により、市民のボランティア意識を高めます。
○これまで地域活動に参加していない人でも気軽に参加できるような機会を提供します。
○ボランティア活動を行う個人・団体を支援するとともに、ボランティアコーディネーターの育成により、ボランティア活動を希望する人とボランティアを必要としている人のマッチング機能を強化します。
○新たなボランティア養成のための講座を開催します。
○男性が参加しやすいボランティア養成講座を開催します。

具体的には・・・

- 社協だよりやあさひ＊ぼらナビ、ホームページなどによるボランティア情報の提供
- ボランティア養成講座の充実
- ボランティアサロンの充実
- 男性が参加しやすいボランティア養成講座の開催
- 青少年ボランティア活動の促進
- ボランティアコーディネーターの養成
- 児童、生徒の地域福祉活動への参加促進

行政 の取り組み

○市民活動を行いたいと思っている人を対象に、市民活動講座やボランティア体験などができる講座等を実施し、活動のきっかけづくりを行います。
○各種のボランティア養成講座を実施するとともに、参加者の新規獲得に向けた周知方法を工夫します。

具体的には・・・

- 市民活動支援センターニュースなどによる市民活動情報の提供（市民活動課）
- 市民活動講座やボランティア体験などができる講座の開催（市民活動課）
- ボランティアセンターとの連携による活動相談（市民活動課）
- 手話奉仕員養成講座の実施（福祉課）
- シニアクラブのボランティア活動への支援（長寿課）
- 子育て託児ボランティアのＰＲと支援者の募集（こども課）
- ファミリーサポートセンター会員登録説明会の実施（こども課）

施策２-１-２　健康づくり・生きがいづくりを通じた地域力の育成

健康づくりや生きがいづくりの取り組みを通じて、心身の健康の維持・増進を図るとともに、地域で交流するきっかけとしても活用していきます。

市民 の取り組み

例えば・・・

- 健康づくり推進員等による市民主体の健康づくり活動に参加する
- 健康づくりや生きがい活動を通じて地域で仲間をつくる

社協 の取り組み

○高齢者や退職後の世代の人が余暇時間を使って参加できるようなボランティアの機会を充実します。

具体的には・・・

- ボランティアサロンの開催
- 男性サロンの充実
- ボランティア養成講座の充実【再掲】

行政 の取り組み

○らくらく筋トレ自主グループやシニアクラブなど、市民主体の健康づくり、生きがい活動を支援します。

○高齢者を対象とした生涯学習の機会を提供します。

具体的には・・・

- らくらく筋トレ自主グループの活動支援（健康課）
- 高齢者対象の介護予防や生涯学習の各種講座の実施（長寿課、生涯学習課）
- 健康づくりに関する「職員出前講座」の実施（健康課）
- スポーツ推進員による地域スポーツの推進【再掲】（文化スポーツ課）
- ふれあい農園事業の推進（産業課）
- 多様な学習活動を行う公民館講座の実施（生涯学習課）

施策２-１-３　若者の地域福祉活動への参加促進

若い世代の地域との関わりを促進するため、学校を通じた地域活動やボランティア活動の普及啓発、仕事をしている人などが子どもといっしょに参加できるイベントの実施等を進めます。

市民 の取り組み

例えば・・・

- 子どもと一緒に参加できる地域のイベントに参加する
- 学校で教わったボランティアの知識を日常生活で実践する
- 子ども主体の地域イベントを企画する

社協 の取り組み

○学校が実施する福祉活動やボランティア活動を積極的に支援します。
○福祉教育講座「ふくし探検隊」の実施により、子どもたちのボランティア活動の意識醸成を図ります。
○若い世代のボランティア団体を支援し、ボランティア活動の楽しさを伝えます。
○赤い羽根共同募金の学校募金を普及し、福祉のこころを養います。

具体的には・・・

- 学校が実施する福祉活動への支援
- 福祉教育講座「ふくし探検隊」の開催
- ジュニアリーダーズクラブなどへの参加促進
- 赤い羽根共同募金の学校募金の普及

行政 の取り組み

○学校等と連携し、高校生や大学生といった若い世代が市民活動に参加しやすい仕組みづくりを行います。

具体的には・・・

- 学生など若い世代が市民活動に参加しやすい仕組みづくり（市民活動課）
- まちづくり活動貢献学生認定制度の実施（市民活動課）

施策の方向２-２　活動団体への支援

尾張旭市の状況

地域活動に積極的なＤさん（70 代男性）の場合

ケース
07

地域活動について相談したい

Ｄさんは校区社協の行事を担当していますが、なかなか協力者や参加者が集まりません。活動について相談したり、他のいい事例などを求めていますが、自分や仲間だけでは難しくなっています。そんなときに、社協やボランティアセンターが相談に乗ってくれるという話を聞きました。ボランティアセンターには、団体や個人で登録している人もいるそうです。

【実際の市民の声】
余裕ができれば地域活動に参加したいと思っています。

統計やアンケート等からみる状況

○本市では、小学校区ごとに「校区社協」が地域づくりの基盤として機能しており、ごみゼロ運動やどんど焼き、ふれあい昼食会、敬老ふれあい事業、サロン、ふれあいウォーキングなどを実施しています。校区ごとに人口や高齢化率、地域の特性が異なるため、それぞれの現状や課題に沿って活動に取り組むことが求められます。

○市民アンケートによると、校区社協の認知度は、「知っている」が４割強、「知らない」が５割強となっており、より多くの市民に存在や活動を広めることが求められます。

■校区社協の認知度（単数回答）

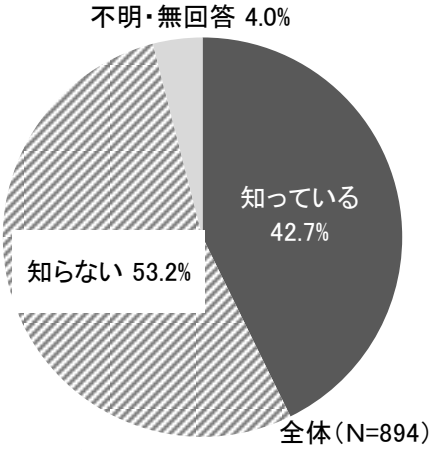

○ボランティアセンター及び市民活動支援センターでは、住民の主体的な地域活動やボランティア活動を支援していますが、市民アンケートによると、認知度は「センターについて全く知らない」が６割強となっています。

■ボランティアセンター及び市民活動支援センターの認知度（単数回答）

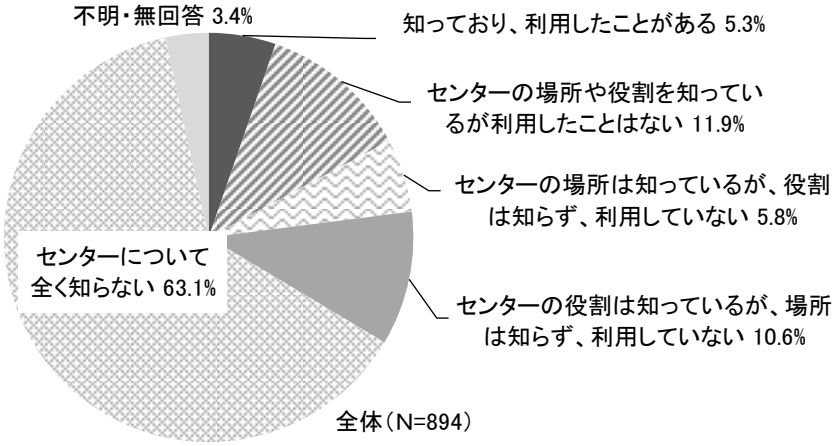

○ボランティア団体へのヒアリングによると、今後、市に優先して充実してほしい施策について「地域活動やＮＰＯ・ボランティアなどへの参加促進や活動支援」「高齢者、障がいのある人の入所施設の整備」が最も多くなっています。（Ｐ27 参照）現在は、行政や社協との関わりとして、共同での事業の実施や、活動場所の提供などが挙げられています。今後もこれらの支援を継続するとともに、金銭的な支援や広報への協力などの活動支援の充実が必要となっています。（Ｐ26 参照）

Ｄさんのように地域活動について相談したい人はどこで相談できて、どんな支援を受けられるでしょうか。

⇒具体的な取り組みは、次のページから！

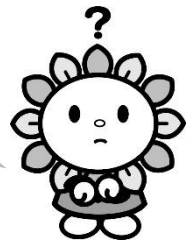

施策２-２-１　校区社協の活動支援

地域福祉活動の基盤となる、校区社協の活性化を図るため、活動や意義を周知し参加の促進を図るとともに、地域の現状・課題にあった取り組みができるよう活動を支援します。

市民 の取り組み

例えば・・・

- 校区社協だよりを読む
- 校区社協のイベントや活動に参加する

社協 の取り組み

○校区社協だよりによる情報提供を推進します。
○校区社協と連携して様々な事業に取り組みます。
○校区別アクションプランの取り組み方針に応じた各校区の実践を支援します。
○校区社協の活動を社協ホームページ等で積極的に周知します。
○校区社協間のネットワークを強化します。

具体的には・・・

- 校区社協だよりの充実
- 校区社協の活動支援
- 校区社協活動の社協ホームページによる周知
- 校区社会福祉推進連絡協議会（以下、「校区連協」という。）の活動支援

行政 の取り組み

○校区社協の活動を支援します。

具体的には・・・

- 校区社協の運営費の補助（福祉課）
- 備品の貸し出し（福祉課）

施策２-２-２　ボランティアセンター・市民活動支援センターの充実

ボランティアセンターや市民活動支援センターへの登録を促進するとともに、ニーズの把握や、関係機関との連携、コーディネート機能の充実により、機能の強化を図ります。

市民 の取り組み

例えば・・・

●ボランティアセンターや市民活動支援センターに登録し、活動を行う

社協 の取り組み

○ボランティアコーディネーターのボランティア活動の現場訪問等により、ボランティアに対するニーズの把握を行います。
○各種講座の開催時にアンケートを実施し、ボランティアニーズを把握します。
○新たなボランティア団体の立ち上げや活動についての相談・助言を行います。
○市民活動支援センターと連携し、コーディネートを行います。
○ボランティア連絡協議会の活動を積極的に周知し、新たな団体の加入促進を行います。

具体的には・・・

●ボランティアコーディネーターの資質向上
●ボランティア登録の促進
●ボランティア団体へボランティア連絡協議会への加入促進
●ボランティアニーズ調査の実施
●ボランティア連絡協議会の支援
●市民活動支援センターとの連携によるコーディネートの実施

行政 の取り組み

○市民活動支援センター登録団体に対し、活動場所や交流機会の提供、情報の収集発信、交流の促進などを展開します。
○新たな市民活動グループの立ち上げや活動についての相談・助言を行います。
○ボランティアセンターと連携し、コーディネートを行います。

具体的には・・・

●市民活動支援センター実施事業の充実（市民活動課）
●市民活動団体連絡協議会の支援（市民活動課）
●NPO 相談の実施（市民活動課）
●ボランティアセンターとの連携によるコーディネートの実施（市民活動課）

施策２-２-３　市民活動グループの活動支援

市民活動に関する情報提供や相談支援、活動場所の提供、団体間の交流機会の設定等により、活動の活性化を図ります。

市民 の取り組み

例えば・・・

- 興味がある団体の活動に参加する
- 市民活動グループは、他団体との連携・情報共有や勉強会などにより、活動内容を充実させる

社協 の取り組み

○ボランティアセンター登録団体の活動状況や募集・案内を社協だよりやホームページに掲載します。
○当事者団体（障がい者団体など）の活動について支援を行います。
○赤い羽根共同募金を財源として、公開プレゼンテーションによる助成事業の選定を行い、地域住民が主体的に取り組む福祉活動を支援します。

具体的には・・・

- ボランティア活動に対する相談の充実
- 当事者団体の活動支援
- 当事者団体と地域住民との交流機会の提供
- 公開プレゼンテーションによる福祉活動への助成金の交付
- あさひ＊ぼらナビの発行
- 校区社協だより発行の支援
- ボランティア尾張あさひの発行支援
- 各団体活動の社協ホームページでの周知

行政 の取り組み

○団体活動についての広報・周知を充実します。
○市民活動グループが積極的に活動に取り組めるよう、助成制度の情報提供や活動についての相談支援、活動場所の提供など、様々な面から支援します。
○市民活動促進助成の選定を行い、市民活動グループが自発的に取り組む公益活動を支援します。

具体的には・・・

- 相談事業の実施（市民活動課）
- 助成金の交付（市民活動課）
- 活動場所の提供等の活動支援（市民活動課）
- 市ホームページ等を活用した活動団体の活動の広報・周知（市民活動課）
- 市民活動グループの交流会開催（市民活動課）

基本目標２のチャレンジ

～「みんなで支え合う　しあわせなまち　尾張旭」にむけて～

基本目標２の達成に向けた成果指標

ＮＰＯ活動やボランティア活動に参加したことがある市民の割合※	令和元年度実績 50.4%	➡	**令和７年度目標** **55.0%**

※尾張旭市地域福祉計画に関するアンケート調査（市民アンケート）で、「NPO活動やボランティア活動に参加したことがある（全体から「参加したことはない」と「不明・無回答」を除いたもの）」と回答した人の割合

施策の方向２－１　地域福祉活動の担い手の育成
施策　２－１－２　健康づくり･生きがいづくりを通じた地域力の育成

チャレンジ事業

社協の取り組み

取り組み名	内　容		
ボランティアサロンの開催	○引き続き、ボランティア養成講座及びボランティアサロンを開催するとともに、高齢者が生きがいとしてボランティアに参加できるよう、内容の充実に努めます。		
	指　標	実績（R1）	目標（R7）
	ボランティア養成者数（延べ人数）	133 人	150 人

行政の取り組み

取り組み名	内　容		
らくらく筋トレ自主グループの活動支援（健康課）	○健康づくり推進員と協働し、高齢者等が仲間とともに筋トレに取り組む「らくらく筋トレ自主グループ」の活動支援を行います。		
	指　標	実績（R1）	目標（R7）
	活動支援している自主グループ	64 団体	70 団体
多様な学習活動を行う公民館講座の実施（生涯学習課）	○市民の多様な学習意欲に応じ、生きがいづくりを支援するため、地域との関わりを深める講座をはじめ、多様な講座を開催します。		
	指　標	実績（R1）	目標（R7）
	公民館講座の受講者数	1,250 人	1,400 人

施策の方向２－２　活動団体への支援
施策　２－２－２　ボランティアセンター･市民活動支援センターの充実

チャレンジ事業

社協の取り組み

取り組み名	内　容
ボランティアコーディネーターの資質向上	○ボランティアセンターで相談を受け付けるボランティアコーディネーターが二人勤務体制で運営できるよう、人員の確保と育成を図ります。 ○ボランティア団体や校区社協の活動にボランティアコーディネーターが参加し、現場でボランティアに関するニーズに応えるなど、ボランティア活動の現場訪問等による相談支援、ニーズ把握を行います。

行政の取り組み

取り組み名	内　容
市民活動支援センター実施事業の充実 （市民活動課）	○ボランティア団体の設立、事業運営、法人設立、会計税務などＮＰＯに関する相談を行います。 ○ボランティアセンターとの連携により活動相談を行います。

指　標	実績（R1）	目標（R7）
市民活動支援センターの登録団体会員数	1,784 人	1,850 人

しあわせみらいストーリー

Ｅさんはらくらく筋トレグループ活動に参加してしばらくして、身体の調子が良くなってきました。また、健康づくりを通じて新たな地域の仲間もできました。

Ｂさんは「おやじの会」に参加し、地域の方とつながりながら、子どもたちのための活動を開始しました。

Ｄさんはボランティアセンターの紹介で新たな協力者を見つけ、校区社協に参加してくれることとなり、活動にも活気が生まれています。

基本目標３

福祉サービスの充実と適切な利用の促進

施策の方向３-１　多様な課題に対応する相談や支援体制の構築

尾張旭市の状況

ひとり親家庭で障がいのある子どもを育てるＧさんの場合

ケース 08

様々な課題を抱えた世帯を支援するには

ＰＴＡ役員のＦさんは、ひとり親家庭で障がいのある子どもを育てているＧさんと知り合いました。Ｇさんは子育てしながら働いており、生活が本当に大変そうです。

校区社協の集まりのなかでＦさんがＧさんの話をしたところ、Ｇさんのような家庭や、高齢の親と無職の子どもの家庭の「8050 問題」、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」など、1 つの世帯で様々な課題を抱えていたり、福祉の制度の狭間となっているケースが増えている、という話を聞きました。

【実際の市民の声】
・ひとり親家庭は、困りごとを多く抱えているが、周りとの関係の希薄化で、声をあげられない状態があると思う。（自由回答）

転入世帯のＡさん（30 代女性）たちの場合

ケース 09

認知症への理解を深めるには

ＡさんとＢさんの子どものＣさんは、学校で「認知症サポーター養成講座」を受講しました。そのことを家族に話していると、ＡさんとＢさんから「最近、夜遅い時間に、一人で外を歩いているおじいさんやおばあさんを見た」「私たちの両親も最近よく物忘れする」と話がでました。家族や自分の将来を考えると、認知症の問題は他人ごとではありません。

統計やアンケート等からみる状況

○8050 問題やダブルケアなどの複合的な課題を抱える世帯や、ひきこもり、生活困窮、ごみ屋敷問題など既存の福祉制度の狭間となる課題が顕在化し、社会問題となっています。これらの課題と関わる多様な関係者が分野を超えて連携した体制づくりが求められます。令和２年には、社会福祉法の改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築が義務付けられました。

○本市では、ひとり親世帯や、生活保護世帯、外国人住民が増加傾向となっています。また新型コロナウイルス流行の影響で、複合的な課題や、制度の狭間となった課題を抱える人が多くなることも懸念されます。

○市民アンケートによると、悩みごとの相談相手は「家族や親戚」が最も高くなっていますが、「どこに相談していいかわからない」「相談できる人はいない」といった回答も５％程度みられます。また、住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員の認知度は、「知らない」が３割弱みられます。身近な場で相談ができない人を把握し、受け止められる仕組みづくりが必要です。

■悩みごとの相談相手（上位6位）（複数回答）

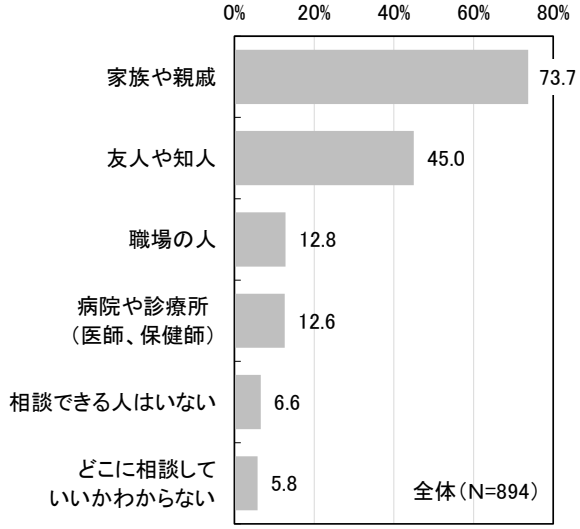

■民生委員・児童委員の認知度（単数回答）

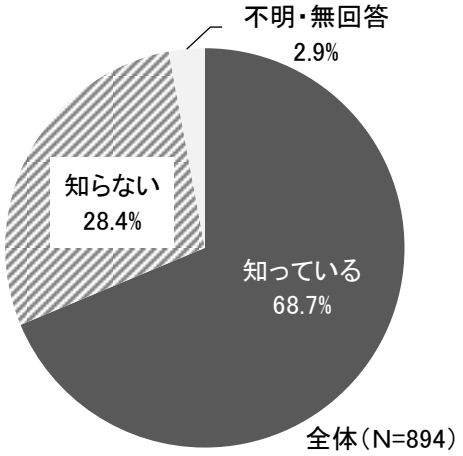

○高齢化の進行により、認知症高齢者が今後ますます増加することが推測されます。国では、平成 27 年に「新オレンジプラン」を策定し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すこととしています。住民の認知症への理解を促進するとともに、地域全体で見守る環境づくりが求められます。

Ｇさんをはじめ、複合的な課題を抱えた世帯などを把握し、支援につなげるにはどんな取り組みが考えられるでしょうか。

また、Ａさんたちが懸念している認知症について、どういった取り組みが必要なのでしょうか。

⇒具体的な取り組みは、次のページから！

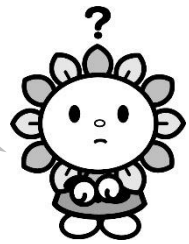

施策３-１-１　総合的な相談支援体制の充実

あらゆる困りごとを受け止め、対応できるような総合的な支援体制を、行政や社協、住民、地域、その他関係機関との連携により構築します。

市民 の取り組み

例えば・・・

- 困りごとは身近な人に相談する
- 自分や身近な人だけで解決できない困りごとについては、相談窓口についての情報を収集し、相談に行く

社協 の取り組み

○相談窓口の周知を行い、相談しやすい体制を整備します。
○地域相談窓口と連携を図りながら情報共有を行うとともに、個人情報保護に努めます。

具体的には・・・

- 地域包括支援センターと地域相談窓口による相談支援

行政 の取り組み

○幅広い福祉分野にわたる総合的な市民ニーズに対処するため、市役所関係各課や社協における相談窓口の連携体制の強化を図ります。

具体的には・・・

- 地域包括支援センター及び障がい者基幹相談支援センターを中心とした各関係機関の連携（長寿課、福祉課）
- こどもの発達センターでの相談支援（こども課）
- スクールソーシャルワーカーによる巡回相談（教育行政課）
- こころのアドバイザーによる巡回相談（教育行政課）
- こども・子育て相談（こども課）
- 「あさぴー子育てコンシェルジュ」による相談支援（健康課）
- 保健師による健康相談（健康課）
- 就労に困難を抱える人への横断的な支援（福祉課、こども課）
- 福祉相談窓口の設置及び相談支援の検討（福祉課）

施策３-１-２　地域における相談力の向上

行政や社協、専門機関だけでは把握が難しい地域の課題について、地域の多様な主体が相談に関わり、支援につなげられるよう、地域の相談力の向上を図ります。

市民 の取り組み

例えば・・・

●地域のＳＯＳを見逃さず、相談相手になったり、公的機関につなげる

社協 の取り組み

○瀬戸旭医師会や福祉サービス事業者との連携強化による相談支援体制の充実を図ります。

具体的には・・・

●瀬戸旭医師会や福祉サービス事業者との連携強化による相談支援体制の充実

行政 の取り組み

○地域における取り組みでは解決できない福祉課題について、必要に応じて行政をはじめとする専門機関につなげられるよう、地域における相談力の向上を図ります。

○民生委員・児童委員と連携しながら、見守りの必要な人の把握を行うとともに、必要に応じて援助や介護が受けられるよう支援します。

具体的には・・・

●民生委員・児童委員と各種相談機関との連携による相談支援（福祉課）

●民児協だよりの配布（福祉課）

施策３-１-３　生活困窮者への支援

経済的に生活が困難となっている人を、地域や関係機関と連携して把握し、自立や就労に関する相談支援や、金銭的な支援を行います。

市民 の取り組み

例えば・・・

●生活に困窮している人やひきこもり状態の人、複合的な課題を持つ人等、何らかの支援が必要な人を地域で把握し、支援につなげる

社協 の取り組み

○生活福祉資金貸付制度、その他生活支援事業について、社協だよりによる定期的な広報・周知に努めるともに、民生委員・児童委員などへ周知します。

○低所得世帯等の生活を経済的に支え、自立した生活を営めるよう支援します。

○民生委員・児童委員や生活困窮者自立相談支援員と連携を図り、貸付後も相談等の支援を行います。

○市民から食品の寄付を募り（フードドライブ事業）、生活困窮者に食品提供を行うフードバンク事業を実施している団体を支援します。

具体的には・・・

●貸付制度の周知
●貸付対象者の自立支援
●専任貸付担当者の確保
●ひまわり資金の充実
●フードドライブ事業の実施

行政 の取り組み

○庁内関係部署や民生委員・児童委員と連携しながら、生活困窮者など支援が必要な世帯を把握します。

○生活困窮者等の就労支援や学習支援により、自立を支援します。

○住宅に困窮している人に対し、市営住宅や県営住宅の案内を行うとともに、入居を拒まない住宅（セーフティネット住宅）の情報提供を行います。

具体的には・・・

●生活保護者、生活困窮者への自立相談支援（福祉課）
●生活保護者、生活困窮者への就労支援（福祉課）
●生活困窮世帯・ひとり親世帯への子どもの学習支援事業（福祉課・こども課）
●住宅確保要配慮者に対する居住支援（住宅セーフティネットの対応）（都市計画課）

施策３-１-４　認知症対策の推進

認知症に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、医療・介護等の関係者が連携を強化することで、地域全体で認知症の人やその家族を見守る体制をつくります。

市民 の取り組み

例えば・・・

- 認知症サポーター養成講座に参加する

社協 の取り組み

○認知症についての知識の普及・啓発、認知症予防のプログラムの実施により、認知症の発症予防を図ります。

具体的には・・・

- らくらく脳の健康教室（認知症予防プログラム）の充実
- 認知症サポーター養成講座の実施

行政 の取り組み

○認知症初期集中支援チームによるサポートや認知症ケアパスの普及により、認知症高齢者の支援の充実と円滑化を図ります。

○医療・介護等多職種との連携を強化することで、認知症高齢者をはじめとする高齢者への包括的なケア体制を整備します。

具体的には・・・

- 軽度認知障がいチェックテスト「あたまの元気まる」の実施（健康課）
- 認知症初期集中支援チームによる包括的・集中的な支援（長寿課）
- 認知症ケアパスの普及（長寿課）
- 認知症地域支援推進による医療・介護等多職種との連携（長寿課）
- はいかい高齢者おかえり支援事業の実施（長寿課）

施策の方向３-２　福祉サービスの利用支援

尾張旭市の状況

ＰＴＡ役員のＦさん（40 代女性）の場合

ケース 10

福祉制度やサービスの情報を知るには

Ｆさんは、ひとり親家庭のＧさんや、校区社協の話を聞くなかで福祉制度やサービスについて多くの人が情報を入手できていないと知りました。Ｆさんは、ＰＴＡの活動や校区社協で情報を得られましたが、関わりがない人はどんな制度やサービスがあるのか知らず、困っているのではないかと考えました。

地域には子どもから高齢者、障がいのある人、外国人など、様々な人が暮らしています。「それぞれにあった情報入手の方法があればいいな」とＦさんは感じています。

【実際の市民の声】
・福祉サービスおよび行政サービスの情報が受けにくい。また情報があっても理解できない。広報、ホームページを利用して周知を図っているが、確実に伝わっているか分からない。

統計やアンケート等からみる状況

○要支援・要介護認定者や障がいのある人など、日常生活に支援を必要とする人が増加しています。地域で安心して生活できるよう、福祉サービスを適切に利用できることが求められています。

○市民アンケートによると、優先して充実すべき施策は、「高齢や障がいによって介護が必要になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が最も高くなっています。（P24 参照）高齢者、障がい、子育て等の福祉制度の整備が進むなかで、量だけでなく、質の向上についても留意してサービス提供体制の充実を図る必要があります。

○サービスの利用にあたっては、福祉制度サービスについての情報を入手する必要があります。市民アンケートによると、必要な福祉サービスの情報は、『入手できていない』(「あまりできていない」と「ほとんどできていない」の合計)が半数以上と、『入手できている』(「十分できている」と「まあまあできている」の合計)を上回っています。また、入手の手段については、年代で違いがみられるため、多様な手段での情報提供の充実が求められます。

■必要な福祉サービスの情報の入手（単数回答）

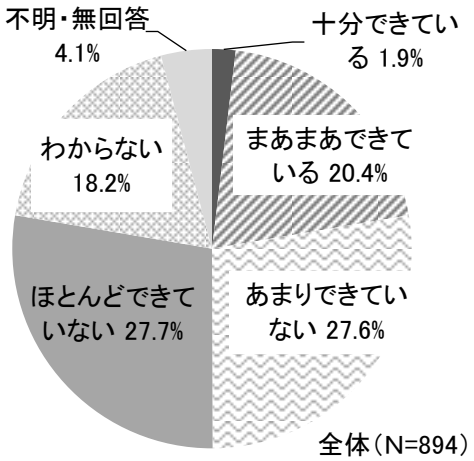

○地域活動に参加しない理由としても、場所や時間についての情報を知らないことが要因として挙げられました。（P60 参照）サービスについてだけでなく、地域活動やボランティア活動についても周知・啓発することが大切です。

困りごとを抱えている人を支援につなげていくためにはサービスを知ってもらうこと、サービスを充実することが必要です。どんな取り組みが必要でしょうか。

⇒具体的な取り組みは、次のページから！

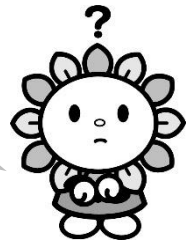

施策３-２-１　福祉サービスの質の確保

利用者が真に必要とする支援に対応できるよう、福祉サービス事業所と連携し、定期的な訪問や指導、研修への参加促進などにより、提供するサービスの質の確保を図ります。

市民 の取り組み

例えば・・・

- 福祉サービス事業者は、利用者のニーズ把握に努め、その人の立場に立った適切なサービスの提供を行う
- 福祉サービス事業者は、研修会等への参加により、ケアマネジメントの向上に努める
- 福祉サービスが必要な人は、サービスについての情報収集を行い、適切なサービスを選択する

社協 の取り組み

○保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を密にし、必要に応じケースケア会議を開催します。

○介護保険制度の見直しなどの変化に対応するため、各種専門研修に参加するなど、定期的な研修による専門性の向上に努めます。

具体的には・・・

- ケースケア会議の開催
- 研修等によるケアマネジャー、ヘルパー及び地域包括支援センター職員の資質向上

行政 の取り組み

○利用者が良質で適切なサービスを受けられるよう、各種福祉サービス事業者の状況を定期的に確認します。

○ケアマネジャーに対する指導・助言等を継続して行います。

○ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイなど、介護保険・障がい福祉双方に共通するサービスについて、高齢者や障がいのある人が共に利用できる共生型サービス等、分野横断的な多様なサービス利用の円滑化を図ります。

具体的には・・・

- 苦情受付体制の整備（福祉課、長寿課）
- 福祉サービス事業者に対する指導の実施（福祉課、長寿課）
- 共生型サービス等、総合的な事業の一体的な実施（福祉課、長寿課）

施策３-２-２　地域福祉情報の発信

多様な手段を通じて、福祉に関する制度やサービスの情報を提供し、円滑な利用を促すとともに、地域福祉に関する情報提供により地域福祉への意識醸成と参加を促進します。

市民 の取り組み

例えば・・・

●福祉サービスが必要な人は、サービスについての情報収集を行い、適切なサービスを選択する【再掲】

社協 の取り組み

○社協ホームページをより見やすいホームページに改善するとともに、社協だよりにより地域福祉活動の様子などを市民に伝えます。

○各校区の地域福祉活動やイベントの情報は、校区社協だよりにより情報発信します。

○窓口では音声翻訳機を活用し、配布物などでは多言語ややさしい日本語による情報提供に努めます。

具体的には・・・

●社協ホームページによる情報発信の充実

●社協だより、校区社協だよりの充実

●音声翻訳機を活用した多言語に対応した情報提供

行政 の取り組み

○行政における福祉サービスの情報、地域組織や市民活動グループによる地域福祉に関する活動の様子やイベント・行事の予定など、様々な情報の共有化を図ります。

○広報誌、市ホームページ等既存の広報媒体に加え、ＳＮＳや広報配信アプリを活用した情報提供を行うことにより、市民にとって情報入手がしやすい環境を整備します。

○窓口では音声翻訳機を活用し、配布物などでは多言語ややさしい日本語による情報提供に努めます。

具体的には・・・

●市ホームページによる情報発信の充実（福祉課、長寿課、こども課、保険医療課、市民活動課）

●広報誌のほか、Facebook、LINE などの SNS や広報配信アプリ、AI チャットボット等を活用した情報提供（情報課）

●市民活動支援センターニュース等を活用した情報提供（市民活動課）

●外国人のための日本語教室へのサポート及び多言語ややさしい日本語によるチラシの作成（健康都市推進室）

●音声翻訳機を活用した相談支援、多言語ややさしい日本語による情報提供（関係各課）

施策の方向３-３　多様な主体によるサービスの提供

尾張旭市の状況

地域活動に積極的なＤさん（70 代男性）の場合

ケース 11

住民の気づきが支援につながる

ある日、Ｄさんが地域の見守り活動をしていると、新聞紙がたまっている家がありました。その家には、昔は両親と子どもが暮らしていましたが、現在は子どもが独立し、高齢の夫婦だけで暮らしてます。しばらく様子をみなかったので気になりましたが、一人暮らしではないし、訪問するのは余計なお世話かと考えました。しかし心配になったＤさんは、市の窓口に相談してみることにしました。

窓口の職員は「ありがとうございます。行政だけでは行き届かないところを、地域の方が気にしてくださるととても助かります。早速連絡をとってみます。」と言い、Ｄさんはひとまずほっとしました。

統計やアンケート等からみる状況

○高齢化の進行等により、支援を必要とする人が増加するなか、福祉分野全体で人材不足が大きな社会問題となっています。そのため、生活のなかのちょっとした困りごとについては、ボランティアや地域の支え合いにより解決していくことが、今後ますます重要となっていきます。

○介護保険制度の総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）では、多様な主体によるサービスの重層的な提供が図られています。今後も、地域に不足するサービスに応じて、新たなサービスの担い手を確保していくことが求められます。

○市民アンケートによると、手助けや協力をしてほしいことは、「特にない」を除くと、「災害時の手助け」が最も高く、次いで「見守りや安否確認の声かけ」となっています。反対に、手助けや協力できることは、「見守りや安否確認の声かけ」が最も高く、次いで「災害時の手助け」となっています。また、困りごとを抱えていても自ら助けを求めることが困難な人もおり、より深刻な事態になってから問題が発覚することもあります。こうした潜在化したニーズの把握や、「何か力になれる」と考えている人が具体的な取り組みに移すための支援など、地域の課題を地域で解決できる仕組みを構築していくことが求められます。

■手助けや協力をしてほしいこと（上位5位）
（複数回答）

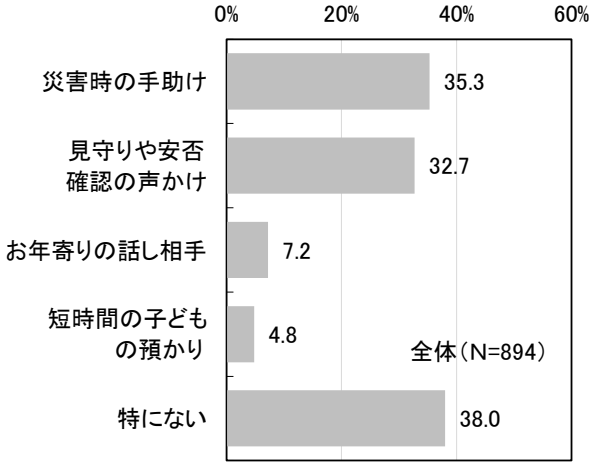

■手助けや協力できること（上位5位）
（複数回答）

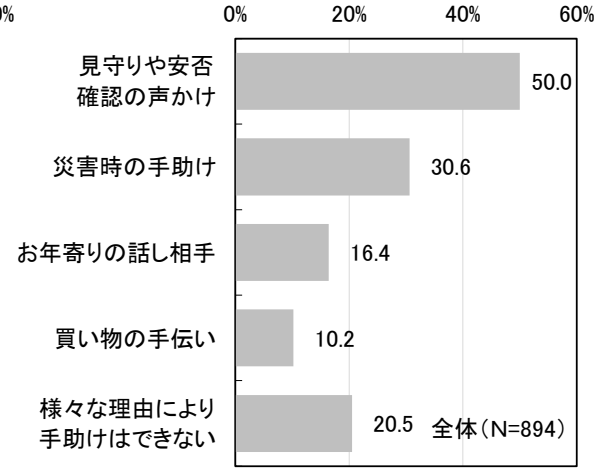

地域の様々な課題を把握するには、行政や社協、事業所はもちろん、住民の気づきも大切です。また、把握されたニーズを多様な機関が連携し、解決するためのコーディネートも重要です。福祉ニーズの把握やコーディネートのために、どんな取り組みが必要でしょうか。

⇒具体的な取り組みは、次のページから！

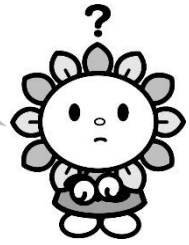

施策３-３-１　福祉ニーズ等の収集とマッチング支援

支援を必要とする人に対して、意欲のある人が支援できるよう、関係機関や地域の活動者との連携により、困りごとを抱えている人を把握するとともに、マッチングを支援します。

市民 の取り組み

例えば・・・

- 福祉サービスの情報を収集する
- 生活のなかでの困りごとや「あったらいいな」と思う支援を地域のなかで伝える

社協 の取り組み

○校区連協の役員会や地域ケア会議を定期的に開催し、地域における福祉課題やニーズ、支援の担い手の状況などの情報交換を行います。

○ボランティアコーディネーターが地域活動に積極的に関わることにより、各校区の特徴を活かした活動ができるよう支援します。

○制度では対応しきれないニーズの収集を行います。

○生活支援コーディネーターが依頼者と生活応援サポーターのマッチングなどを積極的に行います。

○あさひ生活応援サービス事業の充実を図り、地域住民による見守り支援体制の構築に努めます。

具体的には・・・

- 地域福祉活動推進部門、地域包括支援センター職員が対象者のいる場所に出向いて働きかけることによる福祉ニーズ等の収集
- 校区連協の役員会や地域ケア会議による福祉ニーズ等の収集
- 介護サービス事業者連絡会などの機会における制度では対応しきれないニーズの収集
- 生活支援コーディネーター活動の充実
- コミュニティーソーシャルワークの視点を持った活動の充実
- あさひ生活応援サービスの充実

行政 の取り組み

○地域住民、地域組織や民生委員・児童委員、市民活動グループなどから幅広く福祉ニーズの情報が得られるよう、情報収集体制の仕組みづくりに取り組みます。

具体的には・・・

- 市民活動団体連絡協議会や市民活動体験等での福祉ニーズの情報収集（市民活動課）
- 各公民館における校区担当職員の配置による自治会等活動の支援（市民活動課、生涯学習課）
- 民生委員・児童委員による各種実態調査の実施（福祉課、長寿課、こども課）

施策３-３-２　支援の担い手の発掘と育成

地域の課題の多様化・複雑化に対応できるよう、多様な主体によるサービスの提供について、校区社協やボランティア、福祉サービス事業所等と連携して推進します。

市民 の取り組み

例えば・・・

- 隣近所で困りごとを抱えている家庭を把握する
- 自分のできることを発信する

社協 の取り組み

○協議体に参加し、生活支援サービスの仕組みの充実を図ります。
○サービスの開発や様々な主体によるサービスの提供を促進します。
○校区社協やボランティア団体と連携しながら地域住民やボランティアによるサロンや訪問支援などのサービスを開発するとともに、こうした活動の担い手を支援します。
○あさひ生活応援サポーター養成講座を開催し、地域住民の主体性に基づく生活支援活動の担い手を養成します。

具体的には・・・

- 地域の支え合い活動の展開及びその支援
- 地域アセスメントの強化
- 新たなサービスの開発と提供
- 協議体への参加（地域福祉活動推進部門、地域包括支援センター）
- あさひ生活応援サポーター養成講座の開催

行政 の取り組み

○生活支援体制の充実について協議体で検討します。
○多様化・高度化する市民の福祉ニーズに柔軟に対応することができるよう、新たな福祉サービス事業の提供を支援します。
○地域のなかでの支援の担い手を発掘し、ニーズとつなぐマッチング支援を行います。

具体的には・・・

- 地域におけるボランティアや支援の担い手の発掘と育成（市民活動課、長寿課、福祉課）
- 生活支援体制の充実を図るための協議体の運営（長寿課）
- 生活支援コーディネーターの設置（長寿課）

基本目標３のチャレンジ

～「みんなで支え合う　しあわせなまち　尾張旭」にむけて～

基本目標３の達成に向けた成果指標

相談できる場所がある市民の割合※1	令和元年度実績 82.9%	→	**令和７年度目標 85.0%**
必要な福祉サービスの情報を入手できている市民の割合※2	令和元年度実績 22.3%	→	**令和７年度目標 25.0%**

※1…尾張旭市地域福祉計画に関するアンケート調査（市民アンケート）で、「生活上の悩みや不安を相談できる場所がある（全体から「どこに相談していいかわからない」「相談できる人はいない」「不明・無回答」を除いたもの）」と回答した人の割合

※2…尾張旭市地域福祉計画に関するアンケート調査（市民アンケート）で、「福祉サービスの情報を入手できている（「十分できている」+「まあまあできている」）」と回答した人の割合

施策の方向３－１　多様な課題に対応する相談や支援体制の構築
施策　３－１－１　総合的な相談支援体制の充実

チャレンジ事業

社協の取り組み

取り組み名	内　容		
地域包括支援センターと地域相談窓口による相談支援	○地域包括支援センターと地域相談窓口が連携しながらサービス事業者等の協力を得て、相談者に不利益が生じることのないよう情報共有を図ります。 ○地域組織のみならず、地域住民や商店、金融機関なども含めた相談支援体制の整備に向けて、地域ケア会議への参加を通じて、働きかけを行います。		
	指　標	実績（R1）	目標（R7）
	地域包括支援センターにおける相談件数	7,299 件	12,000 件

行政の取り組み

取り組み名	内　容		
地域包括支援センター及び障がい者基幹相談支援センターを中心とした各関係機関の連携（長寿課、福祉課）	○多様化・複雑化する地域課題に対応するため、各関係機関の連携を強化し、きめ細かな相談支援体制を整備します。		
	指　標	実績（R1）	目標（R7）
	障がい者基幹相談支援センターにおける相談件数	8,257 件	8,500 件
	生活困窮者の相談件数	130 件	140 件

施策の方向３－２　福祉サービスの利用支援
施策　３－２－２　地域福祉情報の発信

チャレンジ事業

社協の取り組み

取り組み名	内　容
社協ホームページによる情報発信の充実	○支援やサービスを必要とする人が、適切な情報に円滑に結びつくよう、情報収集を進めるとともに、更新の徹底を図ります。 ○わかりやすく、情報の入手がしやすいホームページの作成を進めます。

行政の取り組み

取り組み名	内　容
市ホームページによる情報発信の充実 （福祉課、長寿課、こども課、保険医療課）	○支援やサービスを必要とする人にとって、わかりやすく、情報の入手がしやすいホームページを作成します。

施策の方向３－３　多様な主体によるサービスの提供
施策　３－３－２　支援の担い手の発掘と育成

チャレンジ事業

社協の取り組み

取り組み名	内　容		
地域の支え合い活動の展開及びその支援	○あさひ生活応援サポーター養成講座を開催し、地域住民の主体性に基づく新たな生活支援活動の担い手を養成します。		
	指　標	実績（R1）	目標（R7）
	あさひ生活応援サポーター養成講座の修了者数（延べ人数）	153 人	400 人

行政の取り組み

取り組み名	内　容		
生活支援体制の充実を図るための協議体の運営（長寿課）	○生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画して、定期的に情報共有や連携強化ができるよう協議体で検討します。		
	指　標	実績（R1）	目標（R7）
	開催回数	３回	３回

しあわせみらいストーリー

総合的な相談体制の整備や、福祉に関する様々な情報提供により、Ｇさんをはじめ、多様な課題を抱えた世帯の把握につながっています。また、１ つの窓口に行くと、行政や社協が関係する機関と対応を検討する仕組みができて、迅速な解決につながっています。

ＡさんとＢさんは、Ｈさんの話を聞いて、地域の認知症サポーター養成講座に参加し、周りの人にも理解の大切さを伝えるようにしています。

Ｄさんが気になった世帯について窓口に相談した後、行政と社協（地域包括支援センター）による訪問が行われ、高齢の夫婦がともに支援を必要としていることがわかりました。関係者が連携し、継続した支援が続けられるともに、Ｄさんも日々気にしながら生活しています。

基本目標４

誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり

施策の方向４-１　誰もが暮らしやすい地域の環境づくり

尾張旭市の状況

高齢夫婦のＥさんたちの場合

ケース 12

免許証返納後の移動や買い物はどうしたら？

Ｅさん夫婦は現在自動車を使って主に移動していますが、最近、高齢者による交通事故が多いため、免許の返納を検討しています。しかし、これまでの移動手段がなくなるため、買い物など生活に不便を感じたり、地域の活動にも参加できなくなることを心配しています。

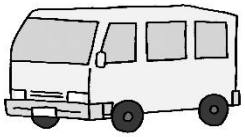

【実際の市民の声】
・スーパーが遠く、バスに乗って買い物に行く。
・高齢者の方が現在、車がないと生活できない交通状況にあります。

ひとり親家庭で障がいのある子どもを育てるＧさんの場合

ケース 13

障がいのある人が暮らしやすいまちに

発達障がいのある子どもを持つＧさんは、子どもを連れて出かけることに苦労しています。買い物中にすぐに興味のある場所に行ってしまったり、外食中に突然大きな声を出してしまうからです。周りから不審に思われたり、こころない言葉をかけられることもあり、そのたびにこころが折れてしまいます。

身体障がいなど、見た目からわかりやすい障がいについては理解されやすくなっていますが、発達障がいなどの障がいについても、より多くの人が特性などについて理解してもらいたいと感じています。

【実際の市民の声】
障がいの重い子どもがいますが、障がいのある子にびっくりする子が多い地域だと思いました。こころのバリアフリーが広がるには、小学校くらいの子たちが、もっと障がいのある子と交われたらよかったのかなと思いました。

統計やアンケート等からみる状況

○誰もがいつまでも活躍できる地域社会をつくるには、高齢者や障がいのある人などにも配慮したまちづくりを進めていくことが大切です。

○本市では、「尾張旭市人にやさしい街づくり整備基準」などを踏まえ、様々な公共施設や道路環境等のバリアフリー化を進めるとともに、主に高齢者や障がいのある人に向けた車いすの貸し出しやタクシー、移送サービスなどの利用助成などを行っています。

○市民アンケートの自由記述においても、公共交通機関の充実や移動・買い物の支援を求める意見がみられました。特に高齢者については、免許返納に伴って移動手段がなくなることへの懸念がみられます。「市営バスあさぴー号」等、公共交通機関の利便性を図ることが求められます。

○すべての住民が自らの意志によって様々な権利を行使していくには、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが情報を入手できることや、個人として尊重されることが大切です。年齢や障がい、使用する言語などによって情報の入手に困難を抱えがちな人に配慮し、多様な手段・媒体を通じて情報を提供することが求められます。また、認知症や障がいに対する、差別や偏見が起こらないよう、あらゆる機会を通じて理解を促進することが必要となっています。

Ｅさんのように移動や外出に課題を抱えた人に対して、どのような支援が必要でしょうか。

また、様々な障がいについて正しく理解し、誰もが暮らしやすい地域としていくには何が必要でしょうか。

⇒具体的な取り組みは、次のページから！

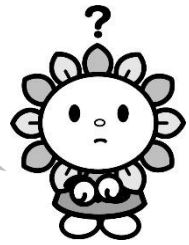

施策４-１-１　公共施設等のバリアフリー化の推進

誰もが公共施設等を活用しやすくするため、多様な立場の意見を踏まえながらバリアフリー化を進めます。

市民 の取り組み

例えば・・・

- 公共施設や公園、道路などの利用しやすさについて把握する
- 企業等は、オフィスの段差の解消等、バリアフリー化に取り組む

社協 の取り組み

○福祉教育を通じて、子どもの頃からバリアフリーの必要性の理解の浸透を図ります。

具体的には・・・

- 福祉教育によるバリアフリーの必要性の種まき

行政 の取り組み

○公共施設や公園、道路などについては、誰にでも使いやすい施設とするため、利用者の意見を踏まえ、バリアフリー化を進めます。

具体的には・・・

- 「尾張旭市人にやさしい街づくり整備基準」に基づく既存施設のバリアフリー化及び新規施設のユニバーサルデザイン化の周知推進（都市計画課）
- 道路、公園、その他公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進（土木管理課、都市整備課、財産経営課、市民活動課、産業課、長寿課、保育課、こども課、生涯学習課、図書館、文化スポーツ課）

施策４-１-２　市民の移動手段の確保

移動や外出が困難な人等に配慮した、日常生活の支援や社会参加の促進につながる支援、交通機関の利便性の向上を図ります。

市民 の取り組み

例えば・・・

●移動の困難な人の外出の同行や移動の手助けをする

社協 の取り組み

○高齢者や障がいのある人等、歩行が困難な人の移動時の負担を軽減するため、車いすや車いす専用車を社協会員に貸し出します。

具体的には・・・

●車いすの貸し出し
●車いす専用車の貸し出し

行政 の取り組み

○「市営バスあさぴー号」の利便性や快適性を向上させ、高齢化などに伴う利用ニーズの増加等を踏まえた事業推進に努めます。
○タクシー基本料金の助成、移送サービスの利用助成、自動車改造費の助成などにより、高齢者や障がいのある人の社会参加や地域交流の場などへの移動手段の確保に努めます。
○移動手段がなく、買い物に不便を感じている人に対して事業所等が実施するサービスの情報提供等を行います。

具体的には・・・

●印場駅のバリアフリー化（都市計画課）
●「市営バスあさぴー号」の利便性の向上（都市計画課）
●「市営バスあさぴー号」の車いすへの対応（都市計画課）
●障がい者タクシー基本料金助成（福祉課）
●高齢者外出支援（市営バスあさぴー号又はタクシー基本料金助成）の実施（長寿課）
●移送サービスの利用助成（長寿課）
●障害者自動車改造費助成（福祉課）
●障害者自動車運転免許取得費助成（福祉課）
●買い物支援等を行う市内事業者（宅配サービス実施業者等）の情報提供（産業課）

施策４-１-３　情報のバリアフリー化の推進

高齢者や障がいのある人など、あらゆる人の情報入手を容易にするため、多様な方法での情報発信や意思疎通を支援するサービスの提供を進めます。

市民 の取り組み

例えば・・・

- 情報のアクセシビリティやユニバーサルデザインについての理解を深める
- 手話や要約筆記、点字等について理解を深める

社協 の取り組み

○障がいのある人が適切に情報を入手できるよう、ボランティアグループの協力を得て、社協だよりのバリアフリー化を推進します。

具体的には・・・

- 社協だよりの点訳
- 社協だよりの音訳

行政 の取り組み

○高齢者や障がいのある人が適切に情報を入手できるよう、市ホームページのアクセシビリティの向上を図ります。

○拡大文字、音声、点字、メール等を活用した情報提供を行うとともに、各種講演会などにおける手話通訳者、要約筆記者の配置を行います。

具体的には・・・

- ＣＭＳを活用した、年齢や障がいの有無に関わらず、誰でもアクセスしやすい市ホームページの作成（情報課）
- 広報誌におけるユニバーサルフォントの使用（情報課）
- 市ホームページにおける声の広報の公開（情報課）
- 市で行う講演会等への手話通訳者・要約筆記者の配置（福祉課）
- 福祉課における手話通訳者の設置（福祉課）
- 手話通訳者・要約筆記者の派遣（福祉課）
- 手話奉仕員養成講座の実施（福祉課）

施策４-１-４　高齢者や障がいのある人への理解の浸透

高齢者や障がいのある人に対して思いやりがある地域づくりを進めるため、学校や地域の講座、様々な媒体等を通じて、福祉のこころの醸成を図ります。

市民 の取り組み

例えば・・・

- 認知症サポーター養成講座に参加する【再掲】
- 障がいのある人への「合理的配慮」の理解を深め、日常生活で実践する

社協 の取り組み

○福祉マインドフェアや社会福祉大会などの開催を通じて、地域住民の地域福祉についての意識醸成につなげます。【再掲】
○福祉教育の実施により、子どもの頃から福祉のこころを育みます。【再掲】
○認知症サポーター養成講座を実施します。【再掲】

具体的には・・・

- 福祉マインドフェアの充実【再掲】
- 社会福祉大会の充実【再掲】
- 福祉協力校事業の充実【再掲】
- 福祉実践教室の充実【再掲】
- 認知症サポーター養成講座の実施【再掲】

行政 の取り組み

○地域での認知症高齢者の支援・見守りの輪の拡大を図ります。
○「障害者差別解消法」についての周知・啓発を行います。

具体的には・・・

- はいかい高齢者おかえり支援事業の実施【再掲】（長寿課）
- 「障害者差別解消法」の周知・啓発（福祉課）
- ヘルプカード・ヘルプマークの作成と普及（福祉課）

施策の方向４-２　権利擁護体制の強化

尾張旭市の状況

ひとり親家庭で障がいのある子どもを育てるＧさんの場合

ケース 14

判断能力が十分でない子の「親亡き後」は

ある日、ＧさんはＦさんの紹介で、障がいのある子どもを持つ親が集まる場に参加してみました。そこでは、様々な年齢の子どもを持つ親たちが悩みなどを打ち明け、交流しています。

そのなかで、障がいのある子どもを持つ高齢の女性が、自分がいなくなった後の子どもの生活について、「自分一人で何か判断するのが難しいから、犯罪などに狙われないか心配です。お金の管理も自分でできるかしら」と心配していました。女性は「親亡き後」の子どもの生活に不安を抱いています。

統計やアンケート等からみる状況

○認知症の人や知的障がい、精神障がいのある人など、判断能力が不十分である人が増加するなか、誰もが安心して地域で生活していくために、権利擁護の施策の推進が求められます。

○市民アンケートによると、成年後見制度の認知度は「どういった制度か知っている」が３割半ばにとどまっています。自身や親族の利用希望の有無については「わからない」が約半数となっており、制度の理解と周知が求められます。

■成年後見制度の認知度（単数回答）

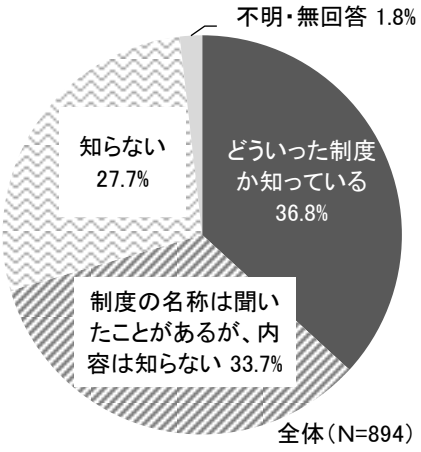

■成年後見制度の自身や親族の利用希望の有無（複数回答）

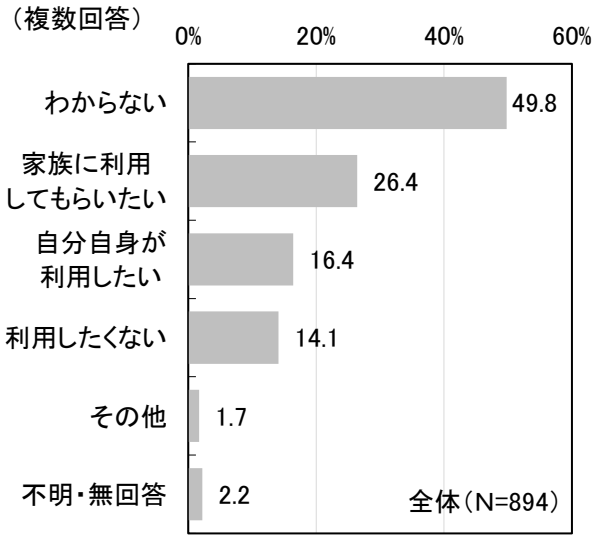

○子どもや高齢者、障がいのある人、配偶者に対する虐待、DV 等への相談や通報が毎年みられ、近年は子どもへの虐待に関する相談が増加しています。家庭内で起こる暴力は顕在化しにくく、深刻な状況となってから問題が発覚することもあります。市民の虐待に対する認識を促すことや、関係機関が連携し早期発見・早期対応の体制を強化していくことが必要です。

○本市をはじめとした近隣地域では、尾張東部権利擁護支援センターが中心となり「成年後見制度利用促進計画」を策定しました。近隣自治体や関係機関が連携し、権利擁護施策の充実を図るとともに、虐待防止についても取り組むこととしています。

判断能力に不安がある知的障がいや精神障がいのある人、認知症高齢者などを守り、支える制度として権利擁護の施策があります。どのように利用できるでしょうか。

⇒具体的な取り組みは、次のページから！

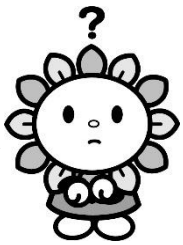

施策４-２-１　判断能力が十分でない人への支援

認知症高齢者や、知的障がいのある人、精神障がいのある人などが、個人として尊重され暮らし続けられるよう、尾張東部権利擁護支援センター等と連携し、権利擁護施策を推進します。

市民 の取り組み

例えば・・・

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業など、判断能力が十分でない人の権利を守る制度について、理解を深める
- 判断能力が十分でない人のことで困っている家庭があったら、相談をすすめる

社協 の取り組み

○福祉関係団体とのつながりを活かし、連携して日常生活自立支援事業を実施します。
○民生委員・児童委員との連携を深め、ニーズの把握に努めます。
○尾張東部権利擁護支援センターが実施する事業に協力します。

具体的には・・・

- 日常生活自立支援に関わる事業の周知
- 日常生活自立支援事業の利用ニーズの掘り起こしと受付体制の強化
- 尾張東部権利擁護支援センターとの連携
- 地域包括支援センターによる相談支援

行政 の取り組み

○知的障がい、精神障がい、認知症などにより物事を判断する能力が十分でない人について、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等に関する援助等を行う「日常生活自立支援事業」や、本人を法律的に支援する「成年後見制度」の概要についての周知・啓発に努め、利用促進を図ります。
○市民後見人の育成・活用を推進します。

具体的には・・・

- 尾張東部権利擁護支援センターによる成年後見制度の普及、後見活動の推進（福祉課、長寿課）
- 尾張東部権利擁護支援センターと連携した権利擁護に関する相談支援（福祉課、長寿課）
- 尾張東部権利擁護支援センターによる市民後見人の育成・活用（福祉課・長寿課）

施策４-２-２　虐待・ドメスティックバイオレンス（DV）の早期発見・早期対応

関係機関と連携し、虐待やＤＶの早期発見・早期対応につなげるとともに、虐待に対する市民への周知・啓発、悩みを一人で抱え込まないための相談支援等により、未然の防止を図ります。

市民 の取り組み

例えば・・・

●虐待・ＤＶの疑いを発見した場合は、市や関係機関へすぐに通報する

社協 の取り組み

○地域包括支援センターを中心とした関係機関の連携強化とケース検討により、虐待の早期発見と困難事例への対応を図ります。

具体的には・・・

●地域包括支援センターによる相談受付と市や関係機関への情報提供
●介護支援専門員による早期発見

行政 の取り組み

○児童や高齢者、障がいのある人に対する虐待被害並びにＤＶ被害を早期に発見し、早期に対応できるよう、子育て支援室や地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センターが中心となり、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、保育・教育機関、保健・医療・福祉関係機関、警察との連携強化を図ります。

具体的には・・・

●高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク連絡会の開催（長寿課、福祉課）
●虐待防止マニュアルの周知（長寿課、福祉課、こども課）
●乳児家庭全戸訪問事業における早期発見・早期対応（こども課、健康課）
●要保護児童対策地域連携会議における早期発見、早期対応（こども課）
●尾張東部権利擁護支援センターと連携した虐待対応（福祉課、長寿課）

施策の方向４-３　地域における防災機能の強化

尾張旭市の状況

地域活動に積極的なＤさん（70 代男性）の場合

ケース 15

自力で避難できない人をどうするか

Ｄさんは毎年防災訓練に参加しています。今回は色々な人に声をかけ、Ａさん家族や、Ｅさん高齢夫婦、Ｆさん家族が参加してくれました。

訓練に参加するなかで、Ｅさん夫婦は「身体が弱くなってきたら、地震のとき自分たちで避難できるかしら」と心配そうな声をもらしていました。また、Ｆさんは「Ｇさんにも声をかけたけれど、障がいのある子どもとの参加は難しい、と言われてしまいました」と話しています。Ｄさんは、地域に住む様々な人が安心して避難するには、どうすればいいのか考える必要があると感じています。

【実際の市民の声】
・災害時に備えるため、「災害対策特別協議会」を立ち上げました。自治会や校区社協、民生委員児童委員、ＰＴＡ、子育て支援団体、消防団、シニアクラブなど、多様な地域の関係者が参加しています。

統計やアンケート等からみる状況

○近年、大規模な自然災害が多く発生しており災害に対する関心は高まっています。本市においても、南海トラフ地震の発生が予測されるなか、地域の防災体制の強化が求められます。

○市民アンケートによると、福祉以外の分野での関心は「防犯・防災」が最も高く、また手助けや協力をしてほしいことは「特にない」を除くと「災害時の手助け」が最も高く（Ｐ82 参照）なっており、市民の防災に対する意識の高さがうかがえます。

■福祉以外の分野で関心があること（上位5位）
（複数回答）

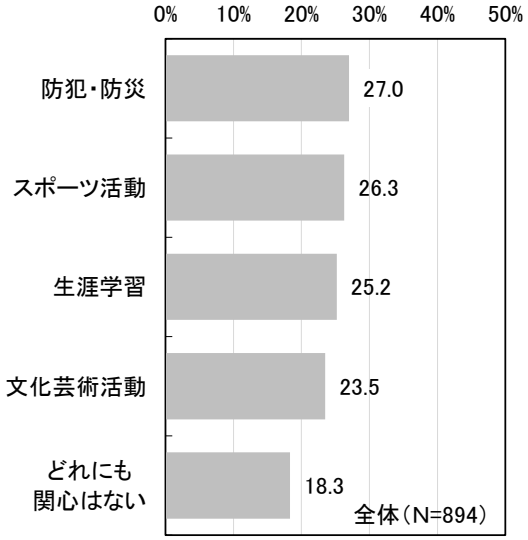

○災害時に手助けを「必要とする」と回答した人は約２割、そのうち助けてもらえる人が「いない」と回答した人が２割強となっています。自ら避難することが困難な人を把握し、支援できる体制づくりが求められます。そのためには、行政や社協だけでなく、地域の協力が不可欠です。市民アンケートでは、災害時等の隣近所の自力で避難できない人や安否の不明な人への対応は、「助けを求められたら、手助けをする」が最も高く、次いで「自発的に手助けする」となっています。日ごろから地域の関係性をつくり、いざという時に支え合える体制をつくることや、実際の災害を想定した対策が求められます。

■災害時の手助けの必要性（単数回答）

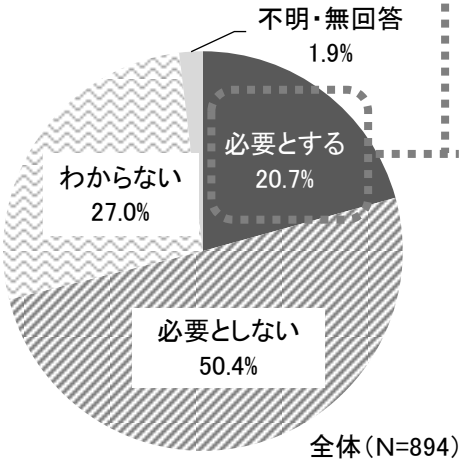

■災害時に助けてもらえる人の有無（単数回答）

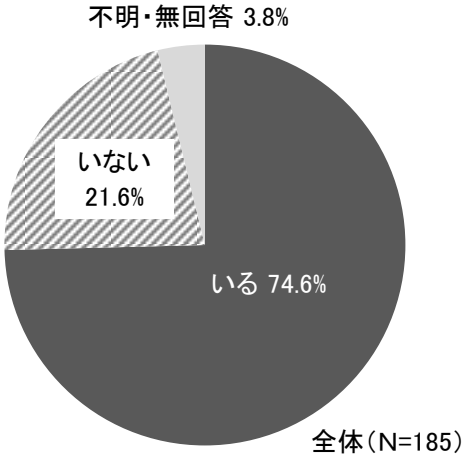

■災害時等の隣近所の自力で避難できない人や安否の不明な人への対応（単数回答）

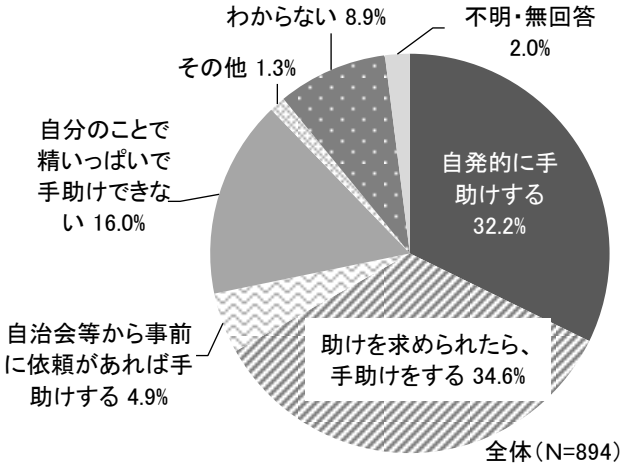

災害に備えるには、日ごろから地域の信頼関係を構築しておくことが大切です。いざという時に助け合えるようにするには、どのような取り組みが必要でしょうか。

⇒具体的な取り組みは、次のページから！

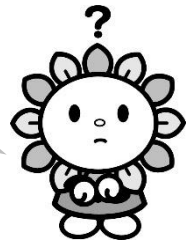

施策４-３-１　避難行動要支援者支援ネットワークの整備

自力での避難が困難な人を把握し、災害時に地域や行政、社協等が連携して支援できる体制を構築します。

市民 の取り組み

例えば・・・

- 災害時において支援が必要なのはどのような人かを知る
- 隣近所に支援を必要としている人はいないか、どのような支援が必要かを把握する
- 避難行動要支援者リストを活用した、避難行動要支援者の個別支援計画の策定に協力する

社協 の取り組み

○居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所は利用者の状況を把握して、災害時の避難の支援に役立てます。

○介護サービス事業者連絡会において、各事業所に利用者の状況を把握して災害時の支援に役立てるよう依頼します。

具体的には・・・

- 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所の利用者を対象にした避難行動要支援者リストの作成と定期的な更新

行政 の取り組み

○避難行動要支援者が緊急時に迅速かつ円滑に避難ができるよう、町内会などの地域組織や市民活動グループなどが相互に連携して、避難を支援する個別支援計画の策定など体制づくりの支援を行います。

具体的には・・・

- 職員出前講座における避難行動要支援者支援事業の啓発（災害対策室）
- 避難行動要支援者リストの提供（福祉課）
- 個別支援計画の作成を予定している町内会に対する事業費の一部補助（災害対策室）

施策４-３-２　災害に備えた環境の整備

個人・家庭での災害時の備えや避難訓練への参加について啓発するとともに、災害時のボランティアに関する人材確保やコーディネート機能の充実により、防災対策を強化します。

市民 の取り組み

例えば・・・

- 災害ボランティアコーディネーター養成講座に参加する
- 必要な備蓄などについて、平常時から情報を集め、災害時に備える

社協 の取り組み

○災害ボランティアコーディネーター養成講座を開催します。

○災害時応援協定を締結している東尾張ブロック９市２町で実施する局地災害時救援活動訓練に参加します。

○災害ボランティアコーディネーター尾張旭や福祉ボランティアとともに市総合防災訓練へ参加し、市と一体で地震災害等に取り組めるよう努めます。

具体的には・・・

- 災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催
- 東尾張ブロック社会福祉協議会局地災害時救援活動訓練への参加
- 市総合防災訓練への参加

行政 の取り組み

○障がいのある人、高齢者、子ども等も安心して参加できる防災訓練の実施を図ります。

○防災リーダー会や各地区の自主防災組織の協力を得て、実践的な訓練を行い、地域における防災力の向上を図ります。

具体的には・・・

- 市総合防災訓練の実施（災害対策室）
- 家具転倒防止支援事業（災害対策室）
- あさひ安全安心メール、防災アプリ、防災行政無線放送内容の確認可能なフリーダイヤル（0120-775-121）の普及啓発（災害対策室）
- 自主防災組織の主催する実践的な地域防災訓練への支援（災害対策室）
- 「あんしん電話」の設置（長寿課）
- 独居高齢者宅への防火指導（予防課）
- 住宅用火災警報器、電磁調理器などの日常生活用具の給付（長寿課）
- ＦＡＸ１１９番制度、ｅメール１１９番緊急通報システム制度、ＮＥＴ１１９緊急通報システム制度、三者間同時通訳システムの実施（消防署）
- 消防団・婦人消防クラブの活動支援の推進【再掲】（消防総務課、予防課）
- 多言語ややさしい日本語による情報発信（健康都市推進室）

施策の方向４-４　地域における見守り・声かけによる安全の確保

尾張旭市の状況

高齢夫婦のＥさんたちの場合

ケース 16

閉じこもりを防止したい

Ｅさんがサロンで知り合った方の姿が、最近みられません。その方は、旦那さんを亡くされてからなかなか家からでていないそうです。Ｅさんがサロンの帰りに訪問してみても、返事はありませんでした。

「無理矢理外に連れ出すと気に障るかしら。元気かどうかだけでもわかるといいのだけれど…」とＥさんは心配でしたが、しつこく訪問することはためらわれます。

転入世帯のＡさん（30 代女性）の場合

ケース 17

子どもたちの見守りで顔の見える地域に

Ｃさんの弟の通学路には、いつもＤさんたちがスクールガードとして立ち、子どもたちを見守ってくれています。Ａさんは仕事が忙しく、平日はなかなか地域との関わりが持てないため、ありがたく感じています。子どもたちも地域のおじさん、おばさんとして認識し、顔なじみの関係となっているようです。Ａさんも定年後は地域の子どもたちを見守るような活動をしてみたいと考えています。

【実際の市民の声】

・小学生の子どもがいますが、登下校時にいつも黄色のベストを着た地域の方が見守ってくださったり、声をかけて頂いてとても安心でき、助かっています。

統計やアンケート等からみる状況

○単身世帯や核家族の増加（Ｐ13 参照）、地域との関係の希薄化により、社会とのつながりをもたず、孤立してしまう世帯がみられます。高齢化や未婚化が進むなかで、今後も社会的に孤立する世帯が増加することが懸念されます。孤独死などを防止するためにも、見守りなどにより地域と何らかの関わりを持てるような働きかけが求められます。

○高齢者や障がいのある人、子どもなどを狙った悪質な犯罪が社会問題となっています。本人や家族の防犯意識を高める周知・啓発を行うとともに、行政や社協、警察、地域が連携し、見守りを行うなど、地域ぐるみの防犯体制を強化することが大切です。

閉じこもり等、社会的に孤立してしまうと、心身の健康に支障が出ることも懸念されます。孤立を防ぐには、どんなことが必要でしょうか。

また、地域の見守りは防犯や安全につながります。どんな取り組みがあるでしょうか。

⇒具体的な取り組みは、次のページから！

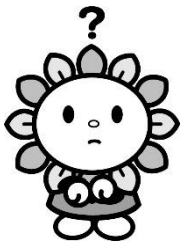

施策４-４-１　地域社会からの孤立化防止

市民や地域の団体、事業所等と連携した見守り活動により高齢者などの孤立の防止を図り、孤独死等を未然に防ぎます。

市民 の取り組み

例えば・・・

- 隣近所の人や友だちと誘いあって、地域行事に参加する
- 隣近所に高齢者の一人暮らし世帯等、見守りが必要な世帯がある場合は、地域みんなで見守る

社協 の取り組み

○一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯などを犯罪などから守るため、地域みんなで見守る仕組みづくりに努めます。
○ボランティアで実施している宅配サービスや昼食会の実施を支援します。
○校区社協などが実施している友愛訪問の活動を支援します。
○地域包括支援センターの地域相談窓口により高齢者の実態把握調査を実施します。

具体的には・・・

- 地域の見守りネットワークづくり
- 一人暮らし高齢者への宅配・昼食会の支援充実
- 友愛訪問の充実支援
- 高齢者実態把握調査の実施による孤立者の発見・見守り

行政 の取り組み

○郵便局・企業等との協定により、地域ぐるみの見守り体制を継続します。
○地域組織や行政が企画・運営するイベント・行事、居場所づくりへの参加の呼びかけなど、参加しやすい雰囲気づくりに努めます。
○高齢者世帯や障がい者世帯等を対象とした訪問事業を進めます。

具体的には・・・

- 企業等との協定による市民生活の見守り体制の継続【再掲】（総合推進室）
- シニアクラブを通じた地域社会への参加の働きかけ（長寿課）
- 地域ふれあい講座の開催（生涯学習課）
- 民生委員・児童委員による各種実態調査の実施【再掲】（福祉課、長寿課、こども課）
- あさひ訪問収集（高齢者や障がい者世帯等のごみ出し困難世帯への支援）の実施（環境事業センター）

施策４-４-２　地域ぐるみの防犯・交通安全対策の促進

地域による見守りや、警察との協力、防犯や交通安全に対する意識啓発などにより、犯罪や事故のない安全な地域づくりを進めます。

市民 の取り組み

例えば・・・

- 子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないよう、地域みんなで見守る
- 「かけこみ 110 番の家」の設置に協力する
- 小・中学校の登下校の時間にあわせて、子どもの交通安全と防犯につながるよう、地域で見守る

社協 の取り組み

○警察と協力して、高齢者の振り込め詐欺の未然防止を図ります。

具体的には・・・

- 地域包括支援センターの訪問による状況把握と警察への通報

行政 の取り組み

○スクールガードや自主的な防犯パトロール活動を支援するとともに、青少年健全育成活動を推進して地域の防犯力向上を図ります。

○「かけこみ 110 番の家」の把握、防犯灯の設置補助、防犯カメラの設置補助など、防犯体制の強化に努めます。

○市内の保育園、幼稚園や小学校で行っている交通安全教室を継続して実施するとともに、安全運転を促すなど、市民の交通安全意識の高揚を図ります。

具体的には・・・

- 防犯パトロール隊に対する防犯啓発品の配布（市民活動課）
- かけこみ１１０番の家の登録数の管理（市民活動課）
- 防犯灯・防犯カメラの設置等に関する補助金の交付（市民活動課）
- スクールガード、少年センター、警察、保護者等と連携した見守り活動（教育行政課、市民活動課）
- 保育園、幼稚園、児童館、小学校における交通安全教室の実施（市民活動課）
- 交通安全及び防犯運動啓発期間における街頭キャンペーン等の実施（市民活動課）
- 高齢者運転免許自主返納支援の実施（市民活動課）

基本目標４のチャレンジ

～「みんなで支え合う　しあわせなまち　尾張旭」にむけて～

基本目標４の達成に向けた成果指標

住民同士が協力して災害への対応ができていると思う市民の割合※1	令和元年度実績 36.8%	→	**令和７年度目標 42.0%**
近所付き合いをしている市民の割合※2	令和元年度実績 23.8%	→	**令和７年度目標 30.0%**

※1…尾張旭市まちづくりアンケートで、「いざというときに、住民同士が協力して災害への対応ができる」と回答した人の割合
※2…尾張旭市地域福祉計画に関するアンケート調査（市民アンケート）で、「近所付き合いをしている（「非常に親しく付き合っている」+「親しく付き合っている」）」と回答した人の割合

施策の方向４－１　誰もが暮らしやすい地域の環境づくり
施策　４－１－２　市民の移動手段の確保

チャレンジ事業

社協の取り組み

取り組み名	内　容		
車いすの貸し出し	○貸し出し用車いすの整備を進め、車いす貸出事業を行います。		
	指　標	実績（R1）	目標（R7）
	車いすの貸し出し件数（延べ件数）	2,027 件	2,350 件

行政の取り組み

取り組み名	内　容		
印場駅のバリアフリー化（都市計画課）	○１日当たりの乗降客数が 5,000 人を超えた印場駅のバリアフリー化に向けて名鉄との協議、検討を進めます。		
	指　標	実績（R1）	目標（R7）
	駅のバリアフリー化率	75%	100%

施策の方向４－３　地域における防災機能の強化
施策　４－３－２　災害に備えた環境の整備

チャレンジ事業

社協の取り組み

取り組み名	内　容		
災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催	○災害ボランティアコーディネーター尾張旭の協力を得ながら講座を開催し、災害ボランティアコーディネーターを養成します。		
	指　標	実績（R1）	目標（R7）
	災害ボランティアコーディネーター養成者数（延べ人数）	564 人	850 人

行政の取り組み

取り組み名	内　容		
市総合防災訓練の実施（災害対策室）	○行政機関、防災関係機関、自主防災組織、地域住民と連携し、実践的な訓練を実施します。		
	指　標	実績（R1）	目標（R7）
	実際に訓練を体験した市民数	600 人	750 人

施策の方向４－４　地域における見守り・声かけによる安全の確保
施策　４－４－１　地域社会からの孤立化防止

チャレンジ事業

社協の取り組み

取り組み名	内　容		
一人暮らし高齢者への宅配・昼食会の支援充実	○手作り弁当の宅配が安全かつ円滑に行われるよう、支援を継続します。 ○事業に協力しているボランティアグループの新たな担い手の発掘に努めます。		
	指　標	実績（R1）	目標（R7）
	ボランティアが実施する高齢者への宅配件数及び昼食会の参加者	1,148 人	1,500 人

しあわせみらいストーリー

Ｅさん高齢夫婦は「市営バスあさぴー号」が近隣を運行していること知り、免許返納後に積極的に活用しています。買い物を支援するサービスについても活用を検討しています。また、サロンに来れなくなった人について、行政や社協に相談し、配食サービスなどを活用しながら見守りを行うこととなりました。

地域のイベントや学校の福祉教育で、障がいのある人との交流事業にＧさんたちが参加し、少しずつ障がいへの理解が広まりつつあると感じています。また、「成年後見制度」についても、今後のために調べてみようと考えています。

Ｄさんは、様々な団体に声をかけ、防災に対する検討を進めることにしました。女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人など、様々な視点で防災について話し合う大切さを感じています。

基本目標５

誰も自殺に追い込まれない地域づくりの推進

施策の方向５－１　自殺を未然に防止する意識と体制づくり

尾張旭市の状況

地域活動に積極的なＤさん（70 代男性）の場合

ケース 18

生活に苦しんでいる世帯への関わり方

Ｄさんが昔から懇意にしていた友人は、最近は寝たきりになり、なかなか姿が見えません。その息子さんは就職がうまくいかず、不安定な就労状況のなか、親の介護もしなければならないようです。経済的にも生活が苦しいようで、Ｄさんも何か力になりたいと考えましたが息子さんには「関わらないでほしい」と言われてしまいました。

このままでは友人も、その息子さんも苦しいばかりではと思いますが、具体的にどんなことができるのかがわからないため、行政や社協に相談してみようかと考えています。

中学生のＣさんの場合

ケース 19

学校に行っていない友人の力になりたい

Ｃさんの小学校の友人の一人は、別の中学校に進学後、勉強や友人関係がうまくいかず学校になかなか行けていないようです。Ｃさんが連絡をとってみても返事はありません。

そんななか、Ｃさんは自分の学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがいることを知りました。友人の件について、自分が何かできるのか、相談できないかと考えています。

統計やアンケート等からみる状況

○日本は、主要先進国７か国のなかで自殺率が高く、自殺対策は精力的に取り組むべき課題となっています。また、新型コロナウイルスの流行により、学校生活や就労状況など、生活様式が大きく変化し、多くの人が精神的、経済的な負担を抱える事態が見受けられます。近年、全国の自殺者数は減少傾向にありましたが、令和２年 7 月以降は増加しており、前年と比較しても高くなっています。特に女性や子どもで増加がみられます。

○自殺は、様々な要因が複合的に連鎖し、自殺以外の選択肢が考えられなくなった末の、追い込まれた死だといわれます。そのため、様々な局面から「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やしていくことが大切です。

○家庭や学校、職場、地域においては、身近な人が悩みを抱え苦しんでいるサインがみられるとき、そのサインに気づくことや、相談ごとを受け止めること、場合によっては専門的な支援につなげていくことが重要となっています。行政や社協においては、自殺予防に関する正しい情報の周知や、関係機関同士の密接な連携、相談窓口の充実及び周知などが必要となっています。

○本市の自殺者数は近年増加傾向となっています。全国的な傾向と同様、新型コロナウイルスの影響も踏まえた対策が求められます。

Ｄさんの友人家族や、Ｃさんの友人が抱える様々な負担を解消していくためには、どのようなアプローチが考えられるでしょうか。

⇒具体的な取り組みは、次のページから！

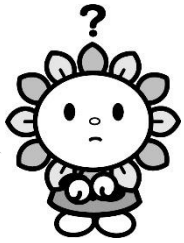

施策５-１-１　市民による気づきと見守りの促進

市民や地域の活動者、行政、社協などが、自殺を考えている人のサインに気づき、自殺を未然に防ぐ役割を担えるよう、自殺防止に関する啓発や、見守り等の充実を図ります。

市民 の取り組み

例えば・・・

- 隣近所の人と積極的にあいさつする【再掲】
- 地域のＳＯＳを見逃さず、相談相手になったり、公的機関につなげる【再掲】
- 回覧板は手渡しする【再掲】

社協 の取り組み

○校区社協と連携して見守り体制を強化します。
○市社協部門間及び校区社協間で情報共有を行います。

具体的には・・・

- 校区社協の活動支援【再掲】
- 校区社会福祉推進連絡協議会の活動支援【再掲】
- 校区連協の役員会の開催
- コミュニティーソーシャルワークの視点をもった活動の充実【再掲】
- 地域の見守りネットワークづくり【再掲】
- 友愛訪問の充実支援【再掲】
- あさひ生活応援サービスの充実【再掲】
- 地域包括支援センターの訪問による状況把握と警察への通報【再掲】

行政 の取り組み

○自殺予防につながり得る情報を発信します。
○地域の連携を強化し、見守りが必要な人の把握と必要に応じて支援が受けられるよう支援します。

具体的には・・・

- 自殺予防に関する啓発の実施（福祉課）
- 広報誌のほか、ホームページ、ＳＮＳ、報道機関などを通じた情報提供（情報課）
- 自治会等が実施するコミュニティ活動の支援【再掲】（市民活動課）
- 民生委員・児童委員による各種実態調査の実施【再掲】（福祉課、長寿課、こども課）
- 環境保全指導員による巡視（環境課）
- 学校と地域の連携（教育行政課）
- 企業等との協定による市民生活の見守り体制の継続【再掲】（総合推進室）

施策５-１-２　ＳＯＳに対する相談支援体制の充実

困りごとを一人で抱え込むことがないよう、様々な悩みに対応できる相談支援体制を整備します。

市民 の取り組み

例えば・・・

- 困りごとは身近な人に相談する　【再掲】
- 自分や身近な人だけで解決できない困りごとについては、相談窓口についての情報を収集し、相談に行く【再掲】
- 隣近所で困りごとを抱えている家庭を把握する【再掲】

社協 の取り組み

○相談窓口の周知を行い、相談しやすい体制を整備します。
○地域相談窓口と連携・情報共有を図ります。

具体的には・・・

- 地域包括支援センターと地域相談窓口による相談支援【再掲】
- 相談窓口の周知と市や関係機関への情報提供

行政 の取り組み

○幅広い分野にわたる様々な悩みごとに対処するため、市役所関係各課や社協における相談窓口の連携体制の強化を図ります。

具体的には・・・

- 精神保健福祉士によるこころの健康相談（福祉課、健康課）
- 保健師による健康相談【再掲】（健康課）
- 地域包括支援センター及び障がい者基幹相談支援センターを中心とした各関係機関の連携【再掲】（長寿課、福祉課）
- こどもの発達センターでの相談支援【再掲】（こども課）
- 「あさぴー子育てコンシェルジュ」による相談支援【再掲】（健康課）
- 子育て支援センターにおける子育て講座や各種サロンの実施【再掲】（こども課）
- スクールソーシャルワーカーによる巡回相談【再掲】（教育行政課）
- こころのアドバイザーによる巡回相談【再掲】（教育行政課）
- 少年センター相談員による電話・街頭相談（市民活動課）
- 生活保護者、生活困窮者への自立相談支援【再掲】（福祉課）
- 生活保護者、生活困窮者への就労支援【再掲】（福祉課）
- 法律に関する相談（市民活動課）
- 消費生活に関する相談（産業課）
- 乳児家庭全戸訪問事業における早期発見・早期対応（こども課）

施策５-１-３　環境の変化に対する支援

進学や就職、失業などの環境の変化により過度のストレスを抱え込むことがないよう、多様な支援を行います。

市民 の取り組み

例えば・・・

- 環境の変化で困ったことがあれば、誰かに相談をする
- 付き合いのある人が普段と様子が違うことに気づいたら相談を勧める
- 病気に関する知識や実態について理解を深める

社協 の取り組み

○生活福祉資金貸付制度やその他生活支援事業の周知に努めます。
○低所得世帯等の生活を経済的に支えるため、民生委員・児童委員や生活困窮者自立支援相談支援員と連携を図ります。
○地域包括支援センター及び関係機関との連携・情報共有を図ります。

具体的には・・・

- 貸付対象者の自立支援【再掲】
- 貸付制度の周知【再掲】
- ひまわり資金の充実【再掲】
- ケースケア会議の開催【再掲】

行政 の取り組み

○退職や病気、障がいで働けない状態にある人が生活で困窮しないよう、就職の支援・事業者との相談や医療機関で受診の支援を実施します。
○学校生活における悩みの解消に努め、どの児童・生徒も登校したいと思える学校づくりに努めます。
○出産・子育てによるライフステージの変化に応じた支援を実施します。

具体的には・・・

- 商工団体等の活性化を支援（産業課）
- ふるさとハローワークへの支援を実施（産業課）
- 就職フェアなどの雇用対策事業の実施（産業課）
- 生活保護者、生活困窮者への自立相談支援【再掲】（福祉課）
- 障害者自立支援医療給付事業の実施（福祉課）
- 福祉医療費の支給（保険医療課）
- 児童・生徒の様々な悩みに対する相談支援を実施（教育行政課）
- 教職員の資質向上のための研修実施（教育行政課）
- 適応指導教室を運営し、学校への復帰を支援（教育行政課）
- 「あさぴー子育てコンシェルジュ」による相談支援【再掲】（健康課）
- 保健師による健康相談【再掲】（健康課）
- 子育て支援センターにおける子育て講座や各種サロンの実施【再掲】（こども課）

施策の方向５-２　暮らしやすい地域づくりの推進

尾張旭市の状況

高齢夫婦のＥさんたちの場合

ケース 20

定年後の生きがいをみつけたい

ある日、Ｅさんは、らくらく筋トレグループの仲間の一人から「夫が定年退職後全然家から出なくて困っているの。トレーニングにも誘っているんだけれど、これまで地域と関わってこなかったから交流がおっくうみたい。このままだと身体もこころも弱ってしまわないか心配だわ」と相談を受けました。旦那さんは、体操や、雑談をするサロンには参加しにくいようです。共通の趣味の集まりや、農作業など、尾張旭市では様々な活動が行われています。何か紹介できないかとＥさんは考えています。

統計やアンケート等からみる状況

○本市の自殺者の動機においては、健康問題の割合が高くなっています。心身が健康であることは、自殺対策においても重要です。

○本市は「健康都市」として、健康づくり推進員の養成や、あさひ健康フェスタの開催、ウォーキングの整備など、多様な健康に関する施策を展開しています。また、様々な交流や社会参加により生きがいづくりにつながる事業にも取り組んでいます。

○一方で、こうした活動に参加できない人への訪問や直接の声かけによって働きかけていくことも大切です。本市では、社会的孤立を防止するための見守りを民生委員・児童委員や民間企業と連携しながら行っています。今後も多様な主体と連携し、心身の健康づくりに取り組むことや、地域ぐるみの見守り体制をつくることが重要です。

日々の楽しみや生きがいをつくることは、自殺対策として重要なことです。どんな生きがいづくりがあるでしょうか。また多くの人の参加を促すには、何が必要でしょうか。

⇒具体的な取り組みは、次のページから！

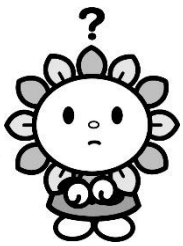

施策５-２-１　健康づくり・生きがいづくりを通じた地域力の育成【再掲】

健康づくりや生きがいづくりの取り組みを通じて、心身の健康の維持・増進を図るとともに、地域で交流するきっかけとしても活用していきます。

市民 の取り組み

例えば・・・

- 健康づくり推進員等による市民主体の健康づくり活動に参加する
- 健康づくりや生きがい活動を通して地域で仲間をつくる

社協 の取り組み

○高齢者や退職後の世代の人が余暇時間を使って参加できるようなボランティアの機会を充実します。

具体的には・・・

- ボランティアサロンの開催【再掲】
- 男性サロンの充実【再掲】
- ボランティア養成講座の充実【再掲】

行政 の取り組み

○らくらく筋トレ自主グループやシニアクラブなど、市民主体の健康づくり、生きがい活動を支援します。

○高齢者を対象とした生涯学習の機会を提供します。

具体的には・・・

- らくらく筋トレ自主グループの活動支援（健康課）
- 高齢者対象の介護予防や生涯学習の各種講座の実施（長寿課、生涯学習課）
- 多様な学習活動を行う公民館講座の実施（生涯学習課）
- 市民活動講座やボランティア体験などができる講座の開催【再掲】（市民活動課）
- 健康づくりに関する「職員出前講座」の実施（健康課）
- スポーツ推進員による地域スポーツの推進【再掲】（文化スポーツ課）
- ふれあい農園事業の推進（産業課）

施策５-２-２　地域社会からの孤立化防止【再掲】

市民や地域の団体、事業所等と連携した見守り活動により高齢者などの孤立の防止を図り、孤独死等を未然に防ぎます。

市民 の取り組み

例えば・・・

- 隣近所の人や友だちと誘いあって、地域行事に参加する
- 隣近所に高齢者の一人暮らし世帯等、見守りが必要な世帯がある場合は、地域みんなで見守る

社協 の取り組み

○一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯などを犯罪などから守るため、地域みんなで見守る仕組みづくりに努めます。
○ボランティアで実施している宅配サービスや昼食会の実施を支援します。
○校区社協などが実施している友愛訪問の活動を支援します。
○地域包括支援センターの地域相談窓口により高齢者の実態把握調査を実施します。

具体的には・・・

- 地域の見守りネットワークづくり【再掲】
- 一人暮らし高齢者への宅配・昼食会の支援充実【再掲】
- 友愛訪問の充実支援【再掲】
- 高齢者実態把握調査の実施による孤立者の発見・見守り【再掲】

行政 の取り組み

○郵便局・企業等との協定により、地域ぐるみの見守り体制を継続します。
○地域組織や行政が企画・運営するイベント・行事、居場所づくりへの参加の呼びかけなど、参加しやすい雰囲気づくりに努めます。
○高齢者世帯や障がい者世帯等を対象とした訪問事業を進めます。

具体的には・・・

- 企業等との協定による市民生活の見守り体制の継続【再掲】（総合推進室）
- シニアクラブを通じた地域社会への参加の働きかけ（長寿課）
- 地域ふれあい講座の開催（生涯学習課）
- 民生委員・児童委員による各種実態調査の実施【再掲】（福祉課、長寿課、こども課）
- あさひ訪問収集（高齢者や障がい者世帯等のごみ出し困難世帯への支援）の実施（環境事業センター）

基本目標５のチャレンジ

～「みんなで支え合う　しあわせなまち　尾張旭」にむけて～

基本目標５の達成に向けた成果指標

相談できる場所がある市民の割合※（再掲）	令和元年度実績 82.9%	→	**令和７年度目標** **85.0%**
生きがいがあると感じる市民の割合※	令和元年度実績 70.4%	→	**令和７年度目標** **80.0%**

※1…尾張旭市地域福祉計画に関するアンケート調査（市民アンケート）で、「生活上の悩みや不安を相談できる場所がある（全体から「どこに相談していいかわからない」「相談できる人はいない」「不明・無回答」を除いたもの）」と回答した人の割合
※2…尾張旭市まちづくりアンケートで、「生きがいがある」と回答した人の割合

施策の方向５－１　自殺を未然に防止する意識と体制づくり
施策　５－１－２　ＳＯＳに対する相談支援体制の充実

チャレンジ事業

行政の取り組み

取り組み名	内　容		
精神保健福祉士によるこころの健康相談（福祉課、健康課）	○こころの悩みを持つ方や家族の方などの相談に応じ適切な福祉サービスなどを案内し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援します。 ○相談に関する情報を広報誌、市ホームページにて周知します。		
	指　標	実績（R1）	目標（R7）
	こころの健康相談件数	86 件	100 件

しあわせみらいストーリー

Ｄさんや Ｃさんは、行政や社協、スクールカウンセラーへ相談し、それぞれの関係者が働きかけを検討しているようです。相談機関からは「誰か気にかけてくれる人がいることが大切」と言われたため、アドバイスを受けながら力になりたいと考えています。

Ｅさんは、尾張旭市の様々なサークルや趣味の活動について、相談を受けた友人へ紹介しました。友人の旦那さんは、ふれあい農園を活用し、野菜づくりに励んでいるようです。 Ｅさんにも野菜を分けてくれるようになりました。

第５章

尾張旭市
成年後見制度
利用促進計画

第５章では、成年後見制度の利用促進を含む市民の権利擁護についてまとめた「成年後見制度利用促進計画」となっています。

１　計画策定にあたって
２　現状と課題
３　施策の展開

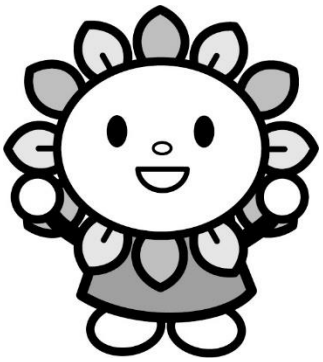

1 計画策定にあたって

（１）計画策定の背景と目的

認知症高齢者や、知的障がいのある人、精神障がいのある人など、一人での判断や意思決定が難しい人や、金銭管理ができない人が増加傾向にあります。こうした人が地域社会に参画しながら、生活を継続できるよう支援するのが権利擁護支援や意思決定支援です。成年後見制度は、こうした人々の権利や生活を支援する制度です。

平成 28 年４月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下、「促進法」という。）が策定され、基本理念が定められるとともに、国の責務等が明らかにされています。また、平成 29 年３月には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、市町村はこの計画を勘案して成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることが努力義務となりました。

本市においては、尾張東部権利擁護支援センター（以下、「センター」という。）を設置した 6 市町（瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市及び東郷町）で構成する尾張東部地域において、平成 31 年３月に「尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画」（以下、「尾張東部成年後見計画」という。）を策定しました。この計画は、認知症高齢者や障がいのある人等の財産管理のみを目的とするのではなく、本人の地域生活を社会全体で支えるという目的を重視するとともに、地域共生社会を推進することも視野に入れる必要性について考慮したものとなっています。

本計画においても、「尾張東部成年後見計画」の内容を踏まえ、行政や社協が取り組むべき権利擁護施策について整理するとともに、その方向性を示すことを目的に、「尾張旭市成年後見制度利用促進計画」（以下、「市成年後見計画」という。）を策定します。

（２）計画の位置づけ

「市成年後見計画」は、促進法第 23 条第１項の規定に基づき策定し、尾張旭市地域福祉計画の下位計画として位置づけます。

また、「尾張東部成年後見計画」の内容を勘案するとともに、本市独自の施策についても示す計画とします。さらに、本市の福祉分野の各計画との整合を図るものとします。

（３）計画の期間

「市成年後見計画」の期間は、本計画と同様に、令和３年度～令和７年度の５か年とします。ただし、国の「成年後見制度利用促進基本計画」は平成 29 年度から令和３年度までとなっており、「尾張東部成年後見計画」においても令和元年度から令和３年度までの計画期間となっています。そのため、これらの計画の改訂に伴い、必要に応じて「市成年後見計画」も見直しを行います。

2 現状と課題

※「尾張東部成年後見計画」より抜粋

（１）成年後見制度の利用状況

①対象者数

成年後見制度利用対象者数は、経年でみると増加しています。また、内訳をみると、推定認知症が 3,164 人、知的障がいが 475 人、精神障がいが 565 人となっています。

■成年後見制度対象者数の経年推移

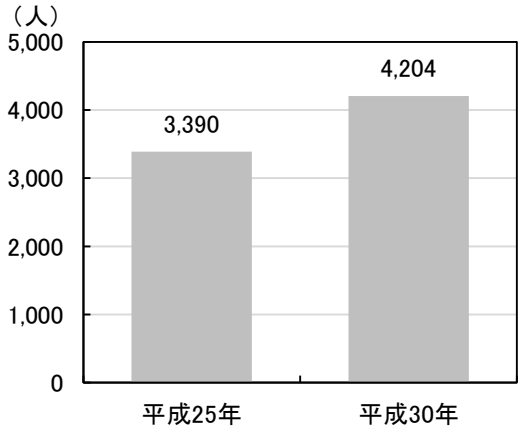

■成年後見制度利用対象者数の推定

（平成 30 年 4 月 1 日現在）

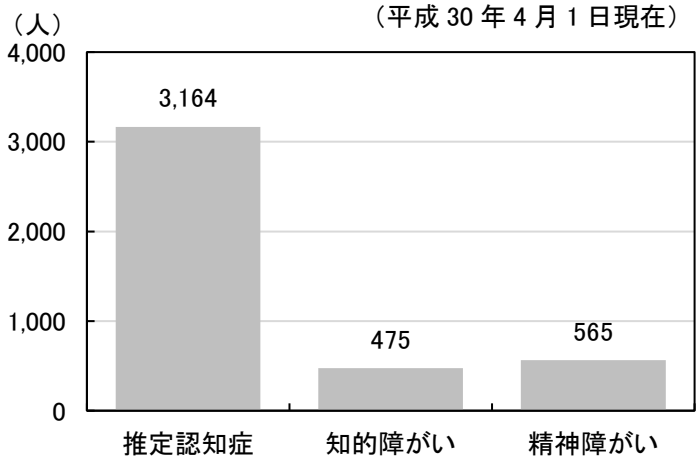

資料：「尾張東部成年後見計画」

※推定認知症者数は、高齢者×厚生労働省の推定認知症有症率（15%）
※知的障害は療育手帳保有者数、精神障害は精神保健福祉手帳保有者数（平成 30 年 4 月 1 日現在）

②利用者数

成年後見制度類型別利用者数は、平成 30 年で 14 件となっています。後見類型が多くなっています。

■成年後見制度類型別利用者数（平成 30 年末時点）

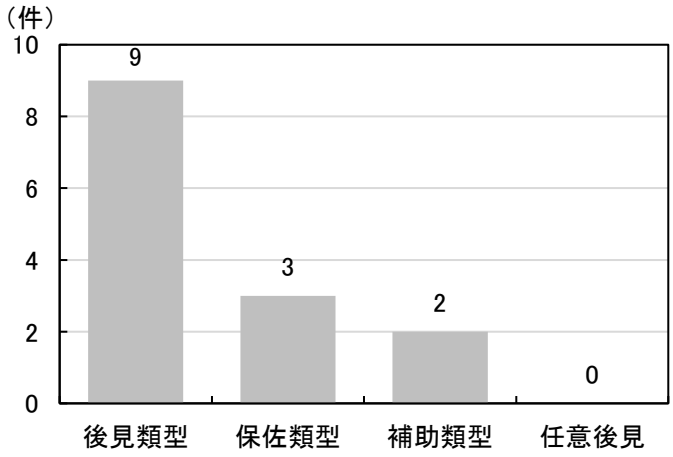

資料：「尾張東部成年後見計画」（名古屋家庭裁判所資料提供）

③首長申し立ての実施状況

首長申し立て（Ｐ124 参照）は、平成 23 年度以降毎年 1 件以上実施されており、近年は増加傾向となっています。

■首長申し立ての実施状況の推移

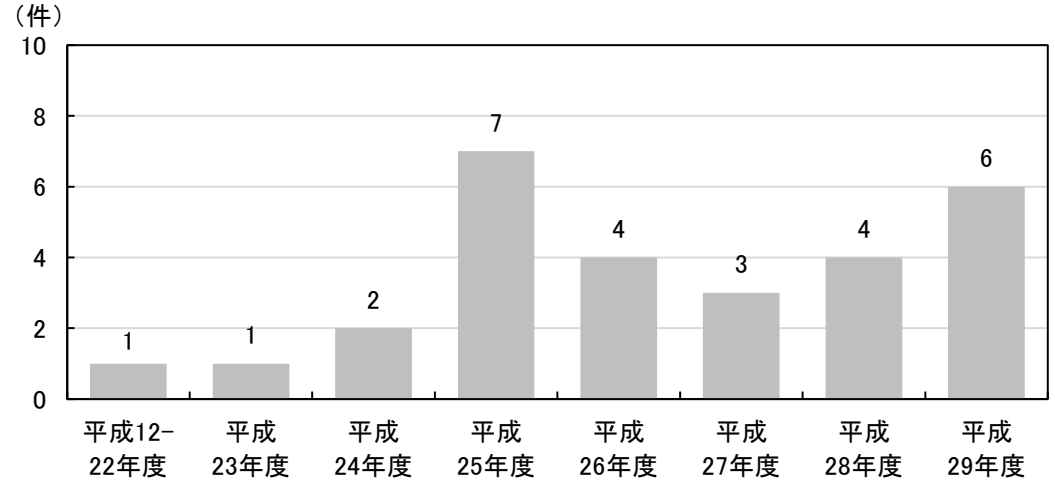

資料：「尾張東部成年後見計画」（名古屋家庭裁判所資料提供）

3 施策の展開

基本目標１　権利擁護の意識醸成によるニーズの早期発見

●成年後見制度の普及・啓発　（長寿課、福祉課）

広報やホームページ、行政や社協の窓口等を通じて、成年後見制度に関する情報を提供し、利用を促進します。

●高齢者世帯・障がい者世帯等の実態把握　（長寿課、福祉課）

民生委員が高齢者世帯・障がい者世帯等を訪問し、困りごと等の実態を把握し、必要な支援につなぎます。

●講演会・学習会等の実施　（センター、福祉課）

住民や地域の団体等を対象とした成年後見セミナーや出前講座を開催し、成年後見制度などの権利擁護に関する知識の普及・啓発を図ります。

●専門職等を対象とした研修等の実施　（センター）

行政、医療、福祉、保健などの関係者を対象に研修会を実施し、成年後見制度に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。また、医師会と連携し、法律専門職、行政、医療、福祉、保健、市民後見人等との合同研修会を実施します。

●虐待防止の啓発　（長寿課、福祉課）

事業所等の関係機関との連携強化や、虐待防止マニュアルを周知するための研修会や講演会の実施、ホームページや広報誌による情報発信により、虐待の未然発生予防、早期発見に取り組みます。

基本目標２　権利擁護のネットワークづくり

●中核機関の機能強化とセンターの安定的な運営　（センター）

センターを中核機関と位置づけ、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の４つの機能の強化を図るとともに、人材の育成により専門的機能の向上を図ります。

●地域連携ネットワークの重層的な形成　（センター）

権利擁護に係る多様な機関の協力を確保するために、法律家や家庭裁判所等の司法を含めた、広域的な地域連携ネットワークの整備を図り、協議会を重層的に組織します。地域連携ネットワークの事務局は、センターと幹事市町（６市町が持ち回りで担当）が担います。また、行政が主導的役割を果たし、ネットワークの構築のあり方について検討します。

●適正運営委員会の運営　（センター）

尾張東部６市町の行政・福祉、司法、医療、保健関係者等によって構成された「適正運営委員会」を地域連携ネットワークの重要な会議と位置づけ、地域の課題の検討、調整、解決等を行います。また後見支援のあり方について検討します。

●福祉分野の会議との連携　（センター）

権利擁護の視点から、地域包括支援センターや障害者自立支援協議会、地域ケア会議などの会議体との有機的な連携を図ります。

●関連性が高い事業との連携　（センター、社会福祉協議会、福祉課）

日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業など、権利擁護との関連性が高い事業を担う機関とセンターとの連携を図り、対象者の円滑な把握や対応を行います。

●虐待早期発見・見守りネットワークの構築　（長寿課）

民生委員・児童委員や地域相談窓口（ブランチ）などの訪問等による見守り活動を継続します。

地域住民、自治会、民生委員児童委員協議会などの関係機関等と連携し、これらの機関のネットワーク化や活動の統括により、虐待などの早期発見・見守りを行う「早期発見・見守りネットワーク」の構築に努めます。

●高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク連絡会議　（長寿課、福祉課）

虐待防止及び虐待を受けた高齢者や、障がい者、またその養護者に対する適切な支援のため、関係機関の代表者（警察署、医師会、保健所、介護事業所等）を集めた定期的な連絡会を開催し、連携の強化と情報の収集・交換を図るとともに、実際のケースに関わる担当者同士の連携の強化を図ります。

基本目標３　本人や家族に寄り添う相談支援体制の確立

●総合的な相談支援の実施　（福祉課）

行政、社協等の住民に身近な窓口を第一次相談機関とし、権利擁護に関する困りごとを受け止めるとともに、専門的な支援が必要な際にセンターへとつなげます。

●相談支援機関間の連携の強化　（長寿課、福祉課）

地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、行政や社協の相談窓口等の相談支援に関わる機関と、センターが連携し、権利擁護が必要なケースへの対応を行います。

基本目標４　適切な権利擁護支援の実施

●首長申し立て　（福祉課、長寿課）

成年後見等の申し立てが困難な人に対して市長申し立てを行い、成年後見制度の利用につなげます。

●法人後見支援の実施　（センター）

意思決定支援の視点を支援者間で共有し、質の確保に留意しながら、法人後見を実施します。また、法人後見実施機関の育成により担い手の拡充を図るとともに、長期的には各市町での法人後見支援実施機関の配置を目指します。

●権利擁護事業　（長寿課（地域包括支援センター）、福祉課）

高齢者や障がい者に対する虐待や悪質な訪問販売等による消費者被害などから高齢者や障がい者を守るため、相談体制を充実させるとともに、成年後見制度などの利用支援、緊急性の高い虐待等での一時保護の措置等、高齢者や障がい者の権利擁護を図ります。

●本人を支えるチームでの対応

（長寿課（地域包括支援センター）、福祉課、社会福祉協議会）

地域連携ネットワークの個別支援の仕組みとして、本人を後見人等とともに支える「チーム」づくりを行い、関係者が話し合って本人への見守り等を行い、困りごとなどに対応する仕組みを構築します。

●日常生活自立支援事業の実施　（社会福祉協議会）

日常生活に不安を抱き、契約等の判断や、金銭や書類の管理が難しい人を対象に、福祉サービスの利用や金銭・書類等の管理を支援します。

●複合的な課題への支援体制の検討　（長寿課（地域包括支援センター）、福祉課）

自立支援協議会に８０５０ワーキングチームを結成し、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、民間事業所、行政の生活困窮・障がい福祉担当等の関係者と連携し、８０５０問題など、複合的な課題を抱える世帯の早期発見・早期対応を行います。

●市民後見人の育成　（センター）

市民後見人養成研修の実施及び市民後見人バンクへの登録を促進し、市民後見人の確保・育成を図ります。また、安心して市民後見人が活動できるよう支援するとともに、バンク登録者の活動範囲の拡充について検討します。

●虐待に対する支援体制の構築　（センター）

虐待発生時に、虐待対応スーパーバイザーや法律専門職が協力し対応するなど、虐待対応の仕組みを検討・構築します。

市成年後見計画のチャレンジ

～「みんなで支え合う　しあわせなまち　尾張旭」にむけて～

市成年後見計画の推進に向けた成果指標

成年後見制度を知っている市民の割合※	令和元年度実績 36.8%	➡	**令和７年度目標** **45.0%**

※尾張旭市地域福祉計画に関するアンケート調査（市民アンケート）で「どういった制度か知っている」と回答した人の割合

第 6 章

計 画 の
推 進 に 向 け て

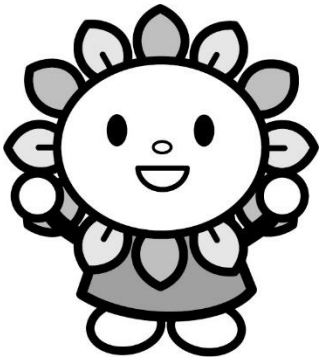

第６章ではこの計画の大きな方向性や根幹となる考え方を示しています。

1　地域共生社会の実現に向けた体制強化
2　社協の体制強化
3　計画の進行管理

1 地域共生社会の実現に向けた体制強化

本計画の着実な推進に向けては、行政と社協のみならず、地域住民や地域に関わるすべての組織・団体との連携・協働の体制を構築していくことが大切です。地域共生社会の実現を目指し、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、各組織、団体のネットワーク化を図ります。

（１）行政と社協の連携強化

地域福祉の推進には、保健・医療・福祉分野のみならず、教育や建設分野、生活環境など、様々な分野との連携が必要になります。そのため、庁内の総合的かつ横断的な体制を整備し、関係部局との連携・情報共有に努めます。

また、市と社協が適切な役割分担のもと、連携・協働して事業実施を行います。市と社協の役割について、市民にわかりやすいよう周知を図るとともに、役割が重複する分野においては、情報共有をより強化しながら、ワンストップ的な対応ができる体制を整備します。

（２）市民、事業所等との連携強化

地域福祉の推進には、地域住民の協力が不可欠です。市民が地域福祉に対する理解を深め、より身近に感じられるよう、本計画や地域福祉に関する情報を広報誌やホームページなど多様な媒体を活用して広く市民に周知し、意識啓発を図ります。

また、地域共生社会の実現に向け、地域組織、市民活動グループ、福祉サービス事業者、医療機関、学校、企業、地域に関わるすべての組織・団体等が有機的に連携しながら地域福祉を推進できるよう、地域ケア会議、障害者地域自立支援連携会議、子ども・子育て会議等の場を活用したネットワーク体制の強化を図ります。

2 社協の体制強化

（１）組織体制の強化

社協は、行政や地域組織、市民活動グループ、福祉サービス事業者などの協力を得ながら、福祉を目的とした様々な事業を進めており、地域福祉を推進するうえで中心となる組織です。社協では自主事業の実施、ボランティアセンターの運営、介護保険事業の実施のほか、市の委託事業として、地域包括支援センターの運営などを行っているため、こうした経験と知識を活かしたさらなる事業内容の充実を図ります。また、専門的な対応力の強化と効率的な事業推進に向け、職員の資質向上と適切な職員配置を進めます。
さらに、地域課題の的確な把握ができるよう、積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけることでニーズ発掘に努めるとともに、課題解決に向けて多様な関係機関との連携が図れるよう、コーディネート機能を強化します。

（２）財源の確保

社協は限られた財源と職員体制のなかで運営されています。活動充実のために、経費の効率的な執行に努めるとともに、社協の会員拡大や共同募金活動への支援強化及び新たな自主財源の確保など、財政基盤を強化します。

3 計画の進行管理

（１）進行管理体制

本計画の推進にあたっては、「尾張旭市地域福祉計画推進会議」を評価機関に位置づけ、客観的な評価と進行管理を図ります。

（２）進行管理方法

本計画の進行管理は、行政、社協による施策・事業の内部評価と、数値目標の達成状況の確認による客観評価の両面から行います。
毎年度の進行管理としては、内部評価に加え、チャレンジ事業に設定している数値目標の進捗を確認します。
計画最終年度には、各基本目標に設定している「成果指標」について、市民意識調査等から達成状況の評価を行います。